

議案番号	第1号
審議年月日	2020.3.30. (第26次)

議決事項

2020年度国家知識財産施行計画（案）

（仮訳）

国家知識財産委員会

提出者	<ul style="list-style-type: none">・教育部長官・外交部長官・法務部長官・農林畜産食品部長官・保健福祉部長官・海洋水産部長官・公正取引委員会委員長・関税庁長・17の市・道知事・科学技術情報通信部長官・統一部長官・文化体育観光部長官・産業通商資源部長官・環境部長官・中小ベンチャー企業部長官・金融委員会委員長・特許庁長	<ul style="list-style-type: none">ユ・ウンヘカン・キョンファチュ・ミエキム・ヒョンスパク・ヌンフムン・ソンヒョクジョ・ソンウクノ・ソクファン チュ・キヨンキム・ヨン Cholパク・ヤンウソン・ユンモジョ・ミョンレパク・ヨンソンウン・ソンスパク・ウォンジュ
提出年月日	2020.3.30.	

（仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所）

本仮訳は、国家知識財産委員会が発表した「2020年度国家知識財産施行計画（案）（2020.3.30.）」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。（<http://www.ipkorea.go.kr>）

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

1. 議決主文

- 「2020年度国家知識財産施行計画（案）」を別紙のように議決する。

2. 提案理由

- 知識財産基本法*に基づき、「第2次国家知識財産基本計画（2017～2021）」の「2020年度施行計画（案）」を作成し、上程・議決するためである。

* 法第9条及び同法施行令第10条

3. 主要内容

イ. 策定目的及び推進経過

- （策定目的）「第2次国家知識財産基本計画（2017～2021）」の政策目標を実現するために年度別に細部の実践計画を策定する必要がある。
- （推進経過）2020年度施行計画（案）の課題体系を改編（別添）し、関係機関の推進計画（案）を総合して施行計画（案）を作成した。

<2020年度施行計画（案）課題体系の改編要旨>

◇ 施行計画の点検・評価及び財源配分方向の実効性を高めるために知的財産（IP: Intellectual Property）財政事業の体系（細部事業・内訳事業など）と連係して強化
◇ 国内外の知的財産政策環境の変化及び新規需要を反映し、第2次国家知識財産基本計画（2017年～2021年）の目標達成を誘導するよう体系化した。

区分	第2次国家知識財産基本計画(2017年～2021年)				
	2017	2018	2019	2020	2021
年度	2017	2018	2019	2020	2021
体系	基本計画の体系	→	→	新規課題の体系	→
検討			課題体系の再検討		次期基本計画の策定

- 「2020年国家知識財産施行計画」課題体系の改編（～2019年10月30日）
- 中央行政機関・自治体に「2020年国家知識財産施行計画」策定指針を送付（2019年10月31日）
- 策定指針に基づき関係機関において推進計画（案）を策定し提出（2020年1月15日）
- 関係機関の推進計画（案）を総合して施行計画（案）を作成（2020年2月28日）
- 関係機関協議及び国家知識財産委員会委員の意見収集（2020年3月初め）
- 国家知識財産委員会の審議・議決（2020年3月末）

ロ. 概要

- （戦略及び重点課題）5大戦略及び21重点課題
- （関係機関）科学技術情報通信部・文化体育観光部・特許庁など16の中央行政機関、17の市・道
- （予算）基本計画実行期間（2017～2021）の全体予算4兆7百億ウオンのうち、7,151億ウオンを投資
※ 2017年～2020年（累積）：2兆5,679億ウオン、全体投資計画対比63%

ハ. 2020 年度施行計画（案）

◇ビジョン：「第四次産業革命を先導する IP 国家競争力の確保」

5 大戦略	21 重点課題
<p><1> 市場需要を反映した IP 戦略の資産化</p>	<p>1. R&D を通じた優秀 IP 創出の促進 2. 事業化有望技術の商用化開発支援の強化 3. IP 技術の取引、金融及び事業化支援の活性化 4. 新技術分野における R&D 標準特許との連携を強化 5. 公共研究機関における IP 経営戦略の高度化</p>
<p><2> 中小・ベンチャー企 業に対する創業・成 長及び保護の強化</p>	<p>6. IP 基盤創業の活性化及び IP サービス費用支援の強化 7. 中小企業に対する IP 競争力強化支援の拡大 8. 中小企業に対する IP・技術保護の強化</p>
<p><3> 国内 IP のグローバ ル進出支援強化</p>	<p>9. 海外進出企業に対する IP 活動支援の強化 10. 韓流コンテンツの海外進出拡散 11. 国際協力を通じた知的財産権の保護 12. 生物・遺伝資源の確保及び国際規範への対応 13. 新品種事業化の促進及び品種保護制度運営の効率化</p>
<p><4> デジタル環境におけ る創作に対する公 正・共存エコシステ ムの造成</p>	<p>14. 創作者の保護及びデジタル著作権侵害対応体系の先進 化 15. 著作物の流通及び活用支援の活性化 16. 有望コンテンツに対する投資の活性化及び産業の育成 17. 職務発明制度拡散を通じた正当な補償文化の定着</p>
<p><5> 人と文化中心の IP 基盤構築</p>	<p>18. 実務及び創業と連携した IP 専門人材の育成 19. 発明・特許素養教育の強化及び著作権尊重文化の拡散 20. 特許審査インフラの整備及び専門力量の向上 21. 地域における IP 競争力の強化</p>

1 市場の需要を反映した IP 戦略の資産化

1 IP-R&D を通じた優秀 IP 創出の促進

○（素材・部品・設備分野）戦略品目 R&D を集中支援*及び中央行政機関との協業により、IP 戦略-R&D パッケージ支援**を通じて技術の自立及び核心・基盤 IP の確保

*技術革新開発事業(中小ベンチャー企業部、2020 年新規)：735 億ウォン

**創業成長技術開発事業：(2019 年)197 億ウォン(中小ベンチャー企業部 168 億ウォン/特許庁 29 億ウォン)→(2020 年)192 億ウォン(中小ベンチャー企業部 160 億ウォン/特許庁 32 億ウォン)

○（特許ビッグデータ分析）課題発掘及び研究企画・遂行など全周期に渡り、特許戦略・設計を支援、有望技術の発掘及び強い特許確保の支援

※IP-R&D 拡大(特許庁)：(2019 年)13 件の革新成長動力産業分野 → (2020 年)全産業分野

2 事業化有望技術の商用化開発支援の強化

○（有望技術の商用化促進）中小・中堅企業に公共研究機関の有望・技術移転及び事業化の支援*、民間投資資金・政府出資金の共同支援を通じて事業化及び IP 創出の促進

*技術寄付プラス事業(産業通商資源部)：4 件の課題支援、13 億ウォン(2020 年新規)

○（需要基盤 R&D などの拡散）企業の需要と連携した追加 R&D 支援などを通じて技術事業化の促進*、政府出資(研究機関)の需要基盤 R&D 課題実績の点検及び優秀成果の広報

*研究産業育成事業(科学技術情報通信部)：30 億ウォン(2020 年)、保健産業事業化コンサルティングの支援事業(保健福祉部)：6 億ウォン(2020 年)

3 IP 技術取引、金融及び事業化支援の活性化

○（IP 金融支援）優秀特許保有のスタートアップ企業などに IP ファンド支援*を通じて資金負担の解消及び経営安定化、IP 担保融資のための回収支援機構**の発足

*新規技術事業化ファンド(産業通商資源部、1,500 億ウォン規模)、IP プロジェクト投資ファンド(特許庁、200 億ウォン規模)

**政府と銀行圏が共同出資し、IP 担保融資の不実特許買入を通じて銀行の損失を軽減

※担保 IP 買入・活用事業の予算：(2020 年、新規)75 億ウォン(特許庁 37.5 億ウォン、銀行圏 37.5 億ウォン)

○（IP 仲介の活性化）民間取引機関及び特許取引専門官*との協力を通じて特許・技術取引の支援、IP 及び技術の価値評価に対する信頼性の向上

*特許庁の知識財産取引所（IP-Market）所属の専門家（博士・技術士・弁理士・弁護士）が特許取引・技術移転・契約書の作成・法律諮問などの業務を遂行

4 新技術分野における R&D 標準特許の連携強化

○（標準化力量の向上）第四次産業革命技術分野における R&D・特許・標準連携戦略及び標準開発*の支援及び標準コンサルティング・教育など標準化力量強化の支援

*国家標準技術力向上事業（産業通商資源部）：（2018 年）245 億ウォン → （2019 年）263 億ウォン → （2020 年）305 億ウォン

○（国際標準化活動の強化）ICT 国際標準化専門家・フォーラムの選定を通じてグローバル事実標準化機構の主導権*の確保及び標準特許情報 DB の現行化

*ICT 国際標準化議長団への進出（科学技術情報通信部）：（2018 年）139 名 → （2019 年）140 名 → （2020 年）141 名

5 公共研究機関における IP 経営戦略の高度化

○（大学・公共研究機関の優秀 IP の好循環）特許ギャップファンド*の拡大を通じて政府支援終了後にも作動可能に大学・公共研究機関 TL0 中心の特許技術エコシステムの構築

*大学・公共研究機関が特許技術移転の成功事例において、収益の一部を回収して他の有望特許技術を支援する方式で政府支援終了後も持続可能に運営

**特許ギャップファンドの拡大（特許庁）：（2019 年）6 機関、18 億ウォン → （2020 年）9 機関、27 億ウォン

○（政府出資研究機関の IP 経営戦略）政府出資研究機関の特性に合う IP 経営戦略の策定*、定期的な資産実査を通じて未活用特許**に対する体系的な管理の強化

*「政府出資（研究機関）IP 経営戦略コンサルティングの支援事業（科学技術情報通信部、2019 年 3 月～2020 年 3 月）」の後続措置として推進（2020 年～）

**未活用特許の割合：（2018 年）9.5% → （2019 年）10.3% → （2020 年）9.5%

2 中小・ベンチャー企業に対する創業・成長及び保護の強化

6 IP 基盤創業の活性化及び IP サービス費用支援の強化

○（IP 基盤の創業）地域別の IP 創業ゾーンを拠点にコンサルティング*・創業資金連携の支援、スタートアップ企業が IP サービス・機関を選定するバウチャー**の支援

*（2018 年）425 件 → （2019 年）460 件 → （2020 年）643 件

**（2019 年）105 社、1,000 百万ウォン → （2020 年）135 社、120 億ウォン

※知的財産基盤創業促進事業（特許庁）：（2019）97億ウォン → （2020）120億ウォン
○（大学創業）優秀研究成果の創業促進のために中央行政機関との協業*を通じて創業支援の拡大**、実験室特化型の創業先導大学指定の拡大***

*「実験室特化型の創業先導大学(教育部)」と「科学技術特化型の創業先導大学(科学技術情報通信部)」との連携を通じて創業を誘導し、「初期創業パッケージ(中小ベンチャー企業部)」を通じて創業を支援

**実験室特化型：（2019年）9.9億ウォン → （2020年）25.7億ウォン、科学技術特化型：（2019年）21.3億ウォン → （2020年）129.2億ウォン、初期創業パッケージ：（2020年新規）75億ウォン

***（2019年）5校 → （2020年）15校

7 中小企業に対する IP 競争力強化支援の拡大

○（オーダーメイド型 IP 戦略）中小企業における成長段階別の特許戦略・投資・R&D 連携支援*、中小企業の R&D 全段階における教育を通じて企画力量向上の支援

*企業における成長段階別のオーダーメイド型 IP-R&D 支援(特許庁)：（2019年）63 課題 → （2020年）82 課題

○（IP ダイレクト支援サービス）ダイレクト支援の選定基準を力量中心から至急性中心に改編、IP 隘路事項に対する緊急支援サービスの提供(地域知識財産センター)

※産業団地公団と協力して現場密着型の IP サービスを提供する「ウリ産業団地特許チーム」の運営(特許庁)

8 中小企業に対する IP・技術保護の強化

○（技術・営業秘密の保護）被害立証責任の緩和、秘密保持協約導入の拡大などのための法令改訂*の推進及びスマート工場などの技術寄託制度の実効性向上

*共存協力法改訂案及び中小企業技術保護法改訂案が国会係留中(中小ベンチャー企業部)

○（技術侵害・奪取の根絶）中小企業の技術保護に対する現場相談及び書類作成の支援、官民合同共存調停委員会*及び共助捜査体系の構築を通じて被害事件を迅速に解決

*関連中央行政機関・関連機関・民間専門家などで構成される官民共同委員会であり、個別中央行政機関及び紛争調停委員会で処理し難い事件についての所管再配分、連係、調停(案)の検討など機能の遂行(中小ベンチャー企業部)

3 国内 IP に対するグローバル進出支援の強化

9 海外進出企業に対する IP 活動支援の強化

○ (グローバル IP 企業の育成) 体系的な IP サービス支援を通じてグローバル IP スタート企業の育成*、GCC・EEN**を活用した海外パートナーの発掘・契約締結・技術取引拡大の支援

*グローバル IP スター企業の選定(特許庁) : (2018 年)510 社 → (2019 年)570 社 → (2020 年)700 社

**グローバル技術事業化協力センター(Global Commercialization Center)及び欧州技術協力ネットワーク(Enterprise Europe Network)などを活用(産業通商資源部)

○ (現地対応体系の強化) 在外公館・海外支援センター間の協力チャンネル*の強化、IP-DESK 新規**開所、現地弁護士など専門家支援プログラムの拡大

*IP-DESK(現 8 カ国 15 カ所)、著作権海外事務所、KOTRA 海外進出企業間の知財権常設協議体の構築

** (フィリピン)模倣品の生産が多く、韓流便乗企業が活発に活動中

10 韓流コンテンツの海外進出拡散

○ (新規市場の開拓) コンテンツの輸出ハープ*の構築及びコンテンツの海外市場の多変換、官民協力を通じて韓流コンテンツ及び連携消費材産業**の同伴進出を支援

*コンテンツ輸出マーケティングプラットフォーム(ウェルコン)を基盤に機関別(KOTRA、NIPA など)輸出情報の統合(文化体育観光部)

**文化体育観光部・中小ベンチャー企業部・産業通商資源部など「文化・産業融合博覧会」の開催(2 カ国)、生活・文化・商品を紹介する「モコジコリア」(3 カ国)、海外韓流イベントとの連携コンテンツ・消費材広報マーケティングイベントの推進(4 カ国)など

○ (海外著作権の支援強化) 国内コンテンツに対する海外流通市場への進出支援*及び著作権紛争予防活動**により、国内コンテンツ企業における海外収益の増大

*海外進出需要別の専門家説明会及び合法利用チャンネル招聘の交流会開催(文化体育観光部)

**標準契約書の配布、契約書の検討及び現地著作権の認証・登録支援(文化体育観光部)

11 国際協力を通じた知的財産権の保護

○ (審査協力の強化) 特許共同審査の拡大*、IP5**間の PCT 協力審査の改善、特許審査ハイウェイ (PPH)***の拡大など国際審査共助の強化

* (2019 年)米国、中国 → (2020 年)米国、中国、英国

**特許出願量が多い海外先進特許 5 カ国 : 韓国、米国、欧州、日本、中国

***PPH 施行国 : (2018 年)29 カ国 → (2019 年)33 カ国 → (2020 年)35 カ国

※特許共同審査：2国に同一発明が特許出願された場合、審査に必要な先行技術文献情報を共有して審査結果の正確性・一貫性を高める制度
 ※Patent Cooperation Treaty：一つの受理官庁に出願書を提出した後、他の国の審査段階に進入する時、受理官庁での出願日を認めてもらえる制度
 ※PCT 協力審査(PCT Collaborative Search & Examination)：PCT 国際調査1件を特許庁単独でない IP5 特許庁の検討と意見交換を経て遂行する制度
 ※Patent Prosecution Highway：第1国で特許可能な審査結果を受けた場合、第2国にその審査結果を提出して優先審査を申請する制度

○ (国際的な IP 先導) 韓・WIPO 間の協力強化及び WIPO 地域事務所の誘致推進、韓-サウジ 特許行政協力事業の拡大及び IP-ODA 事業の内実化*の推進

*ベトナムの国家ブランド開発及び広報を通じて IP-ODA の認識向上(特許庁)、カンボジア・ミャンマー・モンゴル対象の信託管理団体の設立・運営(文化体育観光部)など

12 生物・遺伝資源の確保及び国際規範の対応

○ (国内の生物・遺伝資源) 国家生物資源総合インベントリーの構築*、獣医遺伝子の持続的な収集・保存、山林生命資源管理の強化**など保存管理体系の強化

*国家生物種の管理(環境部、累積種)：(2012年)39,150種類 → (2020年)52,628種類 → (2030年)68,000種類

**管理機関の運営拡大(農林畜産食品部)：(2019年)10カ所 → (2020年)11カ所

○ (海外生物資源の確保) 生物資源の富国*と協力及び利益共有基盤の構築、類似利害関係国(米・日など)と情報共有及び IP イシューの共同対応推進

*6カ国(タンザニア、ベトナム、カンボジア、カチン州、ネパール、コスレ)生物標本3,300点確保

○ (国際規範の対応) 生物・遺伝資源関連の新国際規範専門人材の養成、名古屋議定書及び ABS*対応の海外動向分析**及びコンサルティング・教育の実施***

*遺伝資源の接近・利用及び利益共有に関する法律(ABS：Access to genetic resources and Benefit Sharing)：遺伝資源の利用により発生する利益の公平・公正な共有が目的

** ABS 法制定国の遺伝資源の接近・利用・利益共有など関連手続きの分析(環境部)：(2019年)46カ国 → (2020年)75カ国

***バイオ産業博覧会で現場コンサルティングブースの運営、企業・研究所対象に訪問型 ABS コンサルティングの開催(40回)、事例研究及び集中討論方式で ABS 企業実務力量強化教育の実施(2回)

13 新品種事業化の促進及び品種保護制度運営の効率化

○ (新品種の開発) 新品種育種裾野の拡大及び出願活性化のための現場訪問コンサルティング

グの実施(62回)、水産分野ゴールデンシードプロジェクト*(GSP)施行計画の策定(海洋水産部)

* Golden Seed Project : 韓国種子のグローバル競争力強化のために野菜・園芸・水産・食糧、種畜分野の輸出及び輸入代替の戦略品目 20 品目に対する研究開発事業

○(品種の保護・輸出) 山林食品品種保護制度の改善*、水産品種種子企業の需要カスタマイズ型輸出支援システム構築案の策定及び生産技術の現地化**の推進(海洋水産部)

*山林食物特性調査の要領を新規で 16 件を制定及び配布(農林畜産食品部)

**イシビラメ(ヒラメ類、中国)、バリ(ベトナム、マレーシア、インドネシア、中国(新規))、アワビ(メキシコ(新規))など

4 デジタル環境における創作に対する公正・共存エコシステムの造成

14 創作者の保護及びデジタル著作権侵害対応体系の先進化

○(公正・共存体系) 政府支援事業に対する標準契約書の適用*拡大及び被害申告相談**、デジタル著作権保護のための総合対応体系***の構築

* (2019 年) 標準契約書使用有無の事後点検 → (2020 年) 協約締結前の事前コンサルティング

**コンテンツ公正共存センター(2018 年 5 月～)の相談件数(文化体育観光部) : (2018 年)51 件 → (2019 年)106 件 → (2020 年)110 件

***著作権保護審議委員会の処理案件(文化体育観光部) : (2019 年)167,524 件 → (2020 年)168,000 件

***官民協力の著作権侵害対応処置件数(文化体育観光部) : (2019 年)41,817 件 → (2020 年)43,817 件

○(ソフトウェアの保護体系) ソフトウェア著作権紛争の職権調停決定制度*の利用活性化、ソフトウェア侵害紛争類型別の対応のための鑑定人団の構成を拡大**及び専門性の強化

*当事者が合理的な理由なしに調停案を拒否したり、紛争価額が少額な場合など迅速な解決のために「職権調停決定制度」を導入(文化体育観光部、施行 2020 年 8 月 5 日)

**ソフトウェア鑑定人団の構成(文化体育観光部) : (2019 年)65 名 → (2020 年)80 名

15 著作物の流通及び活用支援の活性化

○(著作物の利用) 民間需要基盤の高品質の自由利用著作物*の拡充・提供し、著作権権利情報の統合**の収集・提供など著作物の利用ワンストップサービス***の提供

*自由利用著作物の利用件数 : (2018 年) 5,810 件 → (2019 年) 7,473 件 → (2020

年) 8,668 件

**統合著作権の権利管理情報(文化体育観光部) : (2018年) 3,003 件 → (2019年) 3,492 件 → (2020年) 4,700 件

***デジタル著作権取引所及び著作権委託管理業システムなど権利情報管理システム間の連携強化を通じて委託管理業者及び利用者の活用を誘導(文化体育観光部)

○(教育現場における著作権紛争の防止) 小中学校のフォント著作権紛争及び不正利用防止のための教育*を実施、「教育機関のフォント紛争対応体系(TFT**)」の運営

*(2020年上半期、全体学校)訪問教育を通じてフォント・著作権教育を実施(教育部)

**教育部、教育庁、文化体育観光部、外部専門家で構成(2019年12月~2020年12月)

16 有望コンテンツに対する投資活性化及び産業の育成(文化体育観光部)

○(コンテンツの投資拡大) コンテンツ分野の価値評価適用対象を拡大*し、コンテンツの企画開発・製作初期段階及び疎外ジャンルにファンド投資**の拡大

*(2019年、ゲーム、放送、映画、アニメーション、ミュージカル、音楽、eラーニングコンテンツ → (2020年)漫画、キャラクターを追加

**マザーファンドの文化勘定出資予算 : (2018年)540 億ウォン → (2019年)630 億ウォン → (2020年)1,130 億ウォン

***マザーファンド文化勘定内の「コンテンツ冒険投資ファンド」800 億規模を新設助成

○(新技術融合コンテンツの製作) 文化・観光・スポーツ・ゲームなど民間分野及び敬天寺塔・武寧王陵・ハングルなど有無形文化資源に対する実感型コンテンツの製作支援*

*民間分野 : (2019年)88.7 億ウォン → (2020年)153 億ウォン、文化資源 : (2019年)100 億ウォン → (2020年)100 億ウォン

17 職務発明制度の拡散を通じた正当な補償文化の定着(特許庁)

○(職務発明制度の拡散) 職務発明制度の拡散及び内実化のための産学研発展協議会の運営及び様式・サンプルなどガイドライン(Tool kit)を製作・配布

○(公共分野の活性化) 専用実施権設定基準の明確化など市場需要に合わせた高品質の特許創出・事業化の誘導及び公務員職務発明*活用の向上

*公務員の職務発明に対する処分・管理及び補償などに関する規定(大統領令)の改訂(2020年上半期)

5 人と文化中心の IP 基盤構築

18 実務及び創業と連携した IP 専門人材の養成

○ (IP 力量の強化) 創業保育センター*連携型の企業教育、コンテンツ創意人材教育の人数拡大**及び地域コンテンツ創意人材の発掘***

* (2020 年) 8 拠点センターの選定、センター別 3 回 (1 回当たり 3 時間) の教育を実施 (特許庁)

** (2019 年) 400 名 → (2020 年) 500 名 (文化体育観光部)

*** (2020 年新規) 約 100 名以上の規模 (文化体育観光部)

○ (IP 教育-創業・就業の連携) 「産学連携の IP 採用プログラム*」の運営及び IP 講座の開設**、青年創業企業対象の IP 実務教育・コーチング***及び大学における IP 教育の活性化

*教育プログラムを履修した学生に対する地域企業への就業支援

**忠南・ハンバツ・大徳大学(大田圏)、漢拏・翰林・カトリック関東大学(江原圏)、東西・東義・新羅大学(釜山圏)で特許明細書の作成、IP 経営・創業など 15 単位以上の実務中心の講座を開設 (特許庁)

***発明振興会・大中小農漁業協力財団及び弁理士などを通じて IP 実務教育を 30 回 (2020 年) 支援 (中小ベンチャー企業部)

19 発明・特許の素養教育講座及び著作権尊重文化の拡散

○ (青少年 IP 教育) 発明教育センターメーカー体験施設の連携を通じてワンストップ教育課程*の提供、小中高向け著作権体験教室など正しい著作物の利用方法についての教育**

*3D プリンター、レーザーカッティング機など体験施設を通じてアイデア試作品の製作支援 (特許庁)

** (2020 年、青少年・教職員向け) 1 万回以上実施、(2020 年、文化芸術の脆弱階層向け) 120 回以上実施

○ (著作権尊重文化) 教員・産業従事者・父兄などを教育対象にカスタマイズ型教育課程*の運営、ユーチューブ・ウェブトゥーン・SNS など生活のなかの著作権広報を強化

*教員職務研修、産業従事者・大学生など対象のアカデミー、一般人対象の生涯教育、大学・関連機関など外部による協力課程、遠隔教育などを実施 (文化体育観光部)

20 特許審査インフラの整備及び専門力量の向上 (特許庁)

○ (特許審査) 3 人協議審査*の実施・拡大、機械翻訳サービスの高度化**及び審査において引用される非特許文献に対する検索サービスの提供

*融合・複合技術分野 (全体審査件数対比) : (2019 年) 17% → (2020 年) 20%

**審判関連文書を、AI を基盤に機械翻訳学習データとして追加

○（特許審判）特許紛争の迅速な解決のための迅速*・優先**審判の支援及び審判遅延防止のための証拠・主張の適時提出主義***の導入を推進

*（迅速審判）法院、検察など関連侵害訴訟事件は3 ヶ月内に処理

**（優先審判）素材・部品・設備分野の審判事件は優先審判で処理（2020 年～）

***審判段階においてあまりにも遅く提出する証拠・主張を制限

21 地域における IP 競争力の強化

○（地域産業の育成）地域特産品、伝統産業などに対する IP 観点から見た主力特化産業*の育成、地域観光資源に対する固有ブランド**の開発

*農業（世宗）、自動車部品及び造船資機材（蔚山）、郷土資源の健康食品化（全北）、シルク産業（慶南）、化粧品（済州）、バイオヘルス（忠北）、メディカルハーブ資源（江原道）など

**八公山山中市場の再現（大邱）、地域文化資源の発掘及びキャラクター・玩具などを開発（忠南）、伝統市場ブランドの開発（釜山）

○（郷土・村企業の IP 力量強化）農漁村企業向けの IP 経営コンサルティング*、IP 優秀事例の広報・教育及び紛争相談、地域特化コンテンツの発掘支援

*国内外の IP 権利化、包装デザイン開発及びブランドネーミング開発、大型流通ネットワーク・都市などとの協力を通じて販路開拓支援など（仁川、釜山、光州、大田など）

4. 今後の計画

○ 関連中央行政機関及び自治体に通報*（2020 年 3 月）して実行（～2020 年 12 月）

*科学技術情報通信部長官は委員会の審議を経て確定した施行計画を関連の中央行政機関の長及び市・道・知事に通報（知識財産基本法施行令第 10 条第 3 項）

○ 2020 年度施行計画推進実績に対する点検・評価の実施（2021 年 3 月）

▶第2次基本計画を基盤に、政策与件の変化及び現政府の下半期重点推進課題などを鑑み、2020年以降に推進する5大重点戦略の選定

□（必要性）貿易紛争対応強化に向けて優秀 IP の創出、高付加価値イノベーション技術分野における標準特許の確保、デジタル創作環境における IP 保護などの重要性が台頭

○ 素材・部品・設備分野における IP 競争力の向上、需要者中心の IP-R&D 連携の強化、IP 取引・金融の活性化、海外における IP 紛争の対応・支援など新規政策の需要を反映

□（導出体系）2次基本計画＋主要国政課題＋政策与件 ⇒ 5大重点戦略

6大重点方向 (12大推進課題- 23大細部課題)	政策環境の変化	新規政策の需要	5大重点戦略 (21大核心課題)
①第四次産業革命の対応及び新産業創出のための強い IP 確保	・ IP-R&D 連携の優秀 IP の創出促進 ・ 先端技術に対する積極的な資源と強い特許の創出	・ 素材・部品・設備関連の課題支援など	①市場需要を反映した IP 戦略の資産化
②創業と中小・ベンチャー企業成長のための IP 力量の強化及び公正秩序の強化	・ 中小・ベンチャー企業及び創業企業に IP 競争力強化の支援	・ 特許ビッグデータ基盤の創業 ・ アイデア取引プラットフォームの活性化など	②中小・ベンチャー企業に対する創業・成長及び保護の強化
③グローバル IP 対応力量の強化	・ 南北間の IP 分野における相互交流 ・ 海外における知財権紛争の支援	・ 海外進出高品質 IP 技術の事業化に対する支援方案など	③国内 IP のグローバル進出支援の強化
④デジタル環境に対応する著作権エコシステム基盤の造成	・ 国内の IP 保護	・ コンテンツの価値評価支援など	④デジタル環境の創作に対する公正・共存エコシステムの造成
⑤IP 尊重文化の拡散及び基盤の造成	・ 障害者・老人の IP アクセシビリティ向上、女性 IP 専門人材の養成		⑤人と文化中心の IP 基盤の構築
⑥IP 基盤の良い職場づくりに寄与			

※5カ年国家知識財産基本計画の硬直性を補完するため、3年目に政策環境の変化などを鑑み、課題体系の再調整(6大方向-12大推進課題-23大細部課題⇒5大戦略-21大核心課題)

2020 年度国家知識財産施行計画（案）

2020. 3. 30.

關係政府部処合同

目次

- I. 推進概要 17
 - 1. 推進概要 18
 - 2. 推進経過 19
 - 3. 主要特徴 19

- II. 2020 年度国家知識財産施行計画（案） 24
 - 1. 5 大戦略別の推進課題（案） 31
 - 2. 2020 年度の財政投資計画（案） 106

- III. 今後の計画 99

- [添付 1] 2020 年度部処事業－施行計画、細部課題－人材養成計画の連携図 101
- [添付 2] 地方自治団体別の細部推進課題 112
- [添付 3] 人材養成 4 大戦略別の推進課題（案） 121

I . 推進概要

1. 推進概要

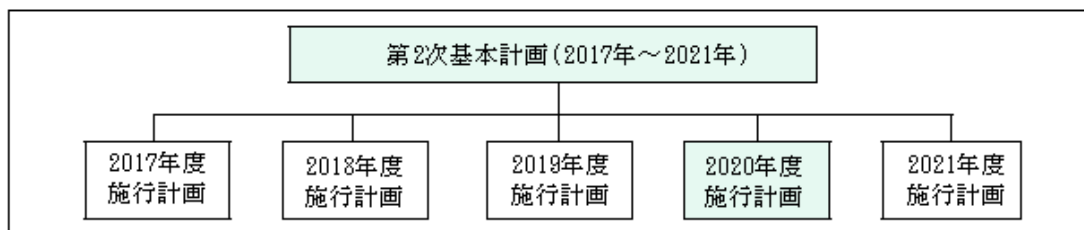
1 策定根拠及び体系

□ 「知識財産基本法（第 8 条）に基づき、政府は 5 年ごとに知的財産（IP*）に関する中長期政策目標と基本方向を定める「国家知識財産基本計画」を策定

* Intellectual Property

○ 同法（第 9 条）に基づき、「国家知識財産基本計画」の政策目標を実現するために年度別の細部実践計画である「国家知識財産施行計画」を策定

<基本計画と施行計画の関係>



□ 関係中央行政機関と広域地方自治団体の推進計画を総合し、国家知識財産委員会で「国家知識財産施行計画」を審議・確定（第 6 条）

※対象期間：（中央）科学技術情報通信部・文化体育観光部・特許庁など 16 機関、（自治体）17 広域自治体

<「知識財産基本法」の基本計画－施行計画に関する規定>

第 6 条（国家知識財産委員会の設置及び機能）②委員会は次の各号の事項を審議・調整する。

1. 第 8 条による国家知識財産基本計画及び第 9 条による国家知識財産施行計画の樹立・変更に関する事項
2. 第 10 条による基本計画及び施行計画の推進状況に対する点検・評価に関する事項
3. 知識財産関連の財源の配分方針及び効率的な運用に関する事項

第 8 条（国家知識財産基本計画の樹立）①政府は、この法律の目的を効率的に達成するために 5 年ごとに知識財産に関する中・長期政策の目標及び基本方針を定める国家知識財産基本計画（以下「基本計画」という）を樹立しなければならない。

第 9 条（国家知識財産施行計画の樹立）①政府は、関係中央行政機関の長及び市・道知事から第 8 条の基本計画による推進計画の提出を受け、毎年国家知識財産施行計画（以下「施行計画」という）を樹立しなければならない。②政府は、施行計画を樹立し、又は変更しようとする場合には、委員会の審議を経て確定する。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更しようとする場合には、この限りでない。

2

推進経過

- 「2020 年国家知識財産施行計画」の課題体系を改編（～2019 年 10 月 30 日）

＜国家知識財産基本計画課題体系に対する再検討の周期＞

区分	第 2 次国家知識財産基本計画(2017 年～2021 年)				
年度	2017	2018	2019	2020	2021
体系	基本計画の体系	→	→	新規課題の体系	→
検討			課題体系の再検討		次期基本計画の策定

- 部処・自治体に「2020 年国家知識財産施行計画」の策定指針を送付(2019 年 10 月 31 日)
- 策定指針に基づき、関係機関で推進計画(案)を策定・提出(2020 年 1 月 15 日)
- 関係機関の推進計画(案)を総合して施行計画(案)を設定(2020 年 2 月 28 日)
- 関係機関の協議及び国家知識財産委員会委員の意見収集(2020 年 3 月初め)
- 国家知識財産委員会の審議・議決(2020 年 3 月末)

3

主要特徴

- 政策与件の変化及び現政府下半期の重点推進課題などを鑑み、5 大重点戦略を導出して「2020 年施行計画*」に反映

*対内外の IP 政策環境の変化によって台頭した政策需要を反映できるよう連動計画(rolling plan)で推進(5 大重点戦略-21 の核心課題)

- 国内の IP 動向及びこれまでの IP 政策に対する成果分析などを通じて 5 大重点戦略別の核心課題を体系化

※知識財産委員会の審議・調停案件など推進現況の点検、国内外 IP 政策環境の変化及び未来の見通し分析などを通じて政策的な示唆点を導出して重点政策需要を発掘

- 施行計画の実行性向上のために施行計画核心課題と IP 予算事業体系(細部事業・内訳事業など)との連携を強化

※各部処の IP 予算事業は細部事業(計 57 事業)、細部事業内の内訳事業など多様

- 第 2 次国家知識財産基本計画及び国政課題との有機的な連携を通じて国家知識財産政策方向の一貫性を向上

◇ビジョン：「第四次産業革命を先導する IP 国家競争力の確保」

5 大重点戦略	21 の核心課題
<p><1> 市場需要を反映した IP 戦略の資産化</p>	<p>1. R&D を通じた優秀 IP 創出の促進 2. 事業化有望技術商用化開発支援の強化 3. IP 技術の取引、金融及び事業化支援の活性化 4. 新技術分野における R&D 標準特許連携の強化 5. 公共研究機関における IP 経営戦略の高度化</p>
<p><2> 中小・ベンチャー企業 に対する創業・成長 及び保護強化</p>	<p>6. IP 基盤創業の活性化及び IP サービス費用支援の強化 7. 中小企業に対する IP 競争力強化支援の拡大 8. 中小企業に対する IP 技術保護の強化</p>
<p><3> 国内 IP におけるグ ローバル進出支援の 強化</p>	<p>9. 海外進出企業に対する IP 活動支援の強化 10. 韓流コンテンツの海外進出拡散 11. 国際協力を通じた知的財産権の保護 12. 生物・遺伝資源の確保及び国際規範の対応 13. 新品種事業化の促進及び品種保護制度運営の効率化</p>
<p><4> デジタル環境におけ る創作に対する公正・共存エコシス テムの造成</p>	<p>14. 創作者の保護及びデジタル著作権侵害対応体系の先進化 15. 著作物の流通及び活用支援の活性化 16. 有望コンテンツに対する投資の活性化及び産業の育成 17. 職務発明制度の拡散を通じた正当な補償文化の定着</p>
<p><5> 人と文化中心の IP 基盤構築</p>	<p>18. 実務及び創業連携の IP 専門人材育成 19. 発明・特許素養教育の強化及び著作権尊重文化の拡散 20. 特許審査インフラの整備及び専門力量の向上 21. 地域における IP 競争力の強化</p>

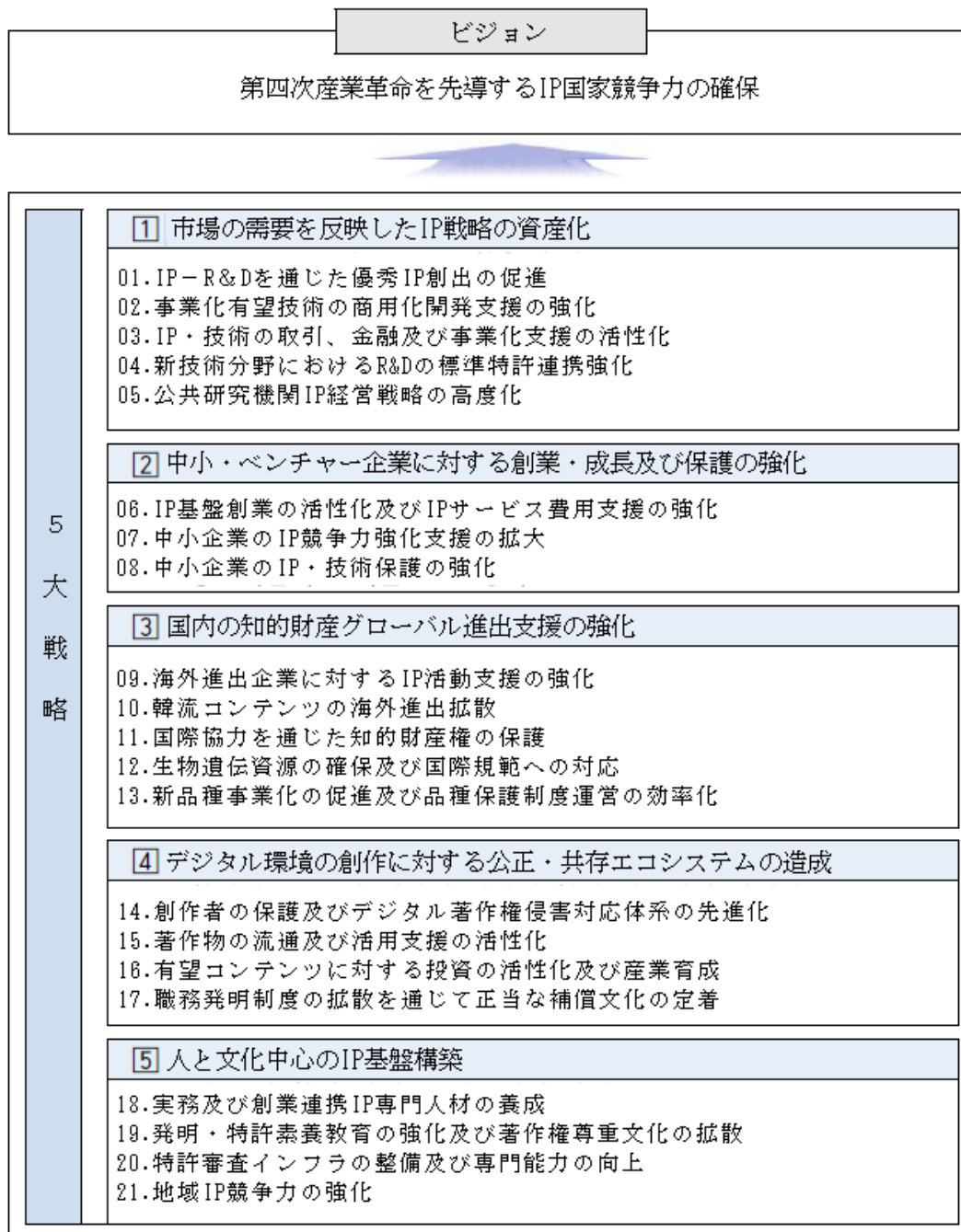
参考 2 2020 年核心課題一部処事業－2019 年細部課題との連携図

2020 年新規 21 大核心課題		部処予算事業基準で 一致化	2019 年 23 大重点課題 (110 の細部課題)	
1	IP-R&D を通じた優秀 IP の創出促進	特許技術調査分析(特許庁、細部)、中小企業 R&D 力量の向上(中小ベンチャー企業部、内訳)、グローバルフロンティア(科学技術情報通信部、細部)	3-1	IP 戦略と R&D 連携を通じた優秀 IP 創出の促進
2	事業化有望 IP 技術の取引及び事業化支援強化	研究産業育成(科学技術情報通信部、内訳)、バイオヘルス技術のビジネスエコシステム(保健福祉部、内訳)、企業成果の活用促進(産業通商資源部、内訳)、事業化連携技術開発事業(細部)、中小企業需要基盤の R&D 活性化(科学技術情報通信部、制度)、政策ファンド活用の事業化支援(産業通商資源部、制度)	2-2	IP・技術の取引及び事業化の促進
3	IP・技術の取引、金融及び事業化支援の活性化	特許技術の戦略的な事業化支援(特許庁、内訳)、マザーファンド組合の出資(細部)、食品技術の取引・移転支援事業(農林畜産食品部、内訳)、技術信用融資の実績改善及び技術基盤投資の拡大(金融委員会、制度)	2-1 2-3	IP サービス業の活性化支援 民間中心の IP 雇用高度化
4	新技術分野 R&D 標準特許連携の強化	標準特許創出支援(特許庁、細部)、情報通信放送標準開発支援事業(科学技術情報通信部、内訳)、中小・中堅企業の国際標準化力量及び R&D－標準連携の強化(産業通商資源部、制度)	3-2	新技術分野の R&D に標準特許戦略適用の強化
5	公共研究機関の IP 経営高度化	国家科学技術研究会の研究運営費支援事業(科学技術情報通信部、内訳)	3-3	公共研究機関の先導的 IP 経営の強化
6	IP 基盤創業の活性化及び IP サービス費用支援の強化	知的財産基盤創業の促進(特許庁、細部)、スタートアップ企業の特許バウチャー(特許庁、細部)、中小企業特許控除事業(特許庁、細部)	5-1	中小・ベンチャー企業の IP 活動支援の強化
7	中小企業 IP 競争力強化支援の拡大	IP R&D 戦略支援(特許庁、細部)、グローバル中小企業の育成プロジェクト(中小ベンチャー企業部、細部)、中小企業の技術革新開発(中小ベンチャー企業部)		
8	中小企業の IP・技術保護の強化	国内知的財産権保護活動の強化(特許庁、内訳)、中小企業情報化力量の強化(中小ベンチャー企業部、内訳)、技術革新基盤の造成(内訳)、中	6-1	中小企業のアイデア・技術保護の強化

		<p>小企業営業秘密保護の強化(公正取引委員会、制度)、不正競争行為の拡大及び処罰・行政処置の強化(産業通商資源部、制度)、捜査技術人材の高度化及び関連機関協力の強化(法務部、制度)</p>		
9	海外進出企業に対する知的財産活動支援の強化	<p>知的財産権保護強化のための支援(関税庁、細部)、海外知的財産権保護活動の強化(特許庁、内訳)、知的財産創出支援(特許庁、細部)、多国籍間経済外交の推進及び経済協力の強化(外交部、内訳)、不公正貿易行為に対する調査及び是正措置(産業通商資源部、制度)</p>	9-1	海外進出企業の IP 隘路解消の支援
10	韓流コンテンツの海外進出拡散	<p>文化コンテンツの国際協力及び輸出基盤の造成(文化体育観光部、内訳)、WIPO 信託基金支援(細部)</p>	8-3	韓流コンテンツのグローバル進出支援
11	国際協力を通じて知的財産権の保護	<p>国際知的財産の寄付(特許庁、内訳)、審査品質向上のための主要国間の審査共助強化(特許庁、制度)、世界知的所有権機関(WIPO)への参加拡大及び地域事務所の誘致など(外交部、制度)</p>	9-2	IP 国際共助強化及びグローバルステータスの向上
12	生物遺伝資源の確保及び国際規範の対応	<p>国家生物支援総合インベントリーの構築(環境部、細部)、生物支援国際協力事業(細部)、名古屋議定書の国内認識向上(細部)、生物・遺伝資源に関する新国際規範の対応人材養成(細部)、農林畜産検査検査技術開発事業(農林畜産食品部、内内訳)、海洋生物資源館の運営(海洋水産部、内内訳)</p>	10-1	生物・遺伝資源に関する新国際規範の対応
13	開発新品種の事業化促進及び品種保護の強化	<p>品種審査及び栽培試験(農林畜産食品部、内訳)、山林品種保護・採種園の管理(内訳)、水産種子産業の育成(海洋水産部、内訳)、Golden Seed プロジェクト(細部)</p>	10-2	新品種の開発活性化及び保護強化
14	創作者の保護及びデジタル著作権侵害対応体系の先進化	<p>韓国著作権委員会の支援(文化体育観光部、内訳)、文化産業政策開発及び評価(内内訳)、著作権保護活動の活性化(内訳)、未来の著作権法制度の改善方向研究など(制度)、標準契約書の活用拡大、商業用音盤の公演権範囲の拡大(制度)、コンピュータソフトウェア関連発明に対す</p>	7-1 4-1	デジタルコンテンツ著作権保護体系の整備 新技術・新産業 IP 保護体系の整備

		る審査力量の向上(特許庁、制度)		
15	著作物の流通及び活用支援の活性化	著作権の流通支援及び利用活性化(文化体育観光部、内訳)、教育著作権の共有支援体系(教育部、制度)	8-1	デジタルプラットフォームを活用した著作物の利用活性化
16	有望コンテンツに対する投資活性化及び産業育成	文化コンテンツの投資活性化(文化体育観光部、内訳)、実感型コンテンツの育成(内訳)、コンテンツ産業エコシステムの造成(内訳)	8-2	新技術トレンドに合うコンテンツ創出エコシステムの造成
17	職務発明制度の拡散を通じて正当な補償文化の定着	職務発明の活性化(特許庁、内訳)、発明奨励文化の造成(内訳)	5-2	職務発明制度の拡散を通じて正当な補償文化の定着
18	実務及び創業連携知的財産専門人材の養成	需要者中心の知的財産専門人材養成(特許庁、細部)、実験室特化型の創業先導大学(教育部、内訳)、実験室の創業支援(科学技術情報通信部、細部)、産業専門人材の力量強化(産業通商資源部、内内訳)、創業成功パッケージ(中小ベンチャー企業部、細部)、医療機器特性化大学院の支援(保健福祉部、細部)、製薬産業特性化大学院の支援(細部)	1	IP 専門人材養成及び創業・就業へ連携
19	発明・特許素養教育の強化及び著作権尊重文化の拡散	発明教育の活性化(特許庁、細部)、著作権文化基盤の造成(文化体育観光部、内訳)	11-1 11-2	青少年対象 IP 教育の強化、IP 親和的な環境造成
20	特許審査インフラの整備及び専門力量の向上	特許審査支援事業(特許庁、細部)	4-2	特許権の信頼性・安定性向上
21	地域 IP 競争力の強化	※地方自治団体の内部事業に該当	12	地域における IP 競争力の強化

Ⅱ. 2020 年度国家知識財産施行計画(案)



① 市場の需要を反映した IP 戦略の資産化

- 素材・部品・設備分野における創業企業及び核心・戦略品目に R&D 支援の拡大
- 素材・部品・設備の政府 R&D に IP-R&D を拡大し、部処協働により核心品目などに IP-R&D 及び R&D(産業通商資源部、中小ベンチャー企業部)の統合支援

※IP-R&D 戦略支援事業：(2018 年)196 億ウォン → (2019 年)212 億ウォン → (2020 年)320 億ウォン(素材・部品・設備 200 億ウォン前後)

- 素材・部品・設備分野における国産化のための戦略品目の発掘・集中支援*及び大・中小企業間の技術協力エコシステム構築のための技術開発支援**

*技術革新開発事業：735 億ウォン(2020 年新規)

**中小企業の商用化技術開発事業(素材・部品・設備分野)：150 億ウォン(2020 年新規)

- IP 回収支援機構の発足及び優秀 IP 保有企業へのファンド支援
- 政府・銀行圏が共同で出資し、IP 回収支援機構が銀行で保有する不実特許を買い入れて IP 担保融資銀行の損失を軽減

※担保 IP 買い入れ・活用事業の予算：(2020 年、新規)75 億ウォン(特許庁 37.5 億ウォン、銀行圏 37.5 億ウォン)

- 企業の資金難解消及び経営安定化のために技術事業化ファンド(GIFT*)2号ファンド(1,000 億ウォン)の投資開始及び新規技術事業化ファンド**の助成

*Governmental Industrial Fund for Technology and services

**全体で 1,500 億ウォン規模

- 中小・ベンチャー企業の海外特許収益化のための IP プロジェクト投資ファンドの助成*及び地域初期企業の発掘・育成のための投資ファンドの新規助成**

*200 億ウォン規模(2020 年、新規)

**50 億ウォン規模(2020 年、新規)

② 中小・ベンチャー企業に対する創業・成長及び保護強化

- IP 翼(ナレ)プログラム及び特許バウチャー支援の拡大、カスタマイズ型 IP 戦略策定支援の拡大
- IP 戦略が不十分なスタート企業の生存率を高めるために IP 翼(ナレ)プログラムを通じて創業企業特化型 IP コンサルティング提供の拡大*

*コンサルティング件数：(2018 年)425 件 → (2019 年)460 件 → (2020 年)643 件

○ スタートアップ企業が必要な時期に希望の IP サービス及び機関を選択できるように需要者中心のスタートアップ企業特許バウチャー発給の拡大*

*特許バウチャー規模：(2019年)10億ウォン → (2020年)15億ウォン

○ スタートアップ企業の成長促進のための特許戦略-投資-R&D 連携支援、中小企業に対する IP-R&D 支援プログラムの多様化など、成長段階別カスタマイズ型の IP-R&D の支援

*企業の成長段階別カスタマイズ型 IP-R&D 支援：(2019年)63企業 →(2020年)82課題

□ 実験室創業支援の拡大及び実験室特化型創業先導大学支援の拡大

○ 部処間の協業を通じた大学院実験室創業支援の拡大*

*実験室特化型の創業先導大学(教育部)：(2019年)9.9億ウォン → (2020年)25.7億ウォン

*科学技術特化型の創業先導大学(科学技術情報通信部)：(2019年)21.3億ウォン → (2020年)129.2億ウォン

*実験室特化型初期創業パッケージ(中小ベンチャー企業部)：(2020年、新規)75億ウォン

○ 実験室特化型の創業先導大学指定を拡大*し、既存の大学は段階評価を通じて追加支援の可否を決定

* (2019年)5大学(崇実大学、延世大学、全北大学、韓国産業技術大学、漢陽大学) → (2020年)15大学

③ 国内知的財産のグローバル進出支援強化

□ グローバル IP スター企業の育成及び現地 IP 侵害対応の強化

○ 地域特化戦略事業を中心にグローバル IP スター企業を選定*し、海外進出企業に対する体系的な IP サービス支援を通じてグローバル IP スター企業の育成

*グローバル IP スター企業数：(2018年)510社 → (2019年)570社 → (2020年)700社

○ IP-DESK 未設置国でも貿易館別に海外代理人プールの運営を通じて商標・デザインに対する侵害を支援し、フィリピン*に IP-DESK を新規に開所

*模倣品の生産が多く、韓流便乗企業が複数の売り場を運営中

※駐在国の IP 担当官及び現地知財権ローファーム弁護士など専門家支援プログラムを提供

□ 特許審査国際共助の拡大及び韓流コンテンツ海外進出基盤の強化

○英国と特許共同審査(CSP)の施行推進及び審査品質を高めるために新興国と特許審査ハ

イウェイの施行拡大*を推進

*PPH 施行国：(2018 年)29 カ国 → (2019 年)33 カ国 →(2020 年)35 カ国

○ 韓流コンテンツ成長市場などを対象に著作権海外事務所の新設・拡大*の検討及びカンボジア・ミャンマー・モンゴルを対象に信託管理団体**の設立・運営の支援(2020 年下半期)

*(2019 年)中国、タイ、フィリピン、ベトナムの 4 カ所 → 米州、欧州などの 10 カ所(～23 年)

**Collective Management Organizations：WIPO 協力事業の一環として著作権開発途上国の著作権保護及び利用環境改善のために設立された団体

□ 生物・遺伝資源に関する国際 IP 規範体制対応の強化

○ BBNJ*協定発効など公海上の IP 国際規範環境変化による国内関連分野(バイオ、科学調査など)の影響度の分析及び対応戦略の構築

*Biodiversity Beyond National Jurisdiction：国家管轄圏二元地域(公海など)における海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用のための協定

○ 「遺伝資源の接近・利用及び利益共有に関する法律(ABS*)」制定国の遺伝資源の接近・利用・利益共有など関連手続きの分析**の拡大

*ABS(Access to genetic resources and Benefit Sharing)：遺伝資源の利用により発生する利益の公平、公正な共有が目的

** (2019 年)46 カ国 → (2020 年)75 カ国

4 デジタル環境の創作に対する公正・共存エコシステムの造成

□ コンテンツ産業の標準契約書活用の拡大及び著作権の紛争調停体系の高度化

○ 標準契約書の活用に対する放送製作業界における実態調査の実施及び政府支援事業に標準契約書の義務適用など標準契約書の活用拡大*

*(2019 年)標準契約書使用可否についての事後点検 → (2020 年)協約締結前に事前コンサルティング

○ 「職権調停決定制度*」の安定的な施行及びソフトウェア著作物の侵害・紛争類型別対応のためのソフトウェア鑑定人団の構成を拡大**

*一般当事者が合理的な理由なしに調停部の調停案を拒否したり、又は紛争価額が少額である場合などに対し紛争調停の迅速性・実益を高めるための制度(施行、2020 年 8 月 5 日)

** (2019 年)65 名 → (2020 年)80 名(ソフトウェア分野別に関連団体の推薦及び審査を通じて委嘱)

□ 有望コンテンツに対する投資拡大

○ コンテンツ企業を支援するマザーファンド文化勘定*を拡大し、マザーファンド文化勘定内に「コンテンツ冒険投資ファンド**」を800億ウォン規模で新設して助成

*文化勘定出資予算：(2018年)540億ウォン → (2019年)630億ウォン → (2020年)1,130億ウォン

**コンテンツ企画開発・製作初期段階及び疎外ジャンルに集中的に投資

○ 文化・体育・観光・スポーツ・ゲームなど民間分野及び敬天寺塔・武寧王陵・ハングルなど有無型文化資源に対する実感型コンテンツ製作支援*の拡大

*民間分野：(2019年)88.7億ウォン → (2020年)153億ウォン、文化資源：(2019年)100億ウォン → (2020年)100億ウォン

5 人と文化中心の知的財産基盤構築

□ IP 専門人材養成のための教育拡大

○ 教育拠点センター*を選定して入居企業対象に教育を実施し、創意人材教育人数の拡大**及び地域コンテンツ創意人材を新規で選抜***

*2020年8センターを選定し、センター別に3回(1回当たり3時間)の教育を実施する予定

** (2019年)400名 → (2020年)500名

*** (2020年新規)約100名以上の規模

○ 大学*当たり15単位以上の実務中心の産業財産権講座を開設、大学学部・大学院で著作権講座を開設**、医療機器特性化大学院を新規で選定***

*大田(忠南大学、ハンバツ大学、大徳大学)、江原(漢拏大学、翰林大学、カトリック関東大学)、釜山(東西大学、東医大学、新羅大学)

**5大学(慶尚大学、祥明大学、淑明女子大学、全南大学、弘益大学)の27講座

*** (上半期)2020年新規大学院の選定(1大学院)、(下半期)2021年新規大学院選定(1大学院)

□ IP 認識向上及び尊重文化の拡散

○ IP 教育脆弱階層のための「訪問型発明体験教室」を新設*して運営し、職業系高校のIPマスタープログラム選抜人数の拡大**を推進

*2020年の予算10.2億ウォン

**選抜人数：(2019年)50チーム → (2020年)100チーム

○ 著作権認識向上のためのオンライン①教員職務研修、②アカデミー、③生涯教育、④外部協力課程など対象別のカスタマイズ型遠隔教育課程の運営及び、⑤新規コンテンツの開

発

*①全国教員向けに計 10 課程、②産業従事者・大学生・公務員・父兄・青少年など向けに計 32 課程、③一般人・実務者向けに有料の上級 3 課程、④2020 年全国 80 ヶ所の大学・関連機関、⑤教員(2 種)及びアカデミー(3 種)新規コンテンツの開発

1. 市場の需要を反映した IP 戦略の資産化

1. IP-R&D を通じた優秀 IP 創出の促進

推進背景

□ 貿易紛争などにおいて強い国内製造業の環境造成及び技術の自立に向けて素材・部品・設備分野における IP-R&D 連携支援の拡大が必要

○ R&D 遂行によって発生するアイデア及び結果物を IP 創出と連携するパッケージ(R&D+IP 確保)支援が必要

□ R&D 結果において優秀特許の割合*が低調**であるため、研究開発の全過程に渡り特許情報を活用した基盤・核心技術及び特許の先取りが必要

*特許等級の評価システムである SMART3 の 9 評価等級(AAA-C)の中で、上位 3 等級に含まれる特許の割合

**政府の R&D を遂行する大学・公共研究機関対象に IP 中心研究開発の方向を設定するようにし、R&D 特許の成果向上が必要

主要内容

1 素材・部品・設備分野における IP-R&D 支援の拡大(中小ベンチャー企業部、特許庁)

○ 素材・部品・設備分野における創業企業を対象に R&D と IP 戦略の策定を併行し、パッケージ型で支援(中小ベンチャー企業部、特許庁)

※創業成長技術開発事業：(2019 年)197 億ウォン(中小ベンチャー企業部 168 億ウォン/特許庁 29 億ウォン) → (2020 年)192 億ウォン(中小ベンチャー企業部 160 億ウォン/特許庁 32 億ウォン)

区分	R&D	IP 戦略(IP-R&D) コンサルティング	
		新技術、新事業の IP 戦略	R&D 遂行戦略
支援限度	4 億ウォン以内	0.8 億ウォン以内	0.48 億ウォン以内
支援期間	最大 2 年	5 ヶ月	3 ヶ月
政府出資の割合	全体事業費の 80%以内		
民間負担の割合	全体事業費の 20% 以上を負担	全体事業費の 20%以上を負担	

○ 素材・部品・設備における政府 R&D に IP-R&D を拡大し、部処の協業により核心品目な

どに IP-R&D 及び R&D(産業通商資源部、中小ベンチャー企業部)パッケージの支援(特許庁)
 ※IP-R&D 戦略支援事業：(2018 年)196 億ウォン → (2019 年)212 億ウォン → (2020 年)320 億ウォン(素材・部品・設備に 200 億ウォン前後)

② 素材・部品・設備分野の R&D 集中支援を通じた優秀 IP の創出(中小ベンチャー企業部)

- 素材・部品・設備分野の国産化の先導に向けて戦略品目の発掘・集中支援

<技術革新開発事業(素材・部品・設備分野、中小ベンチャー企業部)>

類型	2020 年予算	支援対象
市場拡大型	510 億ウォン(新規)	素材・部品・設備専門の中小企業を対象に素材・部品・設備の核心品目に対する技術開発の支援
市場対応型	225 億ウォン(新規)	一般中小企業を対象に素材・部品・設備分野に対する技術開発の支援

- 素材・部品・設備分野における大・中小企業間技術協力エコシステムの構築のために技術開発の支援(中小企業商用化技術開発事業における素材・部品・設備分野、2020 年新規 150 億ウォン)

<中小企業商用化技術開発事業(中小ベンチャー企業部)>

類型		課題数	単価	支援月数	規模
購買 連携型	2020 年上半期	30 課題	228.4 百万	9/12	51 億ウォン
	2020 年下半期	40 課題	230 百万	6/12	46 億ウォン
共同 投資型	2020 年上半期	7 課題	400 百万	9/12	21 億ウォン
	2020 年下半期	13 課題	400 百万	6/12	26 億ウォン

※購買連携型は需要先が素材・部品・設備分野における購買意思を表明して開発を進行、共同投資型は投資企業が技術開発に対する投資意思を表明して開発を遂行

③ R&D 全周期における特許ビッグデータ分析支援の拡大(特許庁)

- 特許戦略の未来像*を構築し、特許ビッグデータを基盤に有望技術を発掘**して優秀特許の確保可能な政府・民間 R&D の企画を支援

*全産業分野における技術・特許の DB を構築して特許技術の動向及びロードマップを提示

** (2019 年)バイオヘルス・二次電池など 5 大産業分野 → (2022 年)27 大産業

- R&D の企画段階で特許動向の調査*を優先に支援し、研究現場で特許戦略を直接支援して研究企画の効率性を向上

*2020 年の特許動向調査の 220 課題を支援する予定

—政府の重点投資 R&D 企画課題に対する持続的な特許動向調査を支援し、IP 力量の不十分な R&D 機関に対し、特許動向の教育及びコンサルティングの拡大などを推進

※特許動向調査の結果に対し、部処レベル協議体において案件化することにより共有方案を検討

○ 政府の R&D 課題を遂行する大学・公共研究機関を対象に特許情報を活用した特許戦略* 及び特許設計**を支援

*優秀特許確保のための R&D の方向、類似特許の対応、特許ポートフォリオの構築など

**研究開発の結果が紛争に強い特許により保護されるように最適な特許権利範囲の設計

○ 政府 R&D 事業の特許成果を分析して提供し、政府 R&D 事業別のカスタマイズ型評価の 支援及び公共機関保有特許の活用を診断

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
1 素材・部品・設備分野における IP-R&D 支援の拡大 (中小ベンチャー企業部、特許庁)				
・R&D 及び IP パッケージの支援(中小ベンチャー企業部、特許庁)	○	○	○	○
－素材・部品・設備ロードマップの発掘	○	○	○	
－創業成長技術開発事業の課題推進	○	○	○	○
・素材・部品・設備の政府 R&D に IP-R&D を全面拡大 (中小ベンチャー企業部、特許庁)	○	○	○	○
－企業成長段階別のカスタマイズ型 IP-R&D の支援 (特許庁)	○	○	○	○
－IP_R&D 連携及び後続技術開発との連携(中小ベンチャー企業部)	○	○	○	
2 素材・部品・設備分野における R&D 集中支援により優秀 IP を創出(中小ベンチャー企業部)				
・購買条件付き IP R&D 連携事業の推進	○	○	○	○
－核心品目などに対する中小企業群の共通核心技術の IP 戦略支援	○	○	○	○
3 R&D 全周期における特許ビッグデータ分析支援の拡大(特許庁)				
・国家特許戦略未来像の構築・活用				
－特許ビッグデータ基盤の産業競争力の強化	○	○	○	○
－国家特許戦略未来像の統合 DB のまとめ			○	
・研究企画段階での効率性向上、特許分析の支援				
－政府 R&D 特許技術動向調査の実施	○	○	○	○
・研究遂行段階の優秀特許創出支援の推進				
－大学・公共(研)の特許戦略/設計支援の遂行	○	○	○	○
・政府 R&D 特許成果の収集・管理体系の改善				
－政府 R&D 特許成果の検証及び管理基盤の強化	○	○	○	○

ー公共機関保有特許診断支援事業の推進	○	○	○	○
--------------------	---	---	---	---

2. 事業化有望技術の商用化開発支援の強化

推進背景

□ 技術移転・事業化のための様々な支援を続けているが、開発された技術の事業化による収益が低調*

*技術料の収入(2017年)：(大学)700億ウォン、(公共研究所)1,127億ウォン(2018年公共技術移転事業化の状況調査)

○潜在的市場価値のある公共 R&D 成果物の移転及び事業化支援により、中小・中堅企業の競争力向上への寄与が必要

※政府の R&D 投資は持続的に遂行しているが、R&D の結果物が中小・中堅企業へと活発に移転・拡散されてない状況

□ 公共研究機関中心の一方的な技術開発及び供給体系から脱皮し、企業が研究活動に直接参加する共同研究活性化の必要性が台頭

○ 単純な隘路事項の解決ではなく、実際の需要に伴う企業支援が必要

※中小企業が必要な技術開発のために政府出資研究機関と共に研究活動に参加する需要カスタマイズ型の共同 R&D を活性化させて中小企業の技術競争力強化が必要

主要内容

1) 有望技術に対する商用化開発の支援(産業通商資源部)

○ 技術銀行*に登録された公共研究機関保有の技術を中小・中堅企業に移転し、移転技術の事業化**のために企業・公共研究機関の商用化開発を追加で支援

*技術銀行は販売技術登録情報(知的財産権情報、課題情報、販売希望技術情報、技術要約情報、移転情報、販売者情報、関連イメージなど)及び需要技術登録情報(導入希望の技術情報、技術付加情報、購入希望者及び機関情報など)の管理

** (R&D 再発見プロジェクト) 技術取引機関及び事業化専門会社などを参加機関にし、2020年には課題当たり最大 3.5 億ウォン以内で支援予定

ー「技術寄付プラス事業*」を推進し、事業化の期間短縮及び事業化の成果拡大を図る。

*「技術寄付」により大企業・公的企業等の技術の移転を受けた企業を対象に事業化支援(2020年新規、4課題、13億ウォン)

○ 有望技術とアイデアを保有した中小企業に対し、民間投資金と政府出資金の共同支援*により事業化及び知財権創出を促進

*政府出資金で事業化戦略(BM 企画)－技術開発(R&D)－製品化－試験認証を直接支援し、民間投資金で大量生産及び販売などを間接的に支援

※後続新規事業(スケールアップの技術事業化プログラム)予備妥当性の調査結果により重点支援分野など新規事業推進方向の企画・検討

② 事業化促進のための需要基盤追加 R&D の支援(科学技術情報通信部)

○ 大学・政府出資研究機関が保有する研究成果の中で、事業化有望技術に対する事業化(技術移転、創業)に必要な顧客需要基盤追加 R&D の支援

－大学・政府出資研究機関のマッチング企業需要基盤試作品の製作、性能改良など R&D 支援により技術移転及び技術事業化の支援

- 大学・政府出資研究機関の研究者に対し、技術基盤研究開発サービス業の創業を支援

※研究産業育成(科学技術情報通信部)：(2019 年)41 億ウォン → (2020 年)30 億ウォン

※政府出資研究機関の技術創業又は技術事業化企業の資金調達及び投資誘致のため、銀行及び保証機関の技術金融支援相談の連携、技術事業化企業 IR イベントの開催などを支援

○ 政府出資研究機関別の需要基盤 R&D 課題共同研究の実績点検*及び政府出資研究機関の需要基盤 R&D 成果優秀事例の発掘・広報**

*年 2 回(半期別)実施、**優秀事例(10 件以上)の発掘及び優秀事例集の発刊・配布

－需要企業の発掘などのために政府出資研究機関・中小・中堅企業支援事業の圏域別説明会の開催及び政府出資研究機関・中小企業間のネットワークを構築

※金融支援プログラム活性化のために産業銀行と政府出資研究機関の協力活性化方案構築の推進

③ 保健産業カスタマイズ型優秀技術の発掘及び事業化の支援(保健福祉部)

○ IP 保有公共機関(病院、TLO)及び民間専門機関(特許法人)のコンソーシアムの構成により、公共機関優秀技術の発掘及び特許出願の支援

※保健産業の IP 発掘コーディネイティング支援事業：(2018 年)6 億ウォン → (2019 年)13 億ウォン → (2020 年)13 億ウォン

○ 優秀 IP を有する企業を対象に、海外出願及びマーケティング・パートナーシップの締結などを支援して海外進出基盤を構築

○ 認許可・製品化段階の優秀技術・IP を確保した中小企業を対象に、企業の必要に応じ事業化及び IP コンサルティング*を提供

*コンサルティングの件数：(2018年)12件 → (2019年)13件 → (2020年)13件

※保健産業の事業化（製品化・認許可）コンサルティング支援事業：(2018年)5億ウォン → (2019年)6億ウォン → (2020年)6億ウォン

○ 保健産業分野の特性に合わせて開発された技術価値評価のモデルを活用した技術価値評価支援*及び技術取引方法などに対する戦略の提示

*技術価値評価支援件数：(2018年)35件 → (2019年)45件 → (2020年)45件

※保健産業の技術価値評価支援事業：(2018年)5億ウォン → (2019年)8億ウォン → (2020年)8億ウォン

○ 保健医療の創業企業及び TLO 実務者に IP 戦略の策定、事業化教育などを提供し、持続可能な企業基盤を構築

※製品化及び大量生産方案、認証認許可過程の検討、臨床試験計画の策定など

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
1 有望技術に対する商用化開発支援(産業通商資源部)				
・公共 R&D 成果物の事業化課題発掘・支援		○	○	○
2 事業化促進のための需要基盤追加 R&D 支援(科学技術情報通信部)				
・企業需要 R&D の拡大及び企業 IP 活用力量の強化	○	○	○	○
・事業化有望技術事業化支援の選定・協約及び成果の点検	○	○	○	○
3 保健産業カスタマイズ型優秀技術の発掘及び事業化支援(保健福祉部)				
・保健産業における知的財産の発掘、コーディネート支援	○	○	○	○
・保健医療優秀技術の海外進出基盤の構築		○	○	○
・保健産業における知的財産価値評価の支援	○	○	○	○
・保健産業の技術価値オンライン評価システムの開発	○	○	○	○
・知的財産専門家の養成プログラム		○	○	○

3. IP 技術の取引、金融及び事業化支援の活性化

推進背景

□ 第四次産業革命時代において市場の主導権を勝ち取るためには、外部技術を導入する

開放型イノベーション競争力が最も重要であるが技術取引の情報が不十分

○ 優秀な研究開発の成果物が強い IP として権利化され、産業界に効果的に移転・事業化できるように IP 活用*体系の構築が必要

*特許技術取引活性化により中小企業の収益増大及び「特許技術の活用 → 収益創出 → R&D 再投資」の好循環エコシステムを構築

□ IP 金融を通じたスタートアップ・ベンチャー企業の資金調達が容易にできるよう、民間中心の IP 金融インフラの高度化が必要

○ 不動産など安定的な担保融資の慣行、IP 取引市場の未成熟さなどにより金融圏は IP 担保融資*の取扱いを忌避

*IP 担保融資の実績(新規)：(2019 年)3,600 億ウォン → (2020 年)4,000 億ウォン → (2021 年)5,000 億ウォン

**中小企業担保融資の割合(2017 年)不動産 93.9%、預金・積金 6%、IP など動産 0.1%

○ 財務中心の与信慣行から脱皮し、技術力やアイデアを基盤に資金を支援する技術金融拡大が必要

主要内容

1 IP 取引活性化のための仲介活性化(特許庁、農林畜産食品部)

○民間取引機関 6 社前後を選定、特許取引専門官*と業務協力を通じて、特許・技術取引**を希望する個人・中小企業に仲介サービスを支援(特許庁)

*特許庁知的財産取引所(IP-Market)所属の専門家(博士・技術士・弁理士・弁護士)が、特許取引・技術移転・契約書の作成・法律顧問などの業務を遂行

**IP 取引件数：(2018 年)350 件 → (2019 年)513 件 → (2020 年)504 件(見込み)

—需要企業発掘のために地域拠点の団体や関連協会との相互交流の拡大、技術移転・事業化など他部処のプログラムとの連携を強化

○ 食品 R&D*分野の成果の中で事業化の可能性が高い有望技術に対するマーケティング及び技術移転の後続支援、関連機関間のネットワーキング**の推進(農林畜産食品部)

*「食品技術取引・移転支援事業」対象

**食品技術移転協議体を運営して参加機関間の事業化ネットワークを強化

—事業化の可能性が高い市場中心の有望技術(50 件前後)を選定し、相談会及び説明会の開催、技術価値評価支援などを推進

2 民間主導の IP サービス産業発展のためのインフラの構築(特許庁)

○ IP 担保融資銀行のリスク軽減のための IP 回収支援機構の発足

ー政府と銀行圏が共同で出資し、IP 回収支援機構が銀行保有の不良特許を買い入れて損失を軽減

※担保 IP 買い入れ・活用事業の予算：(2020 年、新規)75 億ウォン(特許庁 37.5 億ウォン、銀行圏 37.5 億ウォン)

※IP 担保融資、IP 基盤投資など IP 金融成功事例を発掘して報道資料、寄稿文、企画記事など様々な形で集中的な広報の推進を検討

③ 優秀特許保有のスタートアップ企業などに対する IP ファンドの支援(産業通商資源部、特許庁)

○ 素材・部品・設備分野の開放型イノベーション成長企業に対する技術事業化ファンド(GIFT*)2号ファンド(1,000 億ウォン)の投資を開始(産業通商資源部)

*Governmental Industrial Fund for Technology and services

○ 優秀な技術を保有する企業が資金難を克服し、技術事業化に成功できるように新規技術事業化ファンド*を助成(産業通商資源部)

*3 課題で、全体規模が 1,500 億ウォン

○ 中小・ベンチャー企業の海外出願費用の支援など、海外特許収益化のための IP プロジェクト投資ファンドの助成(200 億ウォン規模)(特許庁)

○ 地域初期企業の発掘・育成のための IP アクセレータが直接運営する投資ファンドの新規助成(50 億ウォン規模)(特許庁)

※5 圏域別(首都圏、忠清圏、江原圏、全羅圏、慶尚圏)投資ファンドの助成

※IP 基盤スタートアップ企業に 60%以上、IP アクセレータが保育中の企業に 30 億ウォン以上を投資

※特許庁の「IP プロジェクト投資ファンド」及び「IP アクセレータが直接運営する投資ファンド」の場合、韓国ベンチャー投資を通じて優秀特許連携投資率(特許ファンド投資額対比 IP 価値金額の割合)を算出して評価

④ 技術信用融資の質的改善及び技術基盤投資の拡大(金融委員会)

○ 技術ー信用評価統合与信模型の段階的な導入及び新技術・イノベーション産業の共同与信審査ガイドラインの構築など与信プロセスの改善、技術評価体系の改編など

○ 特許庁(マザーファンド)と韓国成長金融(成長はしごファンド)において技術金融投資ファンド*を共同で助成し、優秀 IP 保有企業への投資を拡大

*2019 年から 4 年間 5,000 億ウォン規模の技術金融投資ファンドを共同で助成し、2023 年

まで 140 企業に投資

⑤ IP 価値評価専門領域の特化及び信頼性の向上(特許庁、産業通商資源部)

○ 市中銀行など金融圏の選択による価値評価報告書の提供*及び IP 金融連携のための価値評価支援**の拡大(特許庁)

*IP 担保融資銀行のための略式型価値評価報告書の提供

**費用支援を拡大して優秀 IP を保有した中小・ベンチャー企業の金融支援を活性化

***価値評価支援予算：(2019 年)46.2 億ウォン → (2020 年)55.8 億ウォン

○ 技術評価報告書の品質管理による信頼性の向上及び技術評価機関従事者の評価力量の強化(産業通商資源部)

ー民間主導の技術評価市場の活性化のために評価機関と品質管理に対する協議を強化し、コンサルティング方式の品質管理を導入

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
① IP 取引活性化のための仲介の活性化(特許庁、農林畜産食品部)				
・民間協力型知的財産取引プラットフォームの拡大(特許庁)	○	○	○	○
・食品 R&D 技術移転により産業的な活用の拡散(農林畜産食品部)	○	○	○	○
② 民間主導の IP サービス産業発展のためのインフラの構築				
・IP 担保融資回収の支援				
ー民間回収専門機関の選定	○			
ー回収支援事業の発足	○			
③ 優秀特許保有のスタートアップ企業などに対する IP ファンドの支援(特許庁、産業通商資源部)				
・技術金融ファンドの助成(特許庁)	○	○	○	○
・IP プロジェクト投資ファンドの助成(特許庁)		○	○	○
・IP アクセルレータ直接運営投資ファンドの助成(特許庁)			○	○
・技術事業化ファンドの新規助成(産業通商資源部)				○
④ 技術信用融資の質的改善及び技術基盤の投資拡大(金融委員会)				
・技術金融信頼性の向上				
ー技術金融品質管理ガイドの高度化・制度化				○
・技術金融投資ファンドの持続助成及び投資の拡大				

ー技術金融投資ファンドの追加助成(2020年中に1,250億ウォン)のための運営社選定		○		
ー技術金融投資を12,000億ウォンに拡大				○
⑤ IP 価値評価専門領域の特化及び信頼性の向上(特許庁、産業通商資源部)				
・IP 価値評価専門領域の特化及び信頼性の向上(特許庁)				
ー金融圏選択による評価報告書の提供				○
ーIP 投資融資金融機関の拡大により価値評価支援の拡大	○	○	○	○
ー発明の評価機関品質管理活動の強化		○		○
・技術促進法で指定する品質管理協議会の運営及び管理(産業通商資源部)				
ー技術促進法指定機関の品質管理委員会の構成		○		
ー技術評価機関の品質管理			○	○
・技術評価機関の力量強化教育(産業通商資源部)				
ー基礎及び報告書の作成教育			○	○

4. 新技術分野における R&D 標準特許との連携強化

推進背景

□ 研究生産性及び知財権貿易収支*の改善のために研究開発、標準案の開発、標準化活動など標準特許創出の全過程に対する支援が必要

*知的財産権貿易収支：(2016年)▽1,657.3百万ドル → (2017年)▽1,688.1百万ドル → (2018年)▽724.0百万ドル

□ 中小・中堅企業の開発技術に対する標準特許獲得のためには、R&Dー標準連携を基盤に国際標準化の先行が必須

○ 第四次産業革命に伴う新技術分野の市場先取りのために標準特許を発掘して獲得する体系的な戦略が必要

□ 国際公式 (ITU、ISO、IEC など) 及び事実 (IEEE、IETF、3GPP など) 標準化機構における主導的な活動を通じ、融合イノベーション技術標準特許の確保が必要

○ ICT イノベーション技術分野における国際標準化の専門家育成及び議長団への進出、アジア太平洋地域国との協力を通じて国際標準に対応する共助体系の確立が必要

主要内容

① 第四次産業革命新技術分野における R&D 段階別の標準特許確保戦略の支援（特許庁）

○ 標準特許確保の有望技術を導出し、標準特許の創出まで繋げる R&D 課題の発掘・企画の支援

※標準特許創出支援事業(特許庁)：(2018年)29億ウォン → (2019年)27億ウォン → (2020年)27億ウォン

○ 研究遂行及び標準化活動中の産学研を対象に、特許－標準分析を通じてカスタマイズ型標準特許確保の戦略を提供

※出願特許標準案の反映率*：(2018年)70.9% → (2020年)72.51%

*標準特許創出支援事業と連携した特許出願件数のうち、標準案を反映した特許出願件数の割合

○ 標準特許戦略を通じて既存の創出された特許などが標準化の進行に合わせて再設計できるように最終標準化まで後続戦略を提供

② 中小・中堅企業標準化力量の向上及び R&D－標準連携の強化(産業通商資源部)

○ R&D 企画時に R&D－標準連携課題の発掘及び標準技術力向上事業*を通じて R&D 結果の標準開発を支援

*国家標準技術力向上事業：(2018年)245億ウォン → (2019年)263億ウォン → (2020年)305億ウォン

－優秀技術を保有した中小・中堅企業を対象に、R&D－特許－標準連携戦略*を事前に企画し、科学技術情報通信部などの標準化支援事業と連携

*「標準技術開発」と「標準特許戦略」を3年以上一括して支援

－R&D 課題企画段階において標準化動向調査及び標準専門家の参加を義務化にし、R&D－標準連携課題*を発掘

*R&D－標準連携の課題数：(2018年)44件 → (2019年)51件 → (2020年)55件

－国家技術銀行に登録された R&D 結果に対する標準開発の支援、標準技術力向上事業の細部課題選定時に R&D 後続課題に対し加点を付与

○ 中小・中堅企業などを対象に、標準コンサルティング・教育などを通じて国際標準化力量強化及び標準特許の創出を支援

－標準化コンサルティング、教育指導などのための標準コンサルタント*を養成

* (2020年上半期、30名) R&D 成果分析を通じて有望技術の導出及び標準化アイテムの発掘

* (2020年下半期、30名) 制定・改定される国際標準を活用したビジネスモデルの発掘及

び事業化の支援

ー標準技術力の向上及び標準特許創出事業の同時支援*を通じて標準特許の創出

* (2020年)「標準技術力向上事業」対象の課題の中で3課題に対する標準特許の創出を支援

③ 国際標準対応体系の構築及び民間フォーラムの支援(科学技術情報通信部)

○ 標準ー特許連携教育及びアジア太平洋地域の韓・中・日の協力を強化

ーICT国際標準化議長団への進出*支援、標準技術の教育及びセミナーを通じて最新国際標準化動向の情報を持続的に提供

*議長団への進出数：(2018年)139名 → (2019年)140名 → (2020年目標)141名

ーアジア太平洋地域の通信標準化関連国間の相互利益を図るためにASTAP*・AWG**などでの韓・中・日標準協力強化の推進

*APT Standardization Program：アジア太平洋電気通信標準化機構

**APT Wireless Group：アジア太平洋地域の電気通信協議体傘下の無線通信標準化グループ

④ 国際標準化活動の専門性向上及び認識向上(科学技術情報通信部)

○ 国際標準化新規専門家の選定及びICT標準化フォーラムの選定を通じて国際標準化機構の主導権を確保

ー主要事実標準化機構の会員社に対する調査分析を通じて新規専門家の発掘及び専門家人材プールの構成を通じて国際ICT標準化の影響力を強化

ー市場波及効果が大きいグローバル事実標準化機構*の動向把握及び寄稿文の提出など集中対応のためのICT標準化フォーラムを選定(35件前後)

*ネットワーク(IEEE802, IETF)、IoT(OCF)、無線電力伝送(WPC)、ワールドワイドウェブ(W3C)

⑤ 標準特許エコシステム支援インフラの構築(特許庁)

○ 産・学・研の標準特許創出力強化のために情報提供を拡大

ー標準化機構*別に散在する標準特許情報を統合したDBを半期別に更新し、標準特許の現況統計と詳細情報を提供

*主要標準化機構(ISO、IEC、ITU、IEEE、ETSI、ATSC)、特許プール(MPEG LA、Sisvel)など

ー需要者が最新標準特許情報を手軽に入手できるように国内外の情報を収集・分析して標

準特許専門誌に新規発刊・配布

○ 標準特許専担特許審査チームの運営、標準特許ライセンスガイドラインの作成

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
1 第四次産業革命新技術分野の R&D 段階別標準特許確保戦略の支援(特許庁)				
・R&D－標準連携の推進				
－R&D 課題企画時に標準連携課題を発掘			○	
－R&D 後続課題の選定・支援(表記力事業)	○			
・標準コンサルティング及び標準特許創出の支援				
－標準コンサルティング及び標準教育の実施	○	○	○	○
－標準特許アイテムの発掘及び事業支援	○			
2 中小・中堅企業標準化力量の向上及び R&D－標準連携の強化(産業通商資源部)				
・R&D－標準連携を推進				
－R&D 課題企画時に標準連携課題を発掘			○	
－R&D 後続課題の選定・支援(表記力事業)	○			
・標準コンサルティング及び標準特許創出の支援				
－標準コンサルティング及び標準教育の実施	○	○	○	○
－標準特許アイテムの発掘及び事業支援	○			
3 国際標準対応体系の構築及び民間フォーラムの支援(科学技術情報通信部)				
・標準－特許の連携強化				
－標準技術の教育及びセミナー	○	○	○	○
－ICT 国際標準化専門家の教育		○		○
・アジア太平洋地域の韓・中・日協力の強化				
－ASTAP/AWG 国際会議への参加	○		○	
－韓・中・日の IT 標準協力会議への参加		○		
4 国際標準化活動の専門性向上及び認識向上(科学技術情報通信部)				
・国際標準化新規専門家の選定	○			
・ICT 標準化フォーラムの選定	○			
5 標準特許エコシステム支援インフラの構築(特許庁)				
・標準特許確保戦略の支援	○	○	○	○
・標準特許インフラの構築	○	○	○	○
・国際標準対応体系の構築	○	○	○	○

・標準特許専門人材の養成		○		○
・標準特許強小企業の育成	○	○	○	○

5. 公共研究機関における IP 経営戦略の高度化

推進背景

□ 大学・公共研究機関は技術革新の基盤であるが、人材規模と R&D の投資金額に比べ特許の活用及び事業化などの経済的成果が不十分

○ 大学・公共研究機関の特許は 33.7% だけ活用されており、企業の移転技術が実際の売上高に繋がった場合は 10.9% に過ぎない(2017 年～2018 年、知的財産活動実態調査)。

□ 大学・公共研究機関は研究実績及び成果評価のために登録特許を長期間保有しており、未活用特許の割合が高く特許の維持負担が過重

※特許活用(事業化)の割合：大学・公共研究機関 33.7%、企業 76.1%(2018 年、知的財産活動実態調査)

○ 大学・公共研究機関において創出された特許は、産業界での活用率が落ち、研究開発費の投入に対比し低い技術移転の収益に繋がった。

※研究開発費の支出に比べ技術移転の収益は 1.5%(2018 年、公共技術移転事業化実態調査)

□ 政府出資(研究機関)の技術移転の増加のためには IP 経営戦略の高度化、成果拡散専担組織(TLO)の実務者に対する力量の向上が要求

□ 大型 R&D 事業における技術事業化の成果向上及び優秀 IP 創出のための IP 成果管理の強化が必要

○ グローバルフロンティア研究団(10 個)の支援が順次に終了*することによって、終了研究団と継続研究団に合うカスタマイズ型の IP 成果管理が必要

*年度末に終了した研究団数：(2019 年)3 個、(2020 年)4 個、(2022 年)2 個、(2023 年)1 個

主要内容

① 大学・公共研究機関の優秀 IP 好循環の基盤構築(特許庁)

○ 特許ギャップファンド*の拡大**により大学・公共研究機関で保有する優秀特許において発生した技術料の収入が他の技術へと再投資できる構造をつくる。

*大学・公共研究機関が特許技術移転の成功事例として収益の一部を回収し、他の有望特許技術に支援する方式で政府支援終了後も持続可能に運営

**特許ギャップファンドの拡大：(2019年)6機関、18億ウォン → (2020年)9機関、27億ウォン

○ 特許明細書の品質向上、海外輸出の拡大及び発明インタビュー*の内実化のために特許経営優秀の公共研究機関を選定**(4機関)及びIPポイント***を付与

*出願前に専門家グループが発明に対する評価を行って優秀発明を選別して出願

**IP経営活動などが優秀であると特許庁長が認める公共研究機関であり、「適正代理人の費用にかかるガイドラインの遵守、海外出願の割合、仮出願活用の割合」が選定基準

***特許・実用新案・デザインを中小・中堅企業に無償で開放する際に付与され、特許手数料の納付時に使用可能(ポイントは1万ウォン相当)

○大学・公共研究機関が事前に中小企業の需要を把握した後、R&Dを遂行する企業の注文型IP-R&Dの推進を通じて市場性の高い優秀特許を創出

※中小企業の需要確保を証明した課題については優遇加点を付与

○ 公共研究機関の保有・未活用の特許に対する持続診断*を通じて有望特許の活用戦略又は特許庁の節減のために活用の可能性が低い特許は放棄する戦略を構築

*2020年の保有特許診断支援は15機関

② 政府出資(研究機関)IP経営戦略の高度化(科学技術情報通信部)

○ 推進中の「政府出資(研究機関)のIP経営戦略コンサルティング支援事業*」の結果に基盤して政府出資(研究機関)別IP経営戦略の策定(2020年)を推進

*16政府出資(研究機関)別に選択した7項目に対するカスタマイズ型のコンサルティング(2019年3月～2020年3月)

ーIP経営戦略コンサルティングが必要な政府出資(研究機関)の需要によって類型別のコンサルティングを支援

○ TLO専任人材の教育時に、教育対象者であるTLO実務者の意見を聴取して必要に応じて様々な教育カリキュラムを提供

※TLO専門性の確保のための6年役職期間を勧告中

○ 良質の特許出願のために出願に対する事前審査を強化し、定期的な資産実査を通じて保有特許に対する体系的な管理を強化する。

※未活用特許の割合：(2018年)9.5% → (2019年)10.3% → (2020年目標)9.5%

※政府出資(研究機関)別の保有特許に対する調査・分析を推進して体系的な分類体系の構築を推進

③ グローバルフロンティア研究団における IP・技術成果に対する戦略的管理の推進(科学技術情報通信部)

○ 研究団の IP 成果に対する年次・段階評価において品質中心の評価を実施及び IP 創出・管理戦略のコンサルティングを実施

○ 終了するグローバルフロンティア研究団*に対する資産の DB 化、技術事業化の観点からの競争力評価及び未活用技術活用方案の策定など体系的な管理を推進

*5 大未来戦略分野(IT、BT、NT、CT、ET)における 10 の研究団に対し、2010 年～2023 年間で全体事業費 1 兆 1,910 億ウォンを支援

※グローバルフロンティアの 10 事業団中の 3 事業団に CP0 を導入し、6 事業団では IP 専門機関からコンサルティングを受ける方式で IP を管理中

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
① 大学・公共研究機関における優秀 IP 好循環基盤の構築(特許庁)				
・特許ギャップファンドの拡大支援	○			
・特許経営優秀公共機関の選定		○		
・公共機関保有特許診断支援の実施(特許庁)	○	○	○	○
② 政府出資(研究機関)における IP 経営戦略の高度化(科学技術情報通信部)				
・政府出資(研究機関)別の特性に合う IP 経営戦略の策定				○
・政府出資(研究機関)の技術移転専担組織(TLO)の力量強化		○	○	
・特許出願及び未活用特許の管理強化(科学技術情報通信部)				
－保有特許の調査・分析・分類体系の構築			○	○
③ グローバルフロンティア研究団における IP・技術成果の戦略的な管理の推進(科学技術情報通信部)				
・事業計画及び IP 創出コンサルティング支援推進計画の策定	○	○		
・グローバルフロンティア事業に対する最終評価の実施				○

Ⅱ. 中小・ベンチャー企業に対する創業・成長及び保護の強化

6. IP 基盤の創業活性化及び IP サービス費用支援の強化

推進背景

□ 低成長時代における経営成長と職場づくりのためには創業企業への支援*が必要

*創業支援企業の5年後の生存率が53.1%であり、一般企業28.5%の2倍程度
(2019年、創業支援企業の履歴・成果調査)

□ 創業企業の70%以上が5年を維持することができずに廃業*しており、創業企業の生存と成長のためのIP力量の強化が重要

*創業企業の生存率：(1年)62.4% → (3年)38.8% → (5年)27.3%(2015年、企業生命行政統計)

○ IPを保有するスタートアップ企業の売上高及び雇用の増加幅が高いものと調査されるなど、IPは創業企業の生存と成長の核心要因*

*創業企業が最初に特許登録(2001年以降の米国の特許を対象)した後、5年間の平均雇用が54.5%及び売上高が79.5%増加、3年以内にVC投資の確率が47%、特許担保融資の確率が76%増加(全米経済研究所、2017年)

主要内容

① IP基盤の創業*促進のための創業段階別の支援を強化(特許庁)

*知的財産基盤の創業促進事業：(2019年)97億ウォン → (2020年)120億ウォン

○ 予備創業者がアイデアを事業化できるよう地域別IP創業ゾーン*を拠点にIP礎(デディムドル)プログラムを通じて創業を支援する。

*地域住民のアイデアがIPを活用した創業として成功できるよう地域知識財産センターに設置された創業・教育・コンサルティングの支援空間(全国17ヵ所)

ー中小ベンチャー企業部の事業化支援事業との連携を通じて創業の支援効果を極大化

ー優秀創業者を対象に創業初期の資金確保のための特許技術価値評価など後続支援の拡大、IP創業クラブ*の地域創業ネットワークの活性化

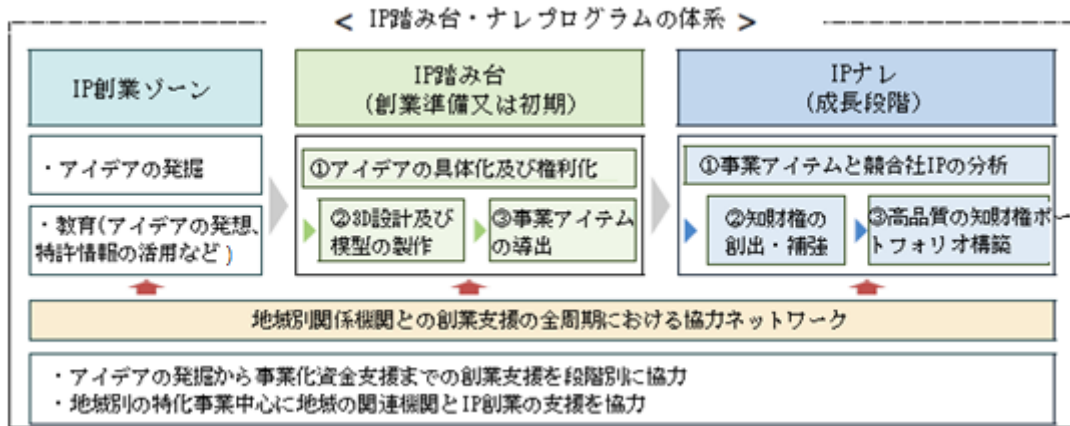
*IP礎(デディムドル)(創業ゾーン)事業の支援を受けた修了生のネットワーキング会合、IP創業ゾーン教育以降の特許出願の支援・3Dプリンティング図面設計・専門家メンタリ

ングなどを持続支援

○ IP 戦略が不十分なスタートアップ企業の生存率の向上のために IP 翼(ナレ)プログラムを通じて創業企業の特化型 IP コンサルティングを提供

ーIP 創業企業の需要地域に IP 翼(ナレ)プログラムの予算編成を推進し、素材・部品・設備産業分野における創業企業に IP 翼(ナレ)プログラムを拡大し支援

*コンサルティングの件数：(2018年)425件 → (2019年)460件 → (2020年)643件



○ スタートアップ企業が必要な時期に希望する IP サービス及び機関を選択できるよう、需要者中心のスタートアップ企業特許バウチャーを発給*する

*特許バウチャーの規模：(2019年)10億ウォン → (2020年)15億ウォン

※「IP 礎(デディムドル)」を通じて創業したスタートアップ企業を対象に特許バウチャーとの連携支援を検討し、「IP 翼(ナレ)プログラム」及び特許バウチャー支援規模を持続的に拡大して創業支援の強化を推進

2 大学における創業の活性化(科学技術情報通信部、教育部、中小ベンチャー企業部)

○ 部処間の協働を通じて大学院実験室の創業支援の拡大及び支援体系の高度化

※中小ベンチャー企業部の初期創業パッケージ：(2020年新規)75億ウォン

部処	教育部	+	科学技術情報通信部	▷	中小ベンチャー企業部
事業	実験室の特化型 創業先導大学		科学技術特化型 創業先導大学		初期創業パッケージ (実験室の特化)
予算	(2019年)9.9億ウォン →(2020年)25.7億ウォン		(2019年)21.3億ウォン →(2020年)129.2億ウォン		(2020年新規)75億ウォン
支援内容	創業学舎・教育 学生手当など支給		事業化R&Dの支援		事業化資金、空間、 メンタリングなど
 創業誘導 創業以降

○ 実験室特化型創業先導大学の指定を拡大*し、既存大学*は段階別の評価を通じて追加

支援をするか否かを決定

* (2019年)5大学(崇実大学、延世大学、全北大学、韓国産業技術大学、漢陽大学) →
(2020年)15大学

③ 特許共済事業運営基盤の構築及びIP経営認証の活性化(特許庁)

○ 委託機関である技術保証基金に特許共済資産運営規定の制定及び特許共済中長期資産運営の計画策定(～2020年上半期)

○ IP及び経営安定資金の融資関連制度・規定の設定及び融資関連電算システム開発の完了後の融資施行(2020年9月～)

○ IP経営認証申請率の向上のために特許分析評価システム(SMART3)使用料の割引を優遇するなど、新規支援施策の発掘・施行

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
① IP 基盤創業促進のために創業段階別支援の強化(特許庁)				
・ IP 礎(デディムドル)プログラム				
－IP 創業ゾーンの教育及び IP 創業クラブの運営	○	○	○	○
－随時相談を通じて予備創業者アイデアの発掘	○	○	○	○
－事業アイテムの導出及び IP 権利化の支援		○	○	○
－IP 創業企業の投資誘致など後続で連携支援		○	○	○
・ IP 翼(ナレ)プログラム				
－基礎地域事業の拡大のためのインフラ構築	○			
－創業企業の選定及び IP 戦略コンサルティングの支援	○	○	○	○
－受惠企業に中小ベンチャー企業部の事業化 R&D 課題などと連携		○		○
・ 特許バウチャーの発給	○	○		
② 大学における創業の活性化(科学技術情報通信部、教育部、中小ベンチャー企業部)				
・ 2020 年の実験室特化型創業先導大学事業の遂行(科学技術情報通信部、教育部、中小ベンチャー企業部)	○	○	○	○
・ 2019 年の遂行大学に対する段階評価の実施(科学技術情報通信部、教育部)	○			
③ 特許共済事業運営基盤の構築及びIP経営認証の活性化(特許庁)				
・ 委託機関の特許共済資産運営規定の制定	○			
・ 特許共済の中長期資産運営計画の策定		○		
・ 融資関連制度及び規定の設定			○	

・融資関連電算システムの開発				○
・特許共済融資の施行				○
・知的財産経営認証の活性化	○	○	○	○

7. 中小企業における IP 競争力強化の支援拡大

推進背景

□ 第四次産業革命時代を先導する革新企業の育成及び関連産業の成長のためには優秀な知的財産権(IP)確保が必要

※第四次産業革命関連の7大主要技術*の世界特許登録件数は2010年～2015年の間に12倍増加**

** Cyber physical systems、 Cloud computing、 Big data and analytics、 (IT) System security、 3D Printing、 Augmented reality、 Robotics / Humanoid robotsn (EPO、 2016)

** (2010年)421件 → (2011年)1,066件 → (2012年)2,646件 → (2013年)2,794件 → (2014年)3,950件 → (2015年)5,107件

○ 韓国中小企業はグローバル競争力のある特許確保が不十分*であり、また、IP人材・力量も不十分で、海外の特許攻勢*に対し無防備状態で露出

*2015年の韓国中小企業における海外出願率は、全体の4.3%に過ぎない(特許庁、2019年7月19日)。

**2018年の韓国中小企業における米国特許紛争は全体で118件であり、前年対比181%の増加(2018年 IP-Trend 年次報告書、韓国知識財産保護院)

主要内容

① 中小企業カスタマイズ型の IP 戦略策定の支援(特許庁、中小ベンチャー企業部)

○ 企業成長段階別のカスタマイズ型 IP-R&D の支援(特許庁)

ースタートアップ企業の成長促進のための特許戦略ー投資ーR&D 連携支援、中小企業に対する IP-R&D 支援プログラムの多様化など、企業カスタマイズ型 IP-R&D の支援*

*企業の成長段階別カスタマイズ型 IP-R&D の支援： (2019年)63 課題 → (2020年)82 課題

○ 中小企業に対する R&D 企画支援・教育*を通じて中小企業の R&D 企画力量の向上及び自

発的 R&D 企画の促進(中小ベンチャー企業部)

*中小企業 R&D の企画力量向上事業：(2019 年)108 億ウォン → (2020 年)93 億ウォン

ー中小企業が開発する新技術に対する技術・市場分析、技術開発・事業化戦略の策定支援及び R&D 全段階(企画→開発→事業化)における教育の支援

○ ワールドクラス 300R&D 支援課題との連携を通じて IP サービスを持続的に提供(中小ベンチャー企業部)

※グローバル中小企業育成プロジェクトの支援事業：(2019 年)626 億ウォン → (2020 年)443 億ウォン

ーR&D 期間の間、持続的なモニタリングを通じて IP イシュー発生企業を対象に IP 諮問サービス(訪問、電話相談)を支援

2 中小企業に対する IP ダイレクト支援サービスの提供(特許庁)

○ 中小企業の経営現場において発生する至急の IP 隘路事項について地域知識財産センター*を通じて緊急支援サービスも提供

*地域企業の IP 確保を通じて競争力の強化と地域経済発展を図るなど、地域の IP 創出力量の強化を目的に特許情報サービス、行政サービス及び相談などを推進

ー中小企業に対する IP ダイレクト支援の選定基準を IP 力量の中心から侵害可能性、競合社の特許出願有無など至急性を中心に改善

○ 地域産業団地内の中小企業 IP 力量向上のために産業団地公団と協力し、現場密着型 IP サービスを提供する「Uri産団特許チーム」を新設運営

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
1 中小企業カスタマイズ型の IP 戦略策定の支援(特許庁、中小ベンチャー企業部)				
・企業の成長段階別カスタマイズ型 IP-R&D の支援(特許庁)	○	○	○	○
・核心品目などに対する中小企業群の共通主要技術に対する IP 戦略の支援	○	○	○	○
・R&D 企画支援事業の公告及び戦略課題の支援(中小ベンチャー企業部)	○	○	○	○
・企画力量強化教育・コーチングのオンライン/オフライン教育(中小ベンチャー企業部)		○	○	○
・ワールドクラス R&D 課題の IP 諮問サービス(中小ベンチャー企業部)	○	○	○	○
2 中小企業 IP ダイレクト支援サービスの提供(特許庁)				
・中小企業の IP ダイレクト支援				

－IP 隘路事項の随時相談・支援	○	○	○	○
－ウイ産団特許チームの運営		○	○	○
－支援企業選定基準の改善		○		

8. 中小企業における IP 技術保護の強化

推進背景

□ 中小企業に対する慣行的な技術奪取及び営業秘密の流出が頻繁に発生し、中小企業の技術・営業秘密保護のための制度的な対策が必要

○ 不当な技術資料の要求は原則的に禁止されているが、大企業は口頭・e-mail などを通じて暗黙的に要求

※取引関係において不当な技術資料の要求を受けた中小企業が 55.6%、技術保護措置なしで技術資料を提供した中小企業は 50% (2018 年、中小企業技術保護レベルの実態調査)

□ 技術紛争発生時に中小企業は被害事実の立証が難しく*、損害賠償額が不十分**のためほとんど訴訟を放棄

*技術流出発生後の未措置事由：流出事実の立証困難(66.6%、2017 年の技術保護レベルの実態調査)

**特許損害賠償額の中央値：韓国 0.6 億ウォン、米国 65.7 億ウォンで 1/100 水準(GDP 考慮時は 1/9)

主要内容

① 中小企業における技術・営業秘密保護の強化(中小ベンチャー企業部、公正取引委員会)

○ 中小企業の技術奪取予防及び事後救済強化のための法令の制定(中小ベンチャー企業部)

－共存協力法の改訂*を通じて受託・委託取引の①懲罰的損害賠償、②立証責任緩和、③秘密維持協約の義務化などの導入を推進

*「共存協力法」改訂案の発議(2018 年 11 月) → 常任委員会通過(2019 年 7 月) → 法制司法委員会に係留中

**発議された改訂案の通過を持続的に推進し、通過しなければ 21 代国会で再発議

－技術保護法の改訂を通じて①標準契約書のガイドライン配布の根拠を設定、②秘密維持

協約導入の拡大、③技術侵害申告要件の緩和などの導入を推進

○ スマート工場の技術保安強化及び技術任置制度の実効性の向上(中小ベンチャー企業部)

—スマート工場の構築後、ソフトウェアソースコードなどに対する2年間の任置義務化及び任置手数料*の支援

*構築前にはスマート工場の事業費内で任置手数料の費用を先払い(自己負担なし)。

—保安管制サービス(技術を守る)を常時提供、スマート工場の導入企業に対し現場訪問を通じた技術保護事前診断及び事後点検コンサルティング*の支援

*専門家の現場診断・諮問：スマート工場の保安専門家プールを構成して技術保護の諮問を最大10日まで支援(基礎諮問3日は無料、深度のある諮問は75%支援)

○ 技術任置制度の効果的な活用のために標準下請契約書上の技術任置制度関連の条項を整備(公正取引委員会)

—標準下請契約書に技術資料任置機関、任置費用負担の主体など、技術任置制度関連の条項を具体化

② 営業秘密の流出予防及び保護強化(特許庁、公正取引委員会)

○ 企業規模別の標準管理体系の構築、企業の状況に合う人的・物的・制度的管理体系の構築のための深度あるコンサルティングの支援(特許庁)

○ 法律違反容疑の高い分野を選定して職権による調査を実施、公正取引協約履行評価が優秀な企業は関係部処のインセンティブ*などの恵沢を付与(公正取引委員会)

* (例示)国土交通部と建設業者間の相互協力評価時に加算

③ 技術侵害被害立証負担の緩和及び侵害行為処罰の強化(特許庁、産業通商資源部)

○ IP侵害訴訟における権利者の証拠立証緩和の推進(特許庁)

—米国、英国、ドイツ、日本など主要国の証拠開示制度についての研究を通じて国内の実情に合う韓国型証拠開示制度の導入方案を設定

○ 海外引受・合弁の審査を強化、技術流出処罰基準の上向け調整など産業技術保護法の施行(2020年2月)のために下位法令を改訂(～2020年2月)(産業通商資源部)

—産業技術侵害調査時に関連行政機関に資料の提出など協力根拠を新設(産業技術保護法施行令第20条)

※(産業技術侵害申告の手続き)産業技術侵害申告書を産業通商資源部長官と情報捜査機関の長に提出 → 産業技術侵害申告事項に対する調査及び措置(必要時に関係行政機関の長に資料の提出など協力を要請) → 法律14条産業技術の流出及び侵害行為禁止に該当

する場合に告発措置(国外流出の場合は3年以上の懲役と15億ウォン以下の罰金を賦課)

4 技術保護の認識向上(中小ベンチャー企業部、産業通商資源部)

○ 技術保護政策説明会の開催拡大*、知的財産戦略の最上級課程(AIP)内に技術保護の講座**の拡大、特性化高校・大学生・創業者のカスタマイズ型カリキュラムの開発(中小ベンチャー企業部)

* (2019年)1回 → (2020年)2回 ** (2019年)4講座 → (2020年)6講座

○ 産業技術保有機関を対象に教育・コンサルティングの強化(産業通商資源部)

ー離職過程において技術資料が流出される事例を分析*し、該当事例を企業の保安教育の資料として活用(情報機関の協力)

*現行の「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」及び「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」の場合、窃取・欺罔・脅迫など技術流出の不法性がないと処罰できないため、技術流出が同伴されない離職の場合、違法性の立証が困難

ー技術流出時の強化された処罰基準及び秘密維持義務事項に対する教育・コンサルティングを実施(情報機関、産業技術保護協会の協力)

5 不正行為に対する行政調査迅速性の確保及び専門性の強化(中小ベンチャー企業部)

○ 法律知識が不十分な中小企業に対する被害相談後、技術保護支援班による現場諮問(3日以内)及び法務支援団とのマッチング(7日以内)を通じて書類作成の支援

○ デジタルフォレンジック式調査のために証拠収集・分析が可能な専門業者を選定し、技術侵害諮問団*の専門家プールを拡大

*侵害諮問団の諮問意見を参考に調査終結又は延長、捜査依頼などを決定

6 関係部処の協力を通じて技術の侵害・奪取事件を迅速に解決(中小ベンチャー企業部、特許庁、公正取引委員会)

○ 「官民合同による共存調停委員会*」を通じて技術侵害事件の迅速な解決及び当事者間の調停・仲裁の誘導

*関係部処・関係機関・民間の専門家などで構成される官民共同委員会であり、個別部処及び紛争調停委員会において処理が困難な事件について所管の再配分、連係、調停(案)の検討などの機能を遂行

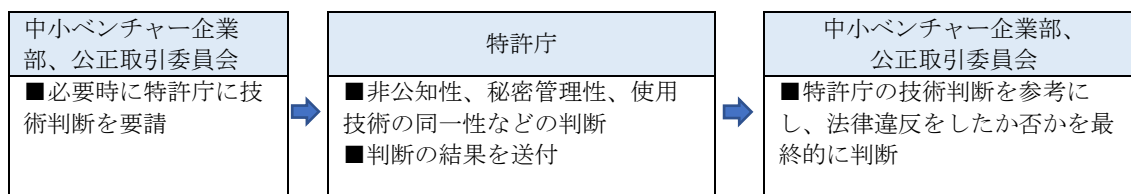
ー共存調停委員会の設置根拠・機能、委員の構成、運営などに関する事項を共存協力法令に明示し、共存調停委員会に対する法的根拠を設定

※「共存協力法」改訂案の発議(2019年10月30日、ホン・ウイラック議員代表の発議)

ー中小ベンチャー企業・特許庁に重複で申告された事件に対して、共同調査を実施し、申

告・被申告企業の調査負担を緩和

－申告された事件の中で技術・法律関連の専門性が必要な事件に対し、特許庁に判断を要請して調査時に活用



○ 関係部処の協力により中小企業の技術奪取事件を迅速に解決

－特許庁で技術奪取事件(中小ベンチャー企業部・公正取引委員会所管)に対する技術的判断を支援し、アイデアの奪取行為の根絶のための職権調査を拡大

7 共助捜査体系の構築及び捜査専門性の強化(法務部)

○ オンライン IP 侵害事犯の取締りのために文化体育観光部・特許庁・関税庁・韓国著作権委員会などの関連機関と共助捜査体の構築

○ 捜査(取締り)人材の専門性強化のための法務研修院教育体系の改善

○ 大田地方検察庁特許犯罪捜査部に派遣中の特許捜査諮問官(特許庁所属、4名)に対する正式な職制化を通じて専門性のある捜査人材の確保

8 産業財産権紛争調停委員会の制度改善及び広報の強化(特許庁)

○ 紛争調停対象の拡大*、3名以内の調停部構成などを通じて紛争調停委員会の運営を高度化、メディア及び地域 IP センターを活用した紛争調停制度の広報

* (2019年)産業財産権、職務発明、技術上の営業秘密 → (2020年)産業財産権、職務発明、技術・経営上の営業秘密、不正競争防止法上の不正競争行為

※特許審判、行政調査、捜査などその他の制度との連携を強化

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
1 中小企業における技術営業秘密保護の強化(中小ベンチャー企業部、公正取引委員会)				
・技術奪取予防及び事後救済のための法制度の改善(中小ベンチャー企業部)			○	○
・スマート工場関連技術保安の強化(中小ベンチャー企業部)	○	○	○	○
・技術資料任置条項の反映(公正取引委員会)	○	○	○	○
2 営業秘密の流出予防及び保護の強化(特許庁、公正取引委員会)				

・営業秘密保護認識の向上及び紛争対応の支援(特許庁)	○	○	○	○
－営業秘密保護教育及びオン・オフラインによる広報	○	○	○	○
－営業秘密紛争対抗の法律諮問	○	○	○	○
・公正取引協約履行評価の実施(公正取引委員会)	○	○	○	○
3 技術侵害被害立証負担の緩和及び侵害行為処罰の強化(特許庁、産業通商資源部)				
・知的財産訴訟において証拠立証負担緩和の推進(特許庁)				
－韓国型証拠開示制度導入方案の設定	○	○	○	○
・産業技術保護法下位法令の改訂(産業通商資源部)	○			
4 技術保護の認識向上(忠所ベンチャー企業部、産業通商資源部)				
・AIP 技術保護講座の拡大(中小ベンチャー企業部)			○	
・産業技術保有機関対象に教育・コンサルティングの強化(産業通商資源部)	○	○	○	○
5 不正行為に対する行政調査の迅速性確保及び専門性の強化(中小ベンチャー企業部)				
・行政調査の迅速性確保及び専門性の強化				
－技術保護支援班、法務支援団を通じて書類作成の支援	○	○	○	○
－デジタルフォレンジック式専門業者の選定		○		
－諮問団の専門家プール拡大				○
6 関係部処の協力を通じて技術侵害・奪取事件を迅速に解決(中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、特許庁)				
・共存調停委員会を通じて部処協力の推進(中小ベンチャー企業部、公正取引委員会、特許庁)				
－共存調停委員会の法的根拠設定				○
－重複申告事件に対する共同調査の実施	○	○	○	○
－特許庁に技術判断の依頼及び結果の活用	○	○	○	○
・不正競争行為行政措置の強化(特許庁)				
－職権調査、是正命令など執行力強化の推進	○	○	○	○
7 共助捜査体系の構築及び捜査専門性の強化(法務部)				
・関係機関との共助捜査体系の構築	○	○	○	○
・懇談会、セミナー、研究会、ワークショップなどの開催		○	○	
・知的財産権関連専門性強化教育の実施		○	○	
・特許捜査諮問官を正式に職制化	○			

8	産業財産権紛争調停委員会制度の改善及び広報の強化(特許庁)				
	・産業財産権紛争調停制度の改善及び広報の推進				
	－産業財産権紛争調停制度改善の推進	○	○	○	○
	－メディア及び関係機関の活用を通じて制度の広報	○	○	○	○

Ⅲ. 国内 IP のグローバル進出支援の強化

9. 海外進出企業に対する IP 活動支援の強化

推進背景

- 中国などで生産される模倣品によって韓国企業の被害が増加及び米国・欧州のグローバル企業に対する特許攻勢の強化
- 韓国企業が海外市場において成功に定着するために、海外現地における韓国企業の知財権が保護されるように支援が必要
- スタートアップ・中小企業がグローバル競争力を備え、海外市場を先取りするためには知的財産の確保が必須

※ドイツで輸出の 25%を占めるヒドゥン・チャンピオンは強い特許競争力でグローバル市場を掌握(従業員 1,000 名当たり特許出願：ヒドゥン・チャンピオン 31 件、大企業 6 件)

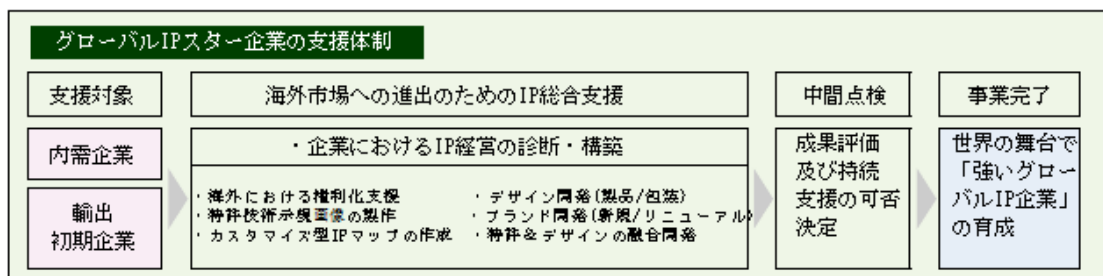
主要内容

① グローバル IP スター企業の育成及び協力ネットワークの構築(特許庁、産業通商資源部)

○ グローバル進出企業に対する体系的な IP サービスの支援を通じてグローバル IP スター企業の育成(特許庁)

ーグローバル IP スター企業の選定*時に地域特化・戦略産業群の優秀企業に対する支援のために優遇加点制度などを導入

*グローバル IP スター企業数：(2018 年)510 社 → (2019 年)570 社 → (2020 年)700 社



ー中小企業に対する海外における出願支援*の拡大及び画像デザイン開発の新規支援

*海外特許庁の審査中間結果(OA, Official Action)の対応費用及び設定登録費用の支援など

*輸出(予定)中小企業の中で、素材・部品・設備分野の有望中小企業と地域特化産業群の優秀企業、海外調達市場への進出有望企業(G-PASS 企業)などを優遇

○ グローバル技術事業化協力センター(GCC*)を通じて海外パートナーの発掘及び契約締結、技術輸出入・取引、事業化戦略の策定などの支援(産業通商資源部)

*GCC(Global Commercialization Center)：海外現地における技術の需要・市場調査 → 現地パートナーの発掘 → 技術契約締結の支援など、グローバル技術事業化の全周期におけるコンサルティングサービスを支援

○ 世界最大の技術移転ネットワークである欧州技術協力ネットワーク(EEN*)を通じて対欧州技術ビジネス協力ネットワークの構築(産業通商資源部)

*EEN(Enterprise Europe Network)：EU 中心の 67 カ国、120 のコンソーシアム(約 630 機関)を通じてビジネスの協業、技術取引、共同研究(H2020、Eureka など)パートナーシップの活動を支援

② 現地における IP 侵害対応支援の強化(外交部、特許庁)

○ 効果的な現地侵害対応のための在外公館の支援基盤の強固化(外交部)

ー在外公館ー海外支援センター*間の協議チャンネルを強化し、IP 侵害発生に対する初動対応体系を構築

*IP-Desk、著作権海外事務所、KOTRA、海外進出企業間の知財権常設協議体の構築

ー駐在国の IP 担当官及び現地知財権ローファーム弁護士などの専門家支援プログラムを提供

○ 迅速な侵害対応のための在外公館及び知財権情報の提供(外交部)

ー海外進出国内企業を対象に IP 保護及び侵害対応のための在外公館の役割を広報*、取材国における知財権制度の案内書製作及び配布

*韓国企業の博覧会を契機に知財権相談ブースを運営、専門家招聘の知財権説明会の開催

○ IP-DESK 未設置国にも貿易館別の海外代理人プールの運営を通じて商標・デザインに対する侵害を支援し、フィリピン*に IP-DESK を新規で開所(特許庁)

*模倣品の生産が多く韓流便乗企業が複数の売り場を運営中

○ 海外における商標先取りモニタリング対象国を持続的に拡大*及びアセアン主要国を対象にオンラインにおける模倣品流通対応についてモデル運営の実施(特許庁)

*海外商標先取りのモニタリング：(2019年)中国(月1回)、ベトナム(年2回) → (2020年)中国(月2回)、ベトナム・タイ(年6回)

③ IP 水際措置の拡大のための国内外の共助強化(関税庁)

○ 海外進出の韓流ブランド(K-Brand)に対する IP 侵害識別ハンドブックを製作し、関係団体と協力を通じて IP 水際措置及び IP 保護懇談会の実施

○ 韓・中・日の関税庁長及び知財権事務者ワークグループ会議を通じて IP 保護の活性化方案に対する協議及び情報の交換

○ 郵便物など簡易通関手続きを通じて搬入される侵害物品に対する摘発*及び取締りマニュアルを発刊し、体系的な IP 侵害取締りの実施

*通関段階の IP 違反摘発実績：(2018年)3,209件 → (2019年)3,242件 → (2020年予想)3,369件

④ 不公正貿易行為に対する調査及び是正措置(産業通商資源部)

○ 貿易救済*の機会拡大及び迅速な貿易救済措置の実効性向上のための不公正貿易調査に関する法律施行令を改訂**を推進

*国内における産業被害の除去・救済するために賦課する貿易措置、反ダンピング措置、相殺関税措置及び緊急輸入制限措置の意味

**暫定措置(最終判定前、輸出入など営業活動を事実上中止させる措置)における担保に対する損害賠償活用可能の根拠、課税情報の具体的な範囲を規定(2020年)

※不公正貿易行為の禁止対象には著作権、データベース、製作者の権利、地理的表示権など IP 侵害物品の類型がある。

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
① グローバル IP スター企業の育成及び協力ネットワークの構築(産業通商資源部、特許庁)				
・グローバル IP スター企業の育成(特許庁)				
－地域特化・戦略産業群における優秀企業の優遇支援	○	○	○	○
－海外進出費用の支援拡大	○	○	○	○
－審査中間対応(OA)及び登録費支援の推進	○	○	○	○
－画像デザイン開発支援の新規導入	○	○	○	○
・GCC/EEN 事業企画及び遂行(コンサルティング支援)(産業通商資源部)	○	○	○	○
② 現地 IP 侵害対応支援の強化(外交部、特許庁)				
・知財権侵害対応基盤の造成(外交部)				

－在外公館－海外支援センター間協議の強化及び拡大	○	○	○	○
－主要国における知財権政策動向のモニタリング	○	○	○	○
－駐在国の関係部処とネットワークの構築	○	○	○	○
・侵害対応支援のための在外公館の役割広報(外交通商部)				
－企業対象の説明会時に侵害対応手続きの説明	○	○	○	○
－行政サービス要請時の権利救済支援の強化	○	○	○	○
・海外知財権保護インフラの強化(特許庁)				
－フィリピン IP-DESK を新規に開所		○		
－IP-DESK 未設置国への支援強化	○	○	○	○
・K-ブランド保護基盤の構築(特許庁)				
－海外商標の先取りモニタリング	○	○	○	○
－海外におけるオンライン模倣品の流通対応	○	○	○	○
③ IP 水際措置拡大のための国内外共助の強化(特許庁)				
・韓流ブランドの知的財産権保護強化の支援				
－知財権侵害識別ハンドブックの製作・配布(韓国語、英語、中国語)		○		
・知的財産権保護のための国内外の共助及び情報交流				
－韓中日関税庁知財権実務者のワーキンググループ会議			○	
－関係機関における知財権侵害物品の合同取締り	○	○	○	○
・知財権保護のための内部力量の強化				
－知財権侵害物品の摘発及び取締りマニュアルの発刊		○		
④ 不公正貿易行為に対する調査及び是正措置(産業通商資源部)				
・不公正貿易調査に関する法律施行令の改訂				
－立法予告、法制処の審査及び改訂	○	○	○	

10. 韓流コンテンツの海外進出拡大

推進背景

□ 韓流コンテンツ輸出国の多変化に向けて国別進出戦略の模索が必要

○ 中国・日本・東南アジアなど韓流成熟市場における政府間交流の強化などを通じてビジネス環境を改善し、成長可能性の高い北米・欧州市場に韓流前進基地を構築するとともに

に、中南米・中東など新興市場における韓流裾野の拡張

□ 海外における韓流拡散促進のための支援強化が必要

○ 融合・複合コンテンツの現地マーケティング支援の強化、韓流と放送・広告の同伴進出、韓流を活用した輸出マーケティング、1人メディア、ハンゲル商品などの融合を通じて新市場の開拓が必要

主要内容

1 新規市場の開拓及び政府・民間協力の強化(文化体育観光部)

○ 海外市場の情報及び機関別の支援事業など、コンテンツ輸出関連の統合情報を提供する「コンテンツ輸出ハープ*」の構築、コンテンツ輸出有望企業対象に統合支援

*コンテンツ輸出マーケティングプラットフォーム(welcon.kocca.kr)を基盤に機関別(KOTRA、NIPA など)の輸出情報を統合

○ 新南方・新北方地域などへの市場多変化に向けて拠点の拡大*及び海外センター専門性の強化

* (2019年)海外コンテンツビジネスセンター6カ所、マーケット事務所2カ所 → (2020年)海外コンテンツビジネスセンター6カ所、マーケット事務所4カ所(タイ、新北方地域1カ所を新規に開所)

※マーケット事務所：現地市場情報の提供、現地進出韓国企業のマーケティングを支援、コンテンツ交流の協力及び共同製作などを支援

○ 官民協力を通じて韓流コンテンツと連携して消費財産業と同伴進出

※部処レベルで「文化・産業融合博覧会」を開催(2カ国)、韓国生活文化商品の照会など「モコジコリア」(3カ国)、海外韓流イベントと連携してコンテンツ・消費財広報マーケティングのイベントを推進(4カ国)など

※コロナウイルスの拡散推移により一部の事業はオンライン相談会などで代替し推進

※新南方地域(アセアンの加盟国、インドなど11カ国)の韓国語の学習需要増加により韓国語教育の活性化のために世宗学堂の指定・運営、韓国語教員の派遣、教材の開発・普及などを拡大し、オンライン学習サイト(ウェブページ世宗学堂)の運営及びモバイル学習アプリの開発・運営を通じて韓国語学習を支援している。

2 コンテンツの海外進出戦略に合わせて海外著作権支援の強化(文化体育観光部)

○ 韓流著作物の進出国対象に著作権に関する法律・制度改善の支援

ー著作権分野におけるグローバルイシューの先導を通じて先進著作権政策を策定

※ソウル著作権フォーラムの開催(2019年は国内外約500名参加、2020年は10月に開催)

予定)

－著作権産業同伴協力体系の構築を通じて相互利害増進を図り、著作権の国際機構(WIPO)の協力事業を通じて著作権先導国の位置づけを強化

※韓・中、韓・日、韓・タイ、韓・ベトナムの著作権フォーラム及び政府間の会議と連携して開催(毎年)

※国際著作権保護人材のワークショップ(下半期予定)、韓国著作権関連機関の訪韓研修(10月予定)

○ 海外の政府・民間協力を通じて現地における合法利用の活性化

－国内著作物の海外進出のための海外進出需要別専門家説明会及び現地における合法利用チャンネルの交流会を開催

－コンテンツ別の国内権利者－海外流通者連携の民間交流*の支援及び海外進出著作権企業を対象にグローバル著作権情報の提供**・相談

*映像、音楽、ゲームなどコンテンツ別に定期的な交流会を開催(暫定)、国内権利者と現地流通者間でビジネスマッチングを通じて海外における合法利用契約の締結を支援

**海外著作権情報プラスのウェブページを通じて15ヵ国の著作権に対する法制度及び関連機関の情報を提供(需要調査を通じて対象国及び情報の拡大を予定)

○ 著作権紛争予防により韓流コンテンツの潜在的収益の確保

－中国、東南アジア標準契約書の配布及び契約書の検討支援、著作権認証書の発給(中国)及び現地における著作権登録の支援(中国、タイ)

－中国・東南アジアにおける著作権の認識向上のための現地の関連機関と連携して教育・広報

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
1 新規市場の開拓及び政府・民間協力の強化(文化体育観光部)				
・新規市場の開拓及び政府・民間協力の強化				
－コンテンツの輸出を体系的に支援	○	○	○	○
－海外コンテンツビジネスセンターの効率的な運営	○	○	○	○
－コンテンツ－消費財の同伴進出		○	○	○
－双方の文化交流の支援		○	○	○
2 コンテンツの海外進出戦略に合わせた海外著作権の支援強化(文化体育観光部)				
・国際著作権交流協力の強化				

－ソウル著作権フォーラムの開催				○
－韓・中、韓・日、韓・タイ、韓・ベトナムフォーラム及び政府間会議の開催			○	○
－WIPO 協力事業の開催				○
・合法利用活性化の支援				
－海外進出需要別説明会の開催		○		
－映像・音楽・ゲームなどコンテンツ別に定期交流会			○	
－著作権の情報提供及び相談	○	○	○	○
・海外紛争予防活動の強化				
－標準契約書の配布及び契約書の検討支援	○	○	○	○
－著作権の認証及び登録の支援	○	○	○	○

11. 国際協力を通じた知的財産権の保護

推進背景

- 韓国は国際出願が多い出願国であり、国際 IP 利害関係に敏感であるため、国際 IP イシューに対する先制対応及び位置づけの強化が必要
 - 韓国企業の進出が拡大される新興国・開発途上国を対象に韓国の IP 行政サービスを普及し、知財権力量強化を支援して韓国企業・企業に対する友好的な環境の構築
 - 国際知的所有権機関(WIPO) において進行中の議論*に積極的に参加し、WIPO の地域事務所での韓国誘致を推進して国際 IP イニシアチブを主導
- * (例示) WIPO で AI 特別セッションを開催(2019年9月)、AI-IP 政策に対するイシュー報告書の公開及び意見収集(～2020年2月)、今後 AI-IP 政策を追加で議論する予定(2020年11月～12月)

- 南北経済協力の活性化など国政課題を支援し発展させるために、南北韓の IP 制度の交流・協力活性化の基盤構築

主要内容

- 1) 審査品質向上のための主要国間審査共助の強化(特許庁)
 - 英国で特許共同審査(CSP*) 施行の拡大**を推進

*Collaborative Search Program: 両国に同一発明が特許出願された場合、先行技術文献情報を共有して審査結果の正確性・一貫性を高める制度

** (2019年) 米国、中国 → (2020年) 米国、中国、英国

○ 2018年7月から IP5 (韓国、米国、欧州、日本、中国) 特許庁間で施行中の PCT* 協力審査** 関連電算システム、協力方式など実務的な運営体系の改善について議論

*Patent Cooperation Treaty : 一国の受理官庁に出願した後、指定国の審査段階に進入する際に、受理官庁における出願日を認めてもらえる制度

**PCT Collaborative Search & Examination : PCT 国際調査を一国の特許庁単独ではなく IP5 特許庁の検討と意見交換を経て遂行する制度

○ 国内企業の迅速な海外特許取得を支援し、審査品質向上のために新興国と特許審査ハイウェイ*の施の拡大を推進

*Patent Prosecution Highway : 第1国で特許可能だという審査結果を受けた場合、第2国にその結果を提出して優先審査を申請できる制度

**PPH 施行国 : (2018年) 29 カ国 → (2019年) 33 カ国 → (2020年) 35 カ国

2 WIPO と国際協力の強化 (外交部、特許庁、知財委員会)

○ WIPI 次期事務局長の選出 (2020年3月) によって韓-WIPO 間の協力強化及び韓国の利益確保のための対応戦略の策定 (外交部、特許庁)

ー外交部本部ー在外公館ー特許庁ー文化体育観光部間の協業強化及び情報共有

○ WIPO 地域事務所の誘致のために 2020年~2021年の間に既存地域事務所*に対する評価基準についての議論に積極的参加 (外交部、特許庁)

*アルジェリア、日本、中国、ロシア、シンガポール、ブラジルに設置

ー既存事務所の評価は新規地域事務所の選定と関連性があるので韓国の強み (特許出願量、優秀なインフラ) が反映されるよう積極的に努力

○ AI-IP 特別専門委員会の構成・運営を通じて AI 関連 IP イシューを検討し、WIPO で進行中の AI-IP に対する議論に参加及び結果の反映 (知財委員会)

3 著作権における国際リーダーシップの強化及び海外における認識向上 (文化体育観光部)

○ 多国の著作権政策担当者を対象に韓国著作権関係機関*への訪問研修を通じて国内外の著作権についての現況・規定などの教育を推進

*韓国著作権委員会、韓国著作権保護院

○ 著作権保護人材及び調停人材のワークショップの開催

ー著作権執行部門及び著作権・コンテンツ調停部門に対する法制度及び事例に関する教育、該当部分の国際イシュー及び WIPO との協力方案について議論

4 官民協力の海外著作権保護及び著作権における国際協力の強化(文化体育観光部)

○ 現地所在の国内関係機関間の協力体系を設定、韓流コンテンツの成長市場及び新興市場を対象に著作権海外事務所の新設・拡大*の検討

* (2019年)中国、タイ、フィリピン、ベトナムの4カ所
→ 米州、欧州など10カ所(～2023年)

○ 韓流対象国・国際機構と人的交流及び法律・国際動向・信託管理教育の推進

5 韓国型特許行政サービス及びグローバル IP 教育コンテンツの拡散(特許庁)

○ 韓-サウジ協力事業及び韓-ASEAN 知財権コンサルティング事業の拡大

— 韓-サウジ協力事業実行計画(Action Plan) の策定及び追加人材の派遣の推進、ラオスなどその他の国に IP コンサルティング事業の拡大

○ 「IP Panorama*」改訂版に最新事例を掲載及びユーザーインターフェースの改善、韓-WIPO 共同で国際 IP 教育過程の運営

* 知財権と国際取引などビジネス観点において知財権活用戦略を紹介するために 2007 年に開発したマルチメディア e-ランニングコンテンツ

— WIPO Academy と協力してオンライン課程を多角的に広報し、IP Panorama 修了者を対象に WIPO Academy DL-450*を開講(7～8月中)

* DL-450(Distance Learning-450)はオンライン教育の中の知的財産経営(Intellectual Property Management)に関する科目を指称

— オンライン課程における優秀修了者を対象にオフラインの集中研修課程を実施(11月中、ソウル)

6 開発途上国に対する戦略的支援及び IP-ODA 事業の内実化(特許庁、文化体育観光部)

○ ベトナムの国家ブランド*の開発・広報を通じて IP-ODA の認識向上、新南方政策の成功事例を発掘(特許庁)

* IP を活用しベトナムにおいて必要な技術及びブランドの開発支援(知的財産寄付事業)

○ 韓国・中国・ロシア・モンゴル4カ国の著作権関連制度について議論するための会議の開催(下半期予定)及びカンボジア、ミャンマー、モンゴルを対象に信託管理団体*の設立・運営の支援(2020年下半期)(文化体育観光部)

* Collective Management Organizations : WIPO 協力事業の一環として著作権開発途上国の著作権保護及び利用環境の改善のために設立される団体

7 南北知的財産権交流協力の方向設定(文化体育観光部、統一部、知識財産委員会)

○ 南北著作権権利の相互認定のための制度的基盤造成及び交流協力活性化方案の模索のために研究用役の推進(文化体育観光部)

○ 知的財産分野における民間の南北交流活性化の支援及び国際機構など関係機関との協議を推進(統一部)

○ 「南北 IP 交流・協力の特別専門委員会」を発足(7月～)し、南北の IP 交流・協力のための長・短期推進課題を選定して段階別のロードマップ策定の推進(知識財産委員会)

※南北関係などの進展により南北知的財産権の交流・協力推進を検討

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
1 審査品質向上のための需要国間審査共助の強化(特許庁)				
・特許共同審査の持続的な拡大	○	○	○	○
・PCT 協力審査(CS&E) 運営体系の改善	○	○	○	○
・共同審査(CSP) の準備及び施行	○	○	○	○
2 WIPO と国際協力の強化(外交部、特許庁、知識財産委員会)				
・WIPO 地域事務所誘致の推進(外交部、特許庁)				
－韓国への誘致広報戦略及び方案の設定	○	○	○	○
－在外公館の誘致交渉などアウトリーチの施行	○	○	○	○
・次期 WIPO 事務局長の選出(2020年3月)に伴う戦略策定(外交部、特許庁)	○			
・WIPO の AI-IP 議論への参加及び結果の反映(知識財産委員会)	○	○	○	○
3 著作権における国際リーダーシップの強化及び海外認識の向上(文化体育観光部)				
・著作権の認識向上事業				
－著作権尊重認識向上のアニメーション制作	○	○		
・著作権の管理及び保護力量向上事業				
－韓国著作権関係機関への訪問研修				○
－保護執行の人材/調停人の力量強化ワークショップ/研修				○
4 官民協力の海外著作権保護及び著作権国際協力の強化(文化体育観光部)				
・海外著作権センターの拡大と新設の検討		○	○	○
5 韓国型特許行政サービス及びグローバル IP 教育コンテンツの拡散(特許庁)				
・韓・サウジ協力事業の拡大	○	○	○	○
－追加人材派遣の推進	○	○	○	○

・韓-アセアン知財権コンサルティング事業の拡大	○	○	○	○
ーラオスなどその他の国へと拡大	○	○	○	○
・ IP Panorama コンテンツの再開発				
ー前半部のモジュールストーリーボード及びコンテンツの開発		○	○	○
ー後半部のモジュール原稿草案の開発			○	○
・韓-WIPO 共同国際知的財産教育課程 (AICC) の運営	○	○	○	○
ーオンライン課程 (1-1 段階、1-2 段階) の広報及び運営	○	○	○	
ーオフライン課程 (2 段階) の運営				○
6 開発途上国の戦略的な支援及び IP-ODA 事業の体系化 (文化体育観光部、特許庁)				
・著作権制度の先進化及び国際著作権規範の広報 (文化体育観光部)				
ー著作権小地域会合 (韓国・中国・ロシア・モンゴル)			○	
ー国家 CMO 設立の支援				○
・適正技術及びブランド開発・普及 (特許庁)	○	○	○	○
・著作権関連国際紛争解決の支援 (文化体育観光部)				
ー国際調停共同研究及び広報講座		○		
ー国際紛争相談所及び調停制度事業の広報会				○
ー国際調停手数料の支援	○	○	○	○
7 南北知的財産権の交流協力方向の設定 (文化体育観光部、統一部、知識財産委員会)				
・研究用役の推進 (文化体育観光部)		○	○	○
・民間南北交流の活性化支援及び国際機構など関係機関と協議 (統一部)	南北関係の進展及び民間要請などによって推進			
・南北 IP 交流協力特別委員会の構成・運営 (知識財産委員会)			○	○

12. 生物遺伝資源の確保及び国際規範の対応

推進背景

□ 空海上の海洋・遺伝資源において発生する IP 規律のための新規体系*の設立について議論が行われている中、これに対する影響最小化の対応方案が必要

*Biodiversity Beyond National Jurisdiction : 国家管轄圏二元地域 (空海など) における海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用のための協定

○ UN は海洋・遺伝資源の IP 国際規範を含む空海上の海洋活動を規制する BBNJ 交渉草案

を政府間会合*(Intergovernmental Conference)を通じて設定する予定

* (会議の経過) : 第1次(2018年9月)、第2次(2019年3月)、第3次(2019年8月)、第4次(2020年予定)

□ 名古屋議定書の国内発効(2017年8月)に伴い自国の生物資源に対する権利の強化、未活用の海外有用生物資源に対する所在の発掘・支援が必要

主要内容

1 生物・遺伝資源及び山林生命資源の保存・管理の強化(農林畜産食品部)

○ (非)病原性獣医遺伝資源を持続的に収集し、10年経過の保存菌株のうちの5%に該当する遺伝資源に対する生存力の試験を通じて再増殖及び保存を実施

○ 国内外の有用遺伝資源の持続的な確保(2020年:植物3,000資源、微生物600資源など)、農業遺伝資源*の特性・評価情報の構築

*遺伝資源管理(基礎情報、品質管理、評価など)のDB構築: (2019年)77万件 → (2020年)85万件

○ 造林樹種及び山林品種生命資源*の収集・保存、管理機関**を通じて山林生命資源の現地以外の保存を強化

*資源保存量(累積): (2018年)300千点 → (2019年)305千点 → (2020年)307千点

**山林生命資源管理機関の運営拡大: (2019年)10ヵ所 → (2020年)11ヵ所

2 韓半島自生生物の発掘管理(環境部)

○ 国家生物資源総合インベントリーの構築を通じて国家生物種の目録を構築

—毎年1,800種以上の新規種目録を追加し、2021年に累積5.4万以上の国家生物種目録の構築*を推進

*国家生物種(累積): (2012年)39,150種 → (2020年)52,628種 → (2030年)68,000種

3 生物資源及び海洋遺伝資源関連の国際協力(環境部、海洋水産部、農林畜産食品部)

○ 生物資源国際協力事業の内実化(環境部)

—生物資源富国*との協力及び利益共有基盤を設定、協力国原住民活用情報基盤の有用生物資源200点を発掘・確保

*タンザニア、ベトナム、カンボジア、カチン州、ネパール、コスラエなど6ヵ国の生物標本3,300点確保

—協力国公務員に対する生物多様性に関する人材養成教育(2020年6月、18名)及び協力国との情報共有のための国際シンポジウムの開催を推進

○ 海洋・遺伝資源における IP 関連国際協力体系の構築(海洋水産部)

－海洋・遺伝資源富国の立場分析、米国・日本などと共同対応体系の策定を通じて空海上の IP 国際イシューに対し先制的に対応

－海外海洋生物の効率的な確保のために資源富国と拠点*の締結を拡大

* (2019 年)2 拠点(ベトナム、マレーシア) → (2020 年)3 拠点(コスタリカと新規締結)

○ 海外生物資源の確保のための国際協力の強化(農林畜産食品部)

－国際共同研究の遂行を通じて悪性疾患*の流入に備えた国内主要発生病原体の収集及び国内未発生病原体資源確保の努力

*口蹄疫、AI ウイルス、人獣共通伝染病、抗生剤耐性菌などの収集

④ 生物・遺伝資源関連 IP の新規規体制の対応(海洋水産部、環境部)

○ 空海上 IP 新規規体制の国内移行のための政策需要の調査(海洋水産部)

－BBNJ*協定の発効など空海上の IP 国際規範環境変化による国内の関連分野(バイオ、科学調査など)における影響度の分析及び対応戦略の設定

*Biodiversity Beyond National Jurisdiction : 国家管轄圏の二元地域(空海など)における海洋生物耐用性の保全及び持続可能な利用のための協定

○ 生物・遺伝資源関連の新国際規範対応人材の養成(環境部)

－昆虫・無脊椎動物など 4 の未開拓生物分類の専門人材養成(大学院生 32 名)及び国際 IP 専門家招聘教育の実施

－生物多様性協約対応のオン・オフラインアカデミーを通じて多国間(二カ国)間の国際協約交差イシュー分析及び生物多様性と連携した知識コンテンツの製作人材の養成

⑤ 名古屋議定書の履行推進(環境部、農林畜産食品部)

○ 「名古屋議定書」及び「遺伝資源のアクセス・利用及び利益共有に関する法律(ABS*)」対応の国内利用者認識向上のためのコンサルティング**・教育***の実施(環境部)

* ABS(Access to genetic resources and Benefit Sharing) : 遺伝資源の利用により発生する利益の公平、公正な共有が目的

**バイオ産産業博覧会の現場コンサルティングブースの運営及び企業・研究所対象に訪問型 ABS コンサルティングを開催(40 回)

***事例研究及び集中討論方式で ABS 企業実務力量強化教育の質を向上(2 回)

○ ABS 法律制定国の遺伝資源へのアクセス・利用・利益共有などの関連手続きの分析*、遺伝資源情報共有体系**使用者の便宜性改善を完了(2020 年 12 月)(環境部)

* (2019年)46カ国 → (2020年)75カ国、**遺伝資源情報共有体系(www.abs.go.kr)

○ 研究機関及び動物薬品企業などを対象に ABS の制度・手続きの遵守、申告などを案内し、生命資源関連のウェブサイト*などに広報・情報のアップデート(農林畜産食品部)

*BRIS(生命資源情報サービス)・KAHIS(国家家畜防疫統合システム)・KVCC(韓国獣医遺伝資源銀行)ウェブページなどに ABS 関連情報をアップデートし、ABSCH(韓国 ABS 研究センター、www.abs.go.kr)と遺伝資源統合申告センター(www.abs.go.kr/irs/irs.do)などで広報

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
1] 生物・遺伝資源及び山林生命資源の保存・管理の強化(農林畜産職員部)				
・ 獣医遺伝資源の収集及び保存管理の強化				
－ 遺伝資源の持続的な収集及び管理	○	○	○	○
・ 海外生物資源の確保のための国際協力の強化	○	○	○	○
・ KAHIS 分譲システムの改善				
－ システムの持続的なアップデート及び便利性の向上	○	○	○	○
・ 山林品種及び造林樹種識別用 DNA マーカーの開発	○	○	○	○
2] 韓半島自生生物の発掘管理(環境部)				
・ 国家生物資源総合インベントリーの構築				
－ 国家生物種目録の構築	○			○
3] 生物資源及び海洋・遺伝資源関連の国際協力(環境部、海洋水産部、農林畜産食品部)				
・ 生物資源の国際協力事業(環境部)				
－ 6カ国生物資源の調査		○		○
－ 海外有用生物所在資料集-Vの発刊				○
－ 海外有用生物所在 200点の効能分析		○		○
－ 協力国公務員の生物多様性人材養成教育		○		
・ 海洋遺伝資源知的財産権専門家ネットワークの強化及び海外拠点の拡大(海洋水産部)	○	○	○	○
－ 国内政策パネルの拡大など専門家ネットワークの強化	○	○	○	○
－ 利害関係者の構成及び意見の深層収斂			○	○
－ 海外拠点国の拡大及び共同研究	○	○	○	○
・ 海外生物資源確保のための国際協力の強化(農林畜産食品部)				
－ 海外悪性疾病の流入に備え遺伝資源の確保	○	○	○	○

－国際協力を通じた遺伝資源の収集	○	○	○	○
－人獣共通伝染病及び抗生剤耐性菌の収集	○	○	○	○
－新種疾病発生資源の確保	○	○	○	○
4 生物・遺伝資源関連 IP 新規体制の対応(環境部、 海洋水産部)				
・国際 IP 専門家とネットワーク構築の推進				
－開発途上国の知財権専門家の招聘		○		
－アジア知財権学者招聘の学術セミナー			○	
・生物・遺伝資源関連の新国際規範対応の人材養成 (環境部)				
－未開拓生物分類群の専門人材養成事業		○		○
－生物多様性協約対応のアカデミー運営事業		○		○
5 名古屋議定書の履行推進(環境部、農林畜産食品 部)				
・名古屋議定書対応国内利用者の認識向上(環境部)				
－企業・研究所対象の ABS コンサルティング開催(40 回)				○
－主要生物所在提供国の関連法令、接近手続き基準 を分析・提供し、国内 ABS コンサルティングフォー ラムなどを通じて伝播				○
－ABS 実務力量強化の教育		○		○
・名古屋議定書履行管理監督及び広報(農林畜産食品 部)				
－国内外の遺伝資源 ABS 手続遵守申告確認及び申告	○	○	○	○
－関連機関に対する名古屋議定書及び遺伝資源法 律の広報	○	○	○	○

13. 新品種事業化の促進及び品種保護制度運営の効率化

推進背景

- 種子 R&D の推進を通じて種子輸出市場の拡大など可視的な成果を達成し、増加する品種分野における侵害紛争の対応が必要
- 種子強国への跳躍及び民間種子産業の基盤構築のために国家戦略型種子 R&D(輸出及び輸入代替品種開発など)の推進
- ※(根拠法令)「種子産業法」第 7 条(種子産業関連技術開発の促進)及び第 10 条(財政及び金融支援など)、「水産種子産業育成法」第 9 条(水産種子産業関連技術開発の促進)及び第 11 条(財政及び金融支援など)
- 2012 年から品種保護対象の作物が作物全体に拡大されることにより、水産分野におけ

る品種保護制度の効率的な運営のための対応方案が必要

主要内容

1 新品種開発支援の強化及び品種保護制度運営の効率化(農林畜産食品部)

○ 新品種育種裾野の拡大及び出願の活性化のための現場訪問によるコンサルティングを実施(62回)、主要輸出国内の地域別(中国2、インド2、インドネシア1、ベトナム3)の展示圃*の設置

*海外現地の品種展示圃：(2019年)172百万ウォン → (2020年)440百万ウォン

*展示圃：海外現地に国内育成品集を展示し、現地バイヤーに紹介・広報

○ 山林植物特性調査の要領(Test Guideline)を新規で16件を制定*・配布、山林植物品種保護の説明会**の開催及び山林植物新品種の開発***を支援

*育種の必要があるか、又は出願されたのにも関わらず特性調査要領がない山林資源植物を選定して制定

**主要法令の制定・改訂事項の説明、育種家の支援及び林産業支援制度などの案内、山林新品種に対する育種情報の提供、産業化成功事例の共有

***民間育種(小規模の種子業者)2020年に6品種支援、職務育成(研究開発事業)2020年に7品種支援

○ 7の民間育種協議会*の運営支援

*5作物(食糧、野菜、花卉、椎茸、果樹)及び2地域(江原、済州)

2 優秀水産品種の開発・輸出の拡散(海洋水産部)

○ ゴールデンシードプロジェクト*(GSP)5年次施行計画の策定及び4年次中間評価を実施、GSP事業目標達成のための成果管理の強化

* Golden Seed Project：韓国種子のグローバル競争力強化のために野菜・園芸・水産・食糧・種畜分野における輸出及び輸入代替戦略品目20品目に対する研究開発事業

－(施行計画)事業団の品目別研究開発費の投資計画、成果連携・活用方案、事業管理及び産業化支援計画などを提示

－(成果管理)輸出及び輸入代替など主要成果中心に成果を管理し、半期毎に管理模型(7-block*)を活用した成果の集計及び脆弱事項の把握

*7-Block：①製品競争力の強化、②権利確保、③生産力量の強化、④流通競争力の強化、⑤広報力量の強化、⑥対象顧客の確保、⑦経済的効果

○ 輸出支援協議会(部・庁担当官、輸出関連機関、参加企業などで構成)を通じて種子企業の需要反映など輸出支援システムの構築方案を策定

○ ゴールデンシードプロジェクト*事業の成果に対する広報を拡大し、開発品種に対するカタログ及び e-book の製作・配布を通じて傘下企業の広報を支援

○ 優秀水産開発種子*の国内普及の拡大を通じて輸入代替及び国内養殖産業の活性化の支援

* (例示) 大王クエ・大王アカクエ・大王バンクエの輸出 216 万ドル(～2019 年)及び国内売上高 11 億ウォン

○ 技術力のある企業の海外進出拡大を通じて生産技術の現地化及び輸出国の多変化を推進

※ターボット(ヒラメ類、中国)、クエ(ベトナム、マレーシア、インドネシア、中国(新規)、アワビ(メキシコ(新規))の海外進出を拡大し、輸出市場の多様化により中国、日本に対する高い輸出依存度から脱皮

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
1 新品種開発支援の強化及び品種保護制度運営の効率化(農林畜産育成部)				
・育種裾野の拡大のための国民に対する支援サービスの強化				
－訪ねていく現場訪問コンサルティング	○	○	○	○
・品種育成及び品種保護出願のための情報提供				
－山林植物品種保護説明会の開催など				○
・品種保護制度運営の効率化及び審査体系の改善				
－品種審査基準の設定のための特性調査要領の開発	○	○	○	○
2 優秀水産品種の開発・輸出の拡散(海洋水産部)				
・品集確認マーカーの開発				
－わかめミトコンドリア塩基変異マーカーの開発	○	○	○	○
・水産種子の流通管理				
－カスタマイズ型の現場コンサルティング	○	○	○	○
－水産植物流通種子の DNA 分析	○	○	○	○
・GSP 事業施行計画の策定				○
－2 段階第 5 年次施行計画の策定				○
・GSP 事業の進捗管理及び成果の評価		○		○
－事業団の中間点検		○		
－2 段階第 4 年次中間評価の実施				○
・輸出目標達成のための関係機関との協力	○			○

IV. デジタル環境における創作に対する公正・共存エコシステムの造成

14. 創作者の保護及びデジタル著作権侵害対応体系の先進化

推進背景

- デジタル技術の発展とスマート機器の大衆化によって侵害の種類が多角化し、これに対応するための体系及び方策が必要
- 多変化する著作権侵害類型に対する審議とともに、侵害現況を追跡できる新技術を導入して著作権保護死角地帯の最小化
- 国際協力の強化及び監視機能の高度化を通じて不法コピー物の追跡管理を強化し、韓国の著作権保護環境を造成
- コンテンツ産業における不公正慣行及び複雑な権利帰属問題などを解消し、権利者の補償体系を改善

主要内容

① 標準契約書の活用拡大及びコンテンツ産業における不公正行為の改善(文化体育観光部)

- 外注の製作者・スタッフを対象に放送外注の取引及び外注製作の勤労環境などの実態調査を通じて標準契約書の活用現況を調査
- 政府支援事業に標準契約書の義務を適用するなど、標準契約書の活用を拡大*し、コンテンツの公正共存センター**の運営を通じて不公正取引被害申告の受付・相談***

*(2019年)標準契約書の使用可否について事後点検 → (2020年)協約締結前に事前にコンサルティング

**コンテンツ公正共存センター(2018年5月)：不公正取引被害申告の受付相談及び法律支援、訴訟費用の支援など

***相談件数：(2018年)51件 → (2019年)106件 → (2020年予想)110件

② デジタル著作権保護のための総合対応体系の構築(文化体育観光部)

- 24時間侵害対応の総合状況室の運営、官民協力*基盤による音楽・映画など権利者の需要が集中する最新著作物に対する侵害対応の強化

*官民協力対応措置：(2019年)41,817件 → (2020年予想)43,817件

○ 著作権保護審議委員会(15～20名)の運営*を通じてオンライン上の不法コピー物に対するサービス提供者を対象に是正勧告の措置

*審議処理案件数：(2019年)167,524件 → (2020年予想)168,000件

○ 公共データ活用の緊急対応著作物*のジャンル拡大**、不法コピー物の追跡管理システム***の監視範囲の拡大のために対象サイトを追加で発掘し、オンライン不法流通対応の多角化

*公共機関管理の著作物情報収集の自動化を活用して選定され、不法コピーによる流通被害が大きく、緊急な措置が必要だと認める著作物

**映画・音楽・出版・ゲーム → ウェブトゥーンの拡大

***オンライン上で流通される不法コピー物を自動にモニタリングするシステム

※韓国著作委員会を通じて e-ラーニングコンテンツ関連の著作権紛争調停及び相談を支援中

③ 正規品ソフトウェアの使用拡散及びオープンソースソフトウェアの活性化支援(文化体育観光部)

○ 中央行政機関・自治体などを対象に正規品ソフトウェアの使用管理及び不法ソフトウェアの根絶のための点検・教育*を実施

*内部点検(3,241の機関)・現場点検(250の機関)・巡回教育(26回)実施

○ 国内の中小ソフトウェア開発企業を対象にオープンソースソフトウェアライセンスのコンサルティングを提供

④ 著作権調停制度の安定的な運営及び広報の強化(文化体育観光部)

○ 調停制度の安定的な運営のために法律改訂の推進

ーソフトウェア著作権紛争調停部の安定的な運営支援及び「職権調停決定制度*」の早期定着方案を設定

*一般当事者が合理的な理由なしに調停部の調停案を拒否したり、又は紛争価額が少額な場合などに対し、著作権侵害紛争に対する迅速性及び実益を高めるための制度(2020年8月5日施行)

ー増加する調停需要に対応して著作物の分野別専門性の強化のために調停人を拡大*の改編を推進(2020年下半年に立法推進の予定)

*著作権調停委員会委員を現行の20～25名から30～60名に拡大し、調停業務を専門に遂行する専門調停人の委嘱を推進

○ ソフトウェア著作物関連の紛争調停制度利用の活性化

ー法院など関係機関との業務協約の締結を通じて調停制度利用の活性化を推進、調停制度の認識向上のための著作権紛争調停事例集の発刊

⑤ ソフトウェア紛争関連の専門鑑定機能の強化(文化体育観光部)

○ 様々なソフトウェア著作物の侵害・紛争類型別の対応のためにソフトウェア鑑定人団の構成を拡大*し、高度化した鑑定技法の発掘及びノウハウの共有を通じて鑑定力量を強化

* (2019年)65名 → (2020年)80名(ソフトウェア分野別に関係団体の推薦及び審査を通じて委嘱)

○ ソフトウェア著作物鑑定の争点調査・研究及びネットワークの強化

ーソフトウェア技術・著作権紛争 이슈の調査・研究、鑑定事例・判例分析・共有及び関係機関の専門家ネットワーク*の強化を支援

*韓国ソフトウェア鑑定評価学会における学術大会の開催支援及びソフトウェア鑑定専門家ワークショップの開催

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
① 標準契約書の活用拡大及びコンテンツ産業における不公正行為の改善(文化体育観光部)				
・標準契約書の活用実態調査		○	○	○
・政府支援事業に標準契約書義務の適用		○	○	
・不公正取引被害申告の受付相談及び法律支援	○	○	○	○
② デジタル著作権保護のための総合対応体系の構築(文化体育観光部)				
・著作権保護審議委員会の運営	○	○	○	○
・官民協力対応体系の構築及び運営	○	○	○	○
・公共データ活用の緊急対応著作物の保護	○	○	○	○
・不法コピー物の追跡管理システム(ICOP)運営の高度化	○	○	○	○
・著作権侵害デジタルの科学捜査支援の強化	○	○	○	○
③ 正規品ソフトウェアの使用拡散及びオープンソースソフトウェアの活性化支援(文化体育観光部)				
・公共機関の点検を実施(内部点検、現場点検)		○	○	○
・公共機関ソフトウェアの管理点検、予防活動	○	○		○
・オープンソースソフトウェア活用基盤構築の活性化支援				
・オープンソースソフトウェアライセンスの認識向上及びコンサルティング専門教育基本計画の策定	○			
・オープンソースソフトウェアライセンスの認識向上及びコンサルティング専門教育の運営		○	○	○

4	著作権調停制度の安定的な運営及び広報の強化 (文化体育観光部)				
	・著作権調停制度の安定的な運営	○	○	○	○
	・調停制度利用の活性化		○		○
5	ソフトウェア紛争関連専門鑑定機能の強化(文化 体育観光部)				
	・ソフトウェア鑑定人団の力量強化及びソフトウェア 鑑定専門委員会の運営	○	○	○	○
	・ソフトウェア鑑定の調査研究・判例分析		○	○	
	・ソフトウェア鑑定人のワークショップ開催		○		
	・ソフトウェア鑑定評価学会の開催支援		○		○

15. 著作物の流通及び活用支援の活性化

推進背景

□ オンライン上で活用可能な著作権情報を統合し、使用者の利用が円滑になるように仲介・検索機能などを改善

○ デジタル著作権取引所*を通じて簡単な著作物の利用許諾契約サービス及び検索機能などを持続的に補強し、増加する著作物の需要に対応

*著作物の権利情報を体系的に収集及び管理し、これを活用して著作権の利用許諾契約の締結を支援するサービスプラットフォーム(<http://www.kdce.or.kr>)

ーデジタル著作権取引所などを通じて著作権流通の信頼基盤を構築し、自由利用著作物の収集・提供により産業的活用の活性化が必要

主要内容

1 著作物利用・ワンストップサービスの提供及び高品質の自由利用著作物の拡充(文化体育観光部)

○ 著作権権利管理情報を統合*して収集・提供、契約支援及び権利情報管理システム**間の連携強化を通じて委託管理業者及び利用者の活用を誘導

*統合著作権権利管理情報の件数(累計) : (2018年)3,003件 → (2019年)3,492件 → (2020年)4,700件

**デジタル著作権取引所、著作権委託管理アップシステムなど

○ 民間需要を基盤に共有著作物・公共著作物を収集して創作プラットフォームなど産業

に活用可能な高品質の自由利用著作物*を積極的に提供

*自由利用著作物の利用件数：(2018年)5,810千件 → (2019年)7,473千件 → (2020年)8,668千件

② 教育機関及び教員向け著作権侵害防止の支援(教育部)

○ 小・中等学校におけるフォントの著作権紛争予防と不公正事例に対する共同対応のために「教育機関フォント紛争対応体系(TFT*)」を運営

*教育部、教育庁、文化体育観光部、外部専門家で構成(2019年12月～2020年12月)

※教育機関における紛争全数調査を実施 → TFT協議を通じて対応策を設定

○ フォント・著作権の理解不足による精神的・経済的被害を予防するために全国の小・中等学校の教員向けに「フォント活用義務教育*」を実施

*訪問教育を通じてフォント・著作権教育を実施(2020年上半期に全ての学校で教育を完了)

※教育部(計画策定) → 教育学術情報院(指針の製作、伝達講師の教育) → 教育庁(施行計画の策定) → 伝達講師(学校訪問教育を実施)

○ 共有文書対象の紛争事例が拡散されることにより、PDF点検プログラムの開発及びウェブページの一括点検のための技術を支援

※教育機関、持続的なウェブページ共有文書を一括点検できるプログラム開発の要求

※既存HWP文書からPDFへと紛争対象が代わり、学校側の負担がさらに上昇

○ フォント企業の不公正ライセンス販売政策に対する公正取引違反提訴などを検討

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
① 著作物利用ワンストップサービスの提供及び高品質の自由利用著作物の拡充(文化体育観光部)				
・権利管理情報を統合して収集・提供及び契約の支援	○	○	○	○
・権利情報管理システム間連携の強化			○	
・活用性の高い自由利用著作物の収集・拡充		○	○	○
・公共ウェブページ、公共広場ウェブページの運営	○	○	○	○
・民間プラットフォームなど自由利用著作物を積極的に提供			○	○
② 教育機関及び教員向け著作権侵害防止支援(教育部)				
・フォント紛争対応の支援				
－教育庁 TFT 担当者指定の協力案内	○			
－全国教育機関における紛争実態調査	○			

－教育庁 TFT 協議会の実施(四半期毎)	○			
－教育機関専担ローファームの運営		○	○	○
－コール相談サービスの提供		○	○	○
・教育機関におけるフォント活用教育				
－地域単位で講師の推薦案内	○			
－研修教材及び活用ガイドの制作		○		
－講師養成研修の実施(1次、2次)		○	○	
－学校訪問教育の実施(教育庁主管)		○		
－教育支援機関訪問教育の実施		○	○	
・教育機関におけるフォントの点検支援				
－点検プログラムの開発及び高度化		○	○	
－学校ウェブサイト一括点検技術の支援		○	○	
－学校専用ハンコムオフィスの開発		○	○	

16. 有望コンテンツに対する投資の活性化及び産業の育成

推進背景

□ コンテンツ産業の特性上プロジェクトの成功予測が難しく物的担保が不十分であり、コンテンツ企業に対する民間金融圏の投資・融資の誘引が低い。

○ コンテンツ産業に特化された信頼性のある価値評価を通じてコンテンツを担保に金融投資を促進できる環境造成が必要

※文化産業振興基本法上の価値評価根拠の設置(第16条の2価値評価機関の指定など)及び「コンテンツ価値評価機関指定の告示」(2015年12月30日、文化体育観光部告示第2015-48号)

○ 無形資産中心であるコンテンツ企業の民間金融圏融資の際に保証書の提供を通じてコンテンツ企業の融資活性化が必要

*信用保証基金や技術保証基金の保証書を通じて別途の担保なしで与信が可能

○ 文化・体育・観光・ゲームなど文化産業分野において活用できる実感コンテンツ及び文化資源実感コンテンツの制作支援が必要

※実感コンテンツの世界市場規模：(2017年)32.6兆ウォン → (2023年)411兆ウォン

※実感コンテンツの国内生産額：(2017年)1.2兆ウォン → (2019年)2.8兆ウォン

主要内容

1 コンテンツ価値評価の適用拡大及び金融の連携(文化体育観光部)

○ ゲーム、放送、映画、アニメーション、ミュージカル、音楽、e-ラーニングコンテンツ、漫画、キャラクターなど9分野に対するコンテンツ価値評価サービスを提供する。

※2019年対比漫画及びキャラクター分野を追加して価値評価サービスの適用ジャンルを拡大

○ コンテンツ企業の成長を支援するマザーファンド文化勘定⁹の拡大

*文化勘定の出資予算：(2018年)540億ウォン → (2019年)630億ウォン → (2020年)1,130億ウォン

※マザーファンド文化勘定内のコンテンツファンド助成が推進中であり、追ってIP観点から同ファンドの運営成果を分析してファンド政策策定時に活用検討

※標準契約書の適用及びメイン投資時にスタッフの人件費を別途の勘定で設置、様々なジャンルへの投資を拡大し、文化産業義務投資割合の緩和を通じて投資自律性の拡大など文化勘定制度の改善を持続的に推進

ーマザーファンド文化勘定内のコンテンツ企画開発・制作初期段階及び疎外ジャンルに集中投資する「コンテンツ冒険投資ファンド*」の800億ウォン規模を新設して助成

*冒険投資ファンドの危険性緩和のために既存のコンテンツ支援対象有望コンテンツとの連携(投資説明の支援、情報提供など)方案を推進中

2 文化産業完成保証*の財源拡充及び制度の整備(文化体育観光部)

*コンテンツ企業に対する融資活性化のためにコンテンツ企業の民間金融圏融資時に保証を提供

○ 国庫出資・金融機関協約を通じて新規保証規模を維持し、出版・広告などに支援ジャンルを拡大

*完成保証出資予算：(2018年)100億ウォン → (2019年)200億ウォン → (2020年)200億ウォン

○ 保証支援50%以上を創業・零細企業に支援し、制度圏の金融支援死角地帯を解消及び企画・開発段階のコンテンツを支援

3 新技術と融合した新しいコンテンツの制作支援(文化体育観光部)

○ 文化・体育・観光・スポーツ・ゲームなど民間分野及び敬天寺塔、武寧王陵・ハングルなど有無形文化資源に対する実感型コンテンツの制作を支援

*民間分野：(2019年)88.7億ウォン → (2020年)153億ウォン、文化支援：(2019年)100

億ウォン → (2020年)100億ウォン

○ 映像コンテンツ(映画、放送)分野における制作費の税額控除適用対象のジャンルを調整*

* (現行)映画、ドラマ、アニメーション、韓国の自然・文化遺産素材のドキュメンタリー → (改善)すべてのドキュメンタリー及び娯楽・芸能を追加

※韓国映画メイン投資ファンド(映画勘定)ではIPが製作社に帰属され、製作社がIPを保有するように出資要件を設定して出資を進行(2020年)

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
1 コンテンツ価値評価の適用拡大及び金融の連携 (文化体育観光部)				
・コンテンツ価値評価制度の活性化				
－コンテンツ価値評価サービスの提供	○	○	○	○
－コンテンツ価値評価と金融連携プログラムの運営	○	○	○	○
2 文化産業完成保証の財源拡充及び制度の整備 (文化体育観光部)				
・文化産業完成保証の新規保証供給				
－新規保証の提供	○	○	○	○
・新技術融合コンテンツの制作支援				
－事業計画の策定及び公告	○			
3 新技術と融合した新しいコンテンツの制作支援 (文化体育観光部)				
・課題選定及び遂行管理		○	○	○
・管理監督及び結果報告			○	○

17. 職務発明制度の拡散を通じた正当な補償文化の定着

推進背景

□ 職務発明制度*の導入及び拡散が進行されるにつれ、職務発明制度の内実化を通じて発明者のイノベーション意欲向上が必要

*職務過程での発明を会社が承継し、職員に正当な補償する制度

○ 企業体、研究所及び大学によって開発された優秀な技術・発明に対し、発明者への不十分な補償により紛争及び技術流出の事例が発生

- 政府部処研究機関の公務員が創出した職務発明について、中小企業への移転促進のための制度改善が必要

主要内容

① 職務発明制度の拡散のための支援強化及び認識改善(特許庁)

- 産学研の専門家で構成される発展協議会の運営を通じて職務発明制度の内実化のための制度改善策について議論
- 手続き様式及びサンプルなどガイドラインの内容が盛り込まれた Tool Kit の制作及び配布

② 公共分野における職務発明制度の活性化(特許庁)

- 市場の需要に応じて事業化が可能な高品質の特許創出を誘導し、大学・公共研究機関レベルで公務員の職務発明活用率の向上
- 現在、曖昧な専用実施権の設定基準*を技術の特性、商用化の難易度など事業化側面を考慮*して専用実施できるように要件を明確化

*現在の国有特許専用実施契約期間は契約日から3年であるが、国有特許実施の準備期間・特許存続期間などを事由により1回の延長が可能(3~5年)

**事業化に必要な場合は1回だけ超過して延長できるように改善方向へと推進

※公務員の職務発明に対する処分・管理及び補償などに関する規定(大統領令)の改訂(2020年上半期)

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
<input type="checkbox"/> 職務発明制度の拡散のための支援強化及び認識改善(特許庁)				
・職務発明制度の制度改善				
-職務発明制度発展協議会の運営		○		○
-職務発明制度の規定、Tool Kit の制作・配布	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 公共分野における職務発明制度の活性化(特許庁)				
・公務員の職務発明活用・活性化				
-専用実施権設定要件の明確化	○	○		

V. 人と文化中心の IP 基盤の構築

18. 実務及び創業連携の IP 専門人材の養成

推進背景

- 産業界で求める IP 創出・活用・サービスの専門人材を養成して国家 IP 競争力の強化が必要
- 大学で保有する優秀技術の死蔵を防止し、イノベーション技術分野における創業を通じて職場づくり及び新成長動力の確保が必要。
- グローバル OTT*の活性化などコンテンツ産業の変化に対応する統合的な知識と融合マインドを備えたコンテンツ産業の現場型専門人材の養成が必要

*Over The Top：既存の通信・放送事業者に加え、第3の事業者らがインターネットを通じてドラマや映画などの様々なメディアコンテンツを提供するサービス

- 青年創業士官学校*の創業支援過程に IP 実務教育、技術保護教育などを拡大して実施し、IP 基盤創業マインドの養成を誘導

*優秀技術を保有する青年創業者を選抜し、事業計画の策定から事業化までの創業全過程に対する教育・支援を通じて革新的な「青年創業 CEO」を養成

- 製薬・医療機器産業に特化された専門人材の養成を通じ、関連産業の持続的な発展基盤の構築が必要

主要内容

① IP 創出・活用・サービス人材力量の強化支援(特許庁、文化体育観光部)

- 韓国創業保育協会*と協力して全国 260 の創業保育センター**(BI)を対象に事前需要調査を通じて教育拠点センター***を選定し、入居企業向けに教育(特許庁)

*中小ベンチャー企業部が指定した創業保育センター(BI)で構成された協会であり、創業保育センターの力量強化及び創業保育マネジャーの専門性強化などを推進

**技術・アイデアはあるが、創業する力がないために事業化に困っている初期企業・創業者を入居させてインフラ・資金の提供及び経営指導など総合的に支援

***2020年に8のセンターを選定してセンター別に3回(1回当たり3時間)の教育を実施する予定

ー一般センター(実務事例中心の IP 基本教育)及び特化センター(センター別の特化技術分野中心の IP 教育)を区分し教育を運営

○ 第四次産業革命関連の協議・団体と協力して知的財産認識向上セミナーの開催及び知的財産実務力量培養のための集中教育訓練を実施(特許庁)

○ コンテンツ創意人材教育人材の拡大*及び地域コンテンツ創意人材の発掘**(文化体育観光部)

* (2019年)400名 → (2020年)500名、*** (2020年)約100名以上の規模

○ ICT 技術と融合・複合と通じて文化技術専門人材の養成*の推進及び産学協力によるコンテンツ専門人材の養成(文化体育観光部)

*AI、ビッグデータなど分野における専門化されたコンテンツプロジェクト教育の推進

2 IP 教育ー創業・就業との連携強化(特許庁、中小ベンチャー企業部)

○ 大学で IP 教育を履修した学生が地域における企業に就業する「産学連携の IP 採用プログラム」の運営、自治体・地域センター・大学間の情報交流・成果管理などを強化(特許庁)

ー特許明細書の作成及び IP 経営・創業など大学*当たり 15 単位以上の実務中心 IP 教育講座の開設及び運営

*大田(忠南・ハンバツ・大徳大)、江原(漢拏・翰林・カトリック関東大)、釜山(東西・東義・新羅大)

○ 青年創業企業を対象に IP 取得、技術奪取予防などに関する IP 実務教育・コーチング*(2020年30回)及び法律諮問の実施(中小ベンチャー企業部)。

*発明振興会、大中小農漁業協力財産、弁理士を介して IP 実務教育の強化

○ 国際発明展示会*の参加人数を拡大し、青年創業者のアイデア製品開発の活性化及び試作品に対する市場検証を推進(中小ベンチャー企業部)

*ジュネーブ国際発明展示会(2020年9月予定)など

3 大学 IP 教育の活性化(特許庁)

○ 職業の探索・進路決定を支援する特許分析基盤の進路教育を導入し、大学別の IP 単位・認証制度拡散案の構築など IP 教育先導大学*の運営を改善

*IP 教育先導大学を選定し、大学で IP に対する体系的な教育(正規教科目の開設、先端教授の確保)を推進できるように関連活動及び資金の支援

○ 既存の IP 専門単位課程と共に、産業界の需要を反映した第四次産業革命技術分野の短

期教育課程を追加で導入*

*2020年から製薬・バイオを始めとするロボット・人工知能など、段階的に開設する予定

○ 「大学創意発明大会」と「キャンパス特許戦略ユニバーシアード」を連携し、それぞれの大会を「発明事業化文門*」及び「特許戦略部門*」に統合して運営

*(発明事業化部門)企業が保有する特許・デザインを分析して IP ビジネス戦略を策定

** (特許戦略部門)企業の技術について特許ビッグデータを分析して R&D 戦略を提示

ー大会競争部門の支援企業を募集し、大会への参加者・受賞者向けに様々な教育プログラム*の提供を通じて創業・就業を高める。

*次世代 IP リーダ活動プログラム、創業・投資支援プログラムなど

4 大学における著作権専門教育の強化(文化体育観光部)

○ 大学の学部・大学院において著作権講座を開設(5の大学*、27の講座)を通じて文化芸術・コンテンツ・メディアなどの分野で著作権の知識を備えた創意人材を養成

*慶尚大学、祥明大学、淑明女子大学、全南大学、弘益大学

○ 文化コンテンツ関連の学科がある大学と連携して日常でよく接する著作権侵害事例を中心に開かれたフォーラム*の開催

*首都圏大学で2回、地方圏大学で2回のフォーラムを開催

5 製薬・医療機器産業分野における特性化大学院の支援(保健福祉部)

○ (製薬)製薬特性化大学院*の高度化に関する方案の策定及び新規大学の公告・選定

*製薬産業関連の学位課程(修士レベル)の設置・運営し、2020年に3大学(成均館大・梨花大、2016年1月～2020年12月)、延世大(2018年1月～2020年12月))を運営

○ (医療機器)R&D・企画、認可・許可、保険及びマーケティングなど医療機器産業における全周期課程別の専門家教育課程を運営

ー医療機器特性化大学院*の高度化に関する方案の策定及び新規事業者の選定**

*大学内に医療機器産業関連の学位(修士・博士)課程の運営を支援(それぞれ5億ウォン)し、現在2大学(東国大学(2017年1月～2021年12月)、延世大学(2018年1月～2020年12月))を運営

** (上半期)2020年に新規大学院を選定(1大学院)、(下半期)2021年に新規大学院を選定(1大学院)

6 実務力量強化のための弁理士制度改善の推進(特許庁)

○ 弁理士の主要業務と実務修習過程を連携し、実習の拡大、評価導入などの弁理士実務修習強化のための改善策を設定

○ 弁理士試験における必修・選択科目を再点検し、弁理士の産業財産権法・技術専門性を強化するための改編案を議論

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
1 IP 創業・活用サービス人材力量強化の支援				
・創業保育センター連携の企業教育(特許庁)				
－関連機関の業務会議及び細部運営計画の策定	○			
－教育拠点創業保育センター別の教育企画及び運営		○	○	○
－企業・機関実務者の教育成果の発掘				○
・協議団体の協力型企業教育(特許庁)				
－協力関係機関の発掘及び細部運営計画の策定	○			
－IP 保護及び活用分野における企業教育の企画及び運営		○	○	○
－企業・機関実務者教育成果の発掘				○
・IP サービス人材の専門性強化支援(文化体育観光部)				
－創意人材教育人数の拡大	○	○	○	○
－文化技術専門人材の養成	○	○	○	○
－コンテンツキャンパスの構築運営	○	○	○	○
2 IP 教育－創業・就業連携の強化				
・就業連携 IP 地域人材の養成(特許庁)				
－ネットワーク及び成果管理の強化	○	○	○	○
－進路・適正検査など IP 進路教育の運営	○	○		
－就業サークルプログラムの運営		○		○
－現場実習の運営(チームプロジェクト、企業実習など)		○		○
・IP 関連教育及び特化コーチングの実施(中小ベンチャー企業部)				
－IP 関連教育の実施			○	○
－IP 関連特化コーチングの実施			○	○
・国際発明展示会への参加(中小ベンチャー企業部)				
－国際発明展示会への参加			○	
3 大学における IP 教育の活性化(特許庁)				
・知的財産教育先導大学の運営	○	○	○	○
・知的財産専門学位課程	○	○	○	○

・産学協働型知的財産大会の運営	○	○	○	○
4 大学における著作権専門教育の強化(文化体育観光部)				
・大学連携の著作権専門人材の養成課程	○	○	○	○
・開かれた著作権フォーラム		○	○	
5 製薬・医療機器産業分野における特性化大学院の支援(保健福祉部)				
・製薬産業特性化大学院の支援	○	○	○	○
・医療機器産業特性化大学院の支援	○	○	○	○
6 実務力量強化のための弁理士制度改善の推進(特許庁)				
ー弁理士実務修習改善策の設定		○	○	○
ー弁理士試験制度改編案について議論		○	○	○

19. 発明・特許素養教育の強化及び著作権尊重文化の拡散

推進背景

□ 発明教育は第四次産業革命時代に必要な創意・融合型の人材育成、革新成長のための創業・職場づくりの主要教育をして位置づけ

*発明教育は創意的問題解決力量と思考力を開発して創意性、融合・協業、挑戦精神などを自然に体験することができる。

○ 毎年増加*する青少年発明教育の需要に応じて、将来の革新人材養成のための発明教育の高度化及び内実化が重要

*発明教育需要の年平均増加率：5.7%(2016年) → 8.3%(2017年) → 9.8%(2018年) → 10.3%(2019年)

□ 子供から大人、民間・公共領域など様々な年齢と領域においてコンテンツの創作・流通が国民生活と密接しているが、その反面著作権教育は不十分

○ 1人メディア及びSNSなどで著作物に対する侵害*が増大しているが、明確な著作権侵害の判別が難しく利用者に対する教育が必要

*不法コピー映像物の掲示及び検索語を通じて不法サイトへの移動経路として使用

主要内容

1 青少年 IP 教育の強化(特許庁、文化体育観光部)

○ 発明教育センター*とメーカー(3Dプリンタ、レーザーカッティングなど)体験施設との連携を通じてアイデアの発想から試作品の制作までワンストップ教育を提供(特許庁)

* (全国で206のセンター)創意発明プログラムの現場適用を通じて地域発明教育の裾野を拡大

—体系的な発明教育のために小・中・高*のレベル別・段階別教育プログラムを開発・配布

*2020年に高等学生向けに教育プログラムを開発

○ 発明・特許特性化高校*の運営を内実化し、職業系高校の職務発明教育の拡散のためにIPマイスタープログラム選抜人数の拡大**を推進(特許庁)。

*特許庁指定の発明・特許教育重点支援特性化高校であり、教育課程に特許・アイデアに対する出願、特許明細書の作成などを含む。

**選抜人数：(2019年)50チーム ⇒ (2020年)100チーム

○ 学生発明展示会の優秀受賞者に対し青少年発明家プログラムとの連携を通じてアイデアの高度化及び権利化などを後続に支援(特許庁)

○ 訪問型著作権教育*を拡大し、小・中・高校の著作権体験教室運営を通じて著作権の概念及び正しい著作物の利用方法などについて教育(文化体育観光部)

* (青少年・教職員向け)1万回以上、(文化芸術脆弱層向け)120回以上

② 発明認識向上基盤の構築(特許庁)

○ 発明体験教育館*の教育課程・教員の派遣など運営規定を確立し、職務研修*を通じて予備・現職の発明教師を育成

*体験中心の発明教育施設であり、青少年及び小・中・高校の教員向けに実習・体験教育の研修、体験展示館の運営などを推進

**総合教育研修ワン(発明振興会)及び発明教師の教育センター(忠南大学、釜山教育大学、全州教育大学)

○ 島嶼へき地・孤島、地域児童センターなど経済的・社会的に教育脆弱階層のIPアクセシビリティの向上のために直接訪問する「訪問型発明体験教室」を新設*して運営

*2020年の予算は10.2億ウォン

—全国206の発明教育センターの既存インフラ(教員、カリキュラム、コンテンツ、資機材)を活用して申請者の需要に応じて体験・実習中心の発明教育を提供

③ 著作権尊重文化の拡散(文化体育観光部)

○ オンラインの①教員職務研修、②アカデミー、③生涯教育、④外部との協力課程など、対象別カスタマイズ型遠隔教育課程の運営及び⑤新規コンテンツの開発

*①全国教員向けに 10 課程、②産業従事者・大学生・公務員・父兄・青少年向けに 32 課程、③一般人・実務者向け上級有料課程を 3 課程、④2020 年 80 の全国の大学・関連機関、⑤教員(2 種)及びアカデミー(3 種)の新規コンテンツの開発

○ ユーチューブ・ウェブトゥーン・SNS など通じて生活の中の著作権についての広報を強化

－ユーチューブなど SMR*プラットフォーム(9 個)及びモバイルアプリ(3 個)などを通じて広報動画像を送出、著作権ウェブトゥーン(16 編)及びラジオ・列車用の広報コンテンツを製作(それぞれ 1 編)

*Smart Media Representative : 短い動画像クリップに添付した公告を制作・販売する代行業社

－関係団体を拡大*して共同キャンペーンを展開し、大学生中心の著作権サポーターズを全年齢台の著作権に対する共感映像制作団に変更して運営**

* (2019 年)7 個 → (2020 年)12 個、 ** (2020 年)計 120 編の映像を制作

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
1 青少年 IP 教育の強化(特許庁、文化体育観光部)				
・発明教育インフラの強化と体系的な発明教育の推進(特許庁)				
－地域発明教育インフラの構築	○	○	○	○
－発明・特許特性化高校の運営	○	○	○	○
－IP マイスタープログラムの運営	○	○	○	○
・優秀人材発掘のための発明・創意力大会の運営(特許庁)				
－大韓民国学生発明展示会の運営	○	○	○	
－大韓民国学生創意力チャンピオン大会の運営	○	○	○	
－青少年発明家プログラムの支援	○	○	○	○
・訪問型著作権教育の拡大・強化(文化体育観光部)				
－基本計画の策定	○			
－学校を訪問する教育申請の受付・運営	○	○	○	○
－文化芸術・公共部門教育申請の受付・運営	○	○	○	○
・著作権体験教室の運営(文化体育観光部)				
－体験教室の選定	○			
－体験教室の運営教師に対する研修	○	○		
－体験教室の運営		○	○	○
－体験教室の運営結果報告及び評価				○
2 発明認識向上基盤の構築(特許庁)				

－発明教員の専門性向上	○	○	○	○
－社会的脆弱階層の発明教育支援	○	○	○	○
③ 著作権尊重文化の拡散(文化体育観光部)				
・著作権遠隔教育				
－遠隔教育課程の運営	○	○	○	○
－遠隔教育コンテンツの開発		○	○	○
－遠隔教育の総合広報		○	○	○
・著作権の広報	○	○	○	○

20. 特許審査インフラの整備及び専門力量の向上

推進背景

□ 超知能・超連結的な特性による技術の融合・複合化に伴い、伝統的な審査体系や方式では第四次産業革命技術の権利保護に限界

※現在の審査官一人の単独審査方式では融合・複合技術分野の特許審査に限界

○ 審査人材の増員及び先行技術調査の拡大などにもかかわらず、依然と主要国対比特許1件当たりの審査投入時間*が著しく不足な状況である。

*1件当たりの審査投入時間(2018年基準):韓国)12.3時間、日本)17.9時間、欧州)36.4時間、中国)27時間

○ 専門審査人材に積極的な増員と共に、先行技術調査事業の内実化及び審査官の産業に対するインサイトの向上を通じて審査力量強化の努力が必要

○ 審判処理の増加と上昇した審決取消率*などにより審判の品質向上が必要

*審決取消率(審決取消件数):22.2%(2018年) → 26.6%(2019年11月)の4.4%上昇
特許法院終結件数

主要内容

① 高品質審査体系の確立(特許庁)

○ AI、3Dプリンティングなど第四次産業革命の主要技術分野を中心に産業界と持続的な疎通を通じてそれぞれの技術別特性に合う審査基準を定立

○ 第四次産業革命の融合・複合技術分野に対する3人協議審査の実施・拡大

*融合・複合技術分野の3人協議審査(全体審査件数対比)：(2019年)17% → (2020年)20%

○ 審査請求期間*の短縮(5年→3年)により審査処理対象物量が増加したため、適正審査投入時間の確保のための審査人材の増員が持続的に推進

*特許出願時点から出願に対する審査を申請できる期間

○ 先行技術調査事業の内実化を通じて高品質の特許審査を支援

ー先行技術調査専門機関の品質競争体制を改善し、審査官・調査員・専門機関などの意見収集を通じて先行技術調査の事業品質・効率性を向上

2 審査力量の強化(特許庁)

○ 特許チーム長主導で特許統計及び産業トレンドの分析を通じて産業別のカスタマイズ型審査基準の定立及び特許チームの審査品質を管理

○ 産業的懸案がある主要品目(素材・部品・設備産業など)の産業・特許環境変化の分析を通じて産業支援観点で審査力量を強化

3 コンピュータソフトウェア関連発明に対する審査力量の増進(特許庁)

○ 欧州特許庁との協力を通じて両庁のコンピュータ(SW)関連発明の審査基準事例を比較研究し、審査基準の改善及び出願人に参考報告書を提供

4 特許審査インフラの拡充(特許庁)

○ AI基盤の高品質機械翻訳及びイメージ検索など、検索サービスの高度化

ー審判関連文書及び中間書類を基にした学習データを追加で構築

ー日本の特許公報の中の合金成分・造成比存在件を対象に文字列分析を通じたパターン抽出及び用語辞典と比較してDBを構築

ー色・形態などイメージの特徴をAI基盤システムを通じて抽出・分析して類似度の高い先行イメージを審査官に提供

ーそれぞれ異なる形式で分散貯蔵・管理されている関連データなどを一つのDBに統合し、デザイン関係網の検索システムを構築*

*異なる形式で分散・保存されている審査資料の関連関係をマッピングしたデザイン関係網DB Tableの構築

＜デザイン関係網検索システムの提供方案＞



※引用・被引用関係網 DB Table を活用して関連のある先行デザインなどを集中的に提供

- 先行技術検索の便宜性・効率性向上のための機能高度化を推進

ー技術分野が区分されていない非特許文献などの引用文献に審査案件の特許分類(IPC)を付与し、DB化して検索サービスを提供



ー出願発明について自動で分析・調査された情報の総合レポートを提供

- ⑤ 特許紛争の迅速な解決のための特許訴訟・審判体系の改善(特許庁)

- 特許紛争の迅速解決のための迅速・優先審判制度の活用

ー審判結果が侵害訴訟などに実質的に活用できるよう法院ワン・検察などの関連事件は3ヶ月以内に処理する迅速審判制度を持続的に実施

ー2020年の素材・部品・設備産業の競争力強化のための特別措置法の施行に基づいて関連分野の審判事件に対し優先審判で処理するように改訂

- 特許紛争の早期解決のために制度の改善

ー審判遅延防止のための審判過程における証拠・主張の適時提出主義*の導入を推進

*審判段階であまりにも遅く提出する証拠・主張を制限

－紛争初期に特許審判と産業財産権紛争調停委員会を連携して紛争を調停する審判－調停の連携制度関連の法令を改訂*

*発明振興法、特許法、商標法、デザイン保護法の改訂案が常任委員会で係留中

－審判官を補佐して事件の調査・研究などを支援するための審判研究官制度関連の特許法改訂を推進

6 特許審判の品質向上(特許庁)

○ 四半期毎に審判品質委員会を開催し、特許法院審決取消の原因分析及びフィードバックを通じて審判の品質向上を図り、新規・経歴審判官別のカスタマイズ型の教育を実施

○ 効率的な争点整理及び充実で透明かつ公正な審理のために特許無効審判などで口頭審理の開催を義務化する特許法改訂を推進

○ 最先端融合・複合技術分野などの審判事件に対する専門性を確保するための専門審理委員制度関連の特許法改訂を推進

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
1 高品質審査体系の確立(特許庁)				
・第四次産業革命技術分野に対する高品質審査体系の確立				
－融合・複合技術分野に対する3人協議審査の実施	○	○	○	○
－産業界との疎通を通じて技術分野別審査基準の定立	○	○	○	○
2 審査力量の強化(特許庁)				
・先行技術調査事業を通じた特許審査の支援				
－専門機関登録制及び品質競争体制の運営及び改善	○	○	○	○
－先行技術調査事業の効率化推進	○	○	○	○
・産業・特許動向調査及び特許統計管理を通じた特許チーム審査力量の強化				
－特許ビッグデータ及び外部機関の産業情報トレンドの分析	○	○	○	○
－主要品目特許統計算出基準の定立及び統計定量診断の推進	○	○	○	○
3 コンピュータソフトウェア関連発明に対する審査力量の増進(特許庁)				
・関連規定及び審査事例の交換	○			
・審査事例に対する各庁特許性判断の遂行		○	○	

・判断結果の交換及び比較検討		○	○	
・最終報告書の作成及び公開			○	○
4 特許審査インフラの拡充(特許庁)				
・AI 基盤機械翻訳サービスの開発など検索サービスの高度化	○	○	○	○
・先行技術検索機能の高度化推進	○	○	○	○
5 特許紛争の迅速解決のための特許訴訟審判体系の改善(特許庁)				
・審判遅延防止のための適時提出主義関連法の改訂	○	○	○	○
・紛争調停を活用する審判－調停連携関連法の改訂	○	○	○	○
・審判研究官関連法の改訂	○	○	○	○
6 特許審判の品質向上(特許庁)				
・特許審判の品質向上				
－特許法院の審決取消事件に対する審判品質委員会の開催	○	○	○	○
－新規及び経歴審判官別カスタマイズ型教育の実施	○	○	○	○
－当事者系事件の口頭審理義務化関連法の改訂	○	○	○	○
－専門家を活用する専門審理委員関連法の改訂	○	○	○	○

21. 地域 IP の競争力強化

推進背景

□ 地域経済及び町の活性化のための優秀郷土資源の発掘・育成*、IP 基盤のスター企業の育成が必要

*地理的表示を始め、地域の遺伝資源及び伝統知識を活用したブランド開発など

○ 地域別の特化産業及び実情を考慮しない政策支援と企業の関心不足により地域の中小企業に対する IP 支援が必要

※23 の地域知識財産センターが存在するが、創業以降の支援が地域知識財産センターのコンサルタント力量に依存した支援であるのが現状(国会の予算決算委員会の指摘)

○ 部処及び自治体が協力して地域における初期企業の発掘や IP 経営活性化のための IP コンサルティングなどの総合的な支援が必要

主要内容

① 地域特化産業の育成及びブランド開発の支援

○ 地域の与件と特性を考慮して地域特産品、伝統産業、自生的産業育成基盤が整った分野などに対し、IP 観点から主力特化産業*を育成(通年)

*農業(世宗)、自動車部品及び造船資機材(蔚山)、郷土資源の健康食品化(全北)、シルク産業(慶南)、化粧品(済州)、バイオヘルス(忠北)、メディカルハーブ資源(江原)など

○ 地域内の歴史、文化、伝統資源を観光資源化にし、固有ブランドを開発(通年)

※八公山山中市場の再現(大邱)、地域文化資源の発掘及びキャラクター・玩具などの開発(忠南)、伝統市場ブランドの開発(釜山)

○ 自治体所属の公務員に対する職務発明補償金の支給により発明意識を高め、地域の IP 基盤構築のための教育・交流を拡大

※知的財産フェスティバル、公務員ワークショップ、IP 経営人クラブ

② 郷土・町企業の IP 力量強化の支援

○ 農漁村基盤の企業向けに IP コンサルティングなど IP 経営基盤を構築し、農民・土着企業向けに IP 管理優秀事例の広報及び教育、紛争相談などを支援(通年)

※国内外の IP 権利化、包装デザインの開発及びブランドのネーミング開発、大型流通網・都市などとの協力を通じて販路開拓の支援など

○ 伝統村の商品及びデザイン開発と観光を連携して地域特化コンテンツの発掘及び制作を支援(通年)

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
① 地域特化産業の育成及びブランド開発の支援				
・ IP 観点の主力特化産業の育成	○	○	○	○
・ 観光資源及び固有ブランドの開発	○	○	○	○
② 郷土・町企業の IP 力量強化の支援				
・ IP コンサルティングなど IP 経営基盤の構築	○	○	○	○
・ 地域特化コンテンツの発掘及び制作支援	○	○	○	○

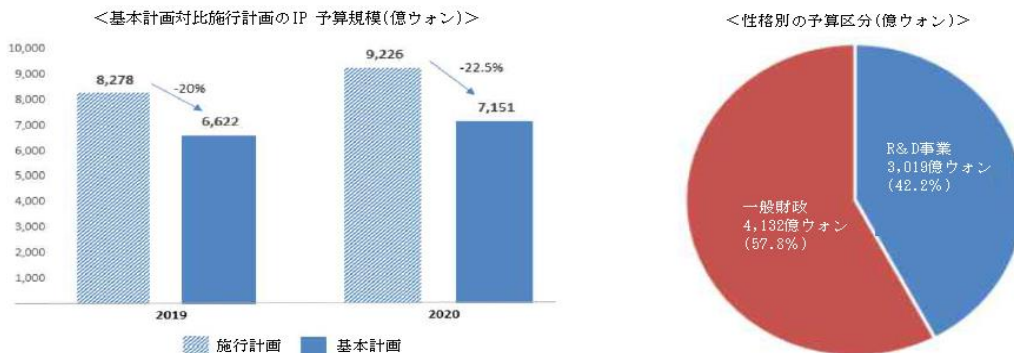
《全体の投資計画》

□ 基本計画期間(2017年～2021年)の全体予算4兆7百億ウオンのうちの7,151億ウオンを投資する。前年投資実績対比約7.8%の増加

※2020年度の部処別施行計画投資基準であり、2019年の投資実績は6,622億ウオン

○ 2020年の知的財産事業の予算は「第2次国家知的財産基本計画」上、当初の計画(2020年9,226億ウオン)対比77.5%水準であり、財源確保の努力が必要

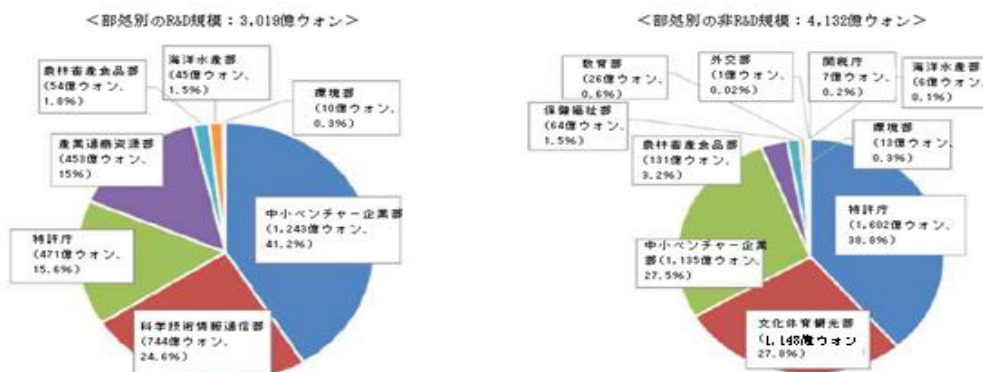
○ 2020年の投資計画のうち、財政性格別には一般事業(非R&D)に57.8%(4,132億ウオン)を投資する計画であり、R&D事業には42.2%(3,019億ウオン)を投資する予定



《部処別の投資規模》

□ 部処別の財政投資は中小ベンチャー企業部(2,379億ウオン、33.3%)、特許庁(2,073億ウオン、29.0%)で約62.3%を占め

○ R&D事業は中小ベンチャー企業部(1,243億ウオン、41.2%)と科学技術情報通信部(744億ウオン、24.6%)の順であり、非R&D事業は特許庁が38.8%(1,602億ウオン)、文化体育観光部が27.8%(1,148億ウオン)を占める。



《5大戦略別の投資計画》

□ 戦略別の投資規模は人と文化中心の知的財産基盤構築(31.0%)、中小・ベンチャー企業に対する創業・成長及び保護強化(24.9%)、市場の需要を反映したIP戦略資産化(24.8%)が全体の約80.7%を占める。

○ 主要課題別には、実務及び創業連携のIP専門人材養成(20.6%)、中小企業のIP競争力強化支援の拡大(20.6%)などで投資の割合が高い。

(単位：億ウオン、%)

5大戦略	投資計画	割合
1 市場の需要を反映したIP戦略の資産化	1,769	24.8%
1. IP-R&Dを通じた優秀IP創出の促進	744	10.4%
2. 事業化有望技術の商用化開発支援の強化	516	7.2%
3. IP・技術の取引、金融及び事業化支援の活性化	419	5.9%
4. 新技術分野のR&D標準特許連携の強化	63	0.9%
5. 公共研究機関のIP経営戦略の高度化	27	0.4%
2 中小・ベンチャー企業に対する創業・成長及び保護強化	1,772	24.9%
6. IP基盤の創業活性化及びIPサービス費用支援の強化	187	2.6%
7. 中小企業のIP競争力強化支援の拡大	1,470	20.6%
8. 中小企業のIP・技術保護の強化	115	1.6%
3 国内知的財産のグローバル進出支援の強化	730	10.2%
9. 海外進出企業に対する知的財産活動支援の強化	224	3.1%
10. 韓流コンテンツの海外進出拡散	239	3.3%
11. 国際協力を通じた知的財産権の保護	19	0.3%
12. 生物遺伝資源の確保及び国際規範の対応	77	1.1%
13. 新品種事業化の促進及び品集保護制度運営の効率化	170	2.4%
4 デジタル環境の創作に対する公正・共存エコシステムの造成	645	9.1%
14. 創作者の保護及びデジタル著作権侵害対応体系の先進化	99	1.4%
15. 著作物の流通及び活用支援の活性化	66	0.9%
16. 有望コンテンツに対する投資の活性化及び産業の育成	464	6.5%
17. 職務発明制度の拡散を通じた正当な補償文化の定着	16	0.2%
5 人と文化中心の知的財産基盤の構築	2,235	31.0%
18. 実務及び創業連携知的財産専門人材の養成	1,470	20.6%
19. 発明・特許素養教育の強化及び著作権尊重文化の拡散	177	2.5%
20. 特許審査インフラの整備及び専門力量の向上	588	8.3%
21. 地域IP競争力の強化*	-	-
合計	7,151	100.0%

* 地方自治体の予算に該当

Ⅲ. 今後の計画

IV. 今後の計画

- (施行計画の履行)関係中央行政機関及び自治体に通報*して実行

*科学技術情報通信部長官は委員会の審議を経て確定した施行計画を関係中央行政機関の長及び市・道知事に通報(知識財産基本法施行令第10条第3項)

- (成果点検)2020年度施行計画の重点方向により推進実績の点検・評価

(2021年3月、知財委員会に上程、知識財産基本法第10条及び同法施行令第11条)

2020 年度施行計画関連(非)財政事業		単位	2019 年 予算 (百万ウ オン)	2020 年 予算 (百万ウ オン)	増減率	R&D 有無	人材 養成	評価 結果	
番号	細部課題名								
1. 特許技術調査分析(特許庁)		細部	13,421	12,476	-7.0%	R&D		優秀	
1-1-3	R&D 全周期の特許ビッグデータ分析支援の拡大(特許庁)						2-2		
2. 中小企業 R&D 力量向上(中小ベンチャー企業部)		内訳	10,833	9,301	-14.1%	R&D		普通	
2-7-1	中小企業カスタマイズ型 IP 戦略策定支援(中小ベンチャー企業部、特許庁)						2-3、 2-4、 3-3		
3. グローバルフロンティア支援(科学技術情報通信部)		細部	75,301	52,648	-30.1%	R&D		普通	
1-5-3	グローバルフロンティア研究団の IP・技術成果戦略的管理推進(科学技術情報通信部)						2-1		
4. (新規) 中小企業商用化技術開発事業(中小ベンチャー企業部、特許庁)		内訳	-	15,005		R&D		対象外	
1-1-1	素材・部品・設備分野の IP-R&D 支援の拡大(中小ベンチャー企業部、特許庁)								
1-1-2	素材・部品・設備分野の R&D 集中支援を通じた優秀 IP 創出(中小ベンチャー企業部)								
5. 研究産業の育成(科学技術情報通信部)		内内訳	4,100	3,000	-26.8%	R&D		普通	
1-2-2	事業化促進のための需要基盤追加 R&D 支援(科学技術情報通信部)								
6. バイオヘルス技術ビジネスエコシステム造成支援(保健福祉部)		内訳	3,365	3,365	0.0%	非 R&D		普通	
1-2-3	保健産業カスタマイズ型優秀技術の発掘及び事業化支援(保健福祉部)						2-5、 2-6、 8-5、 9-10		
7. 技術成果活用促進(産業通商資源部)		内訳	13,520	12,380	-8.4%	R&D		普通	
1-2-1	有望技術に対する商用化開発支援(産業通商資源部)								
1-3-5	IP 価値評価専門領域の特化及び信頼性向上(特許庁、産業通商資源部)						10-2		
3-9-1	グローバル IP スター企業の育成及び協力ネットワークの構築(特許庁、産業通商資源部)								
8. 事業化連携技術開発事業(産業通商資源部)		細部	37,958	32,903	-13.3%	R&D		優秀	
1-2-1	有望技術に対する商用化開発の支援(産業通商資源部)								
9. 中小企業需要基盤 R&D の活性化(科学技術情報通信部、制度)		非財政事業							普通

2020年度施行計画関連(非)財政事業		単位	2019年 予算 (百万ウ オン)	2020年 予算 (百万ウ オン)	増減率	R&D 有無	人材 養成	評価 結果
番号	細部課題名							
1-2-2	事業化促進のための需要基盤追加 R&D 支援(科学技術情報通信部)							
10. 政策ファンド活用事業化支援(産業通商資源部、制度)		非財政事業						普通
1-3-3	優秀特許保有スタートアップ企業などに対する IP ファンド支援(産業通商資源部、特許庁)							
11. 特許技術の戦略的事業化支援(特許庁)		細部	19,030	20,857	9.6%	非 R&D		普通
1-3-1	IP 取引活性化のための仲介活性化(特許庁、農林畜産食品部)							
1-3-2	民間主導の IP サービス産業発展のためのインフラ構築(特許庁)						5-1、 5-2、 6-1	
1-3-5	IP 価値評価専門領域の特化及び信頼性の向上(特許庁、産業通商資源部)							
1-5-1	大学・公共研究機関優秀 IP の好循環基盤構築(特許庁)							
5-18-1	IP 創出、活用、サービス人材力量の強化(特許庁、文化体育観光部)						9-1、 14-1、 15-2	
12. マザーファンド組合の出資(特許庁)		細部	10,000	20,000	100.0%	非 R&D		普通
1-3-2	民間主導 IP サービス産業の発展のためのインフラ構築(特許庁)						5-1、 5-2、 6-1	
1-3-3	優秀特許保有のスタートアップ企業等に対する IP ファンドの支援(産業通商資源部、特許庁)							
13. 技術信用融資の質的改善及び技術基盤の投資拡大(金融委員会、制度)		非財政事業						普通
1-3-4	技術信用融資の質的改善及び技術基盤の投資拡大(金融委員会)							
14. (新規)食品技術の取引・移転支援事業(農林畜産食品部)		内訳	-	1,000		非 R&D		普通
1-3-1	IP 取引活性化のための仲介活性化(特許庁、農林畜産食品部)							
15. 標準特許創出支援(特許庁)		細部	2,695	2,699	0.1%	R&D		普通
1-4-1	第四次産業革命新技術分野の R&D 段階別標準特許確保戦略支援(特許庁)							
1-4-5	標準特許エコシステム支援インフラの構築(特許庁)						3-2	
5-18-1	IP 創出、活用、サービス人材力量強化支援(特許庁、文化体育観光部)							

2020 年度施行計画関連(非)財政事業		単位	2019 年 予算 (百万ウ オン)	2020 年 予算 (百万ウ オン)	増減率	R&D 有無	人材 養成	評価 結果
番号	細部課題名							
16. 情報通信放送標準開発支援(科学技術情報通信部)		内訳	3,559	3,559	0.0%	R&D		普通
1-4-3	国際標準対応体系の構築及び民間フォーラムの支援(科学技術情報通信部)							
1-4-4	国際標準化活動の専門性向上及び認識向上(科学技術情報通信部)							
17. 中小・中堅企業の国際標準化力量及び R&D 標準連携強化(産業通商資源部、制度)		非財政事業						普通
1-4-2	中小・中堅企業の国際標準化力量及び R&D-標準連携強化(産業通商資源部)							
18. 国家科学技術研究会研究運営費支援事業(科学技術情報通信部)		内訳	3,128	2,678	-14.4%	R&D		普通
1-5-2	政府出資(研究機関)IP 経営戦略の高度化(科学技術情報通信部)						3-1、10-1	
19. 知的財産基盤の創業促進(特許庁)		細部	9,697	12,224	26.1%	非 R&D		普通
2-6-1	IP 基盤創業促進のための創業段階別支援強化(特許庁)						8-1	
20. スタートアップ企業の特許パトチャー(特許庁)		細部	996	1,476	48.2%	非 R&D		普通
2-6-1	IP 基盤創業促進のための創業段階別の支援強化(特許庁)						8-1	
21. 中小企業の特許共済事業(特許庁)		細部	7,000	5,000	-28.6%	非 R&D		普通
2-6-3	特許共済事業運営基盤の構築及び IP 経営認証活性化(特許庁)							
22. IP-R&D 戦略支援(特許庁)		細部	21,167	31,944	50.9%	R&D		普通
1-4-1	第四次産業革命新技術分野の R&D 段階別の標準特許確保戦略支援(特許庁)							
2-7-1	中小企業カスタマイズ型 IP 戦略の策定支援(中小ベンチャー企業部、特許庁)							
3-9-1	グローバル IP スター企業の育成及び協力ネットワークの構築(特許庁、産業通商資源部)							
23. グローバル中小企業の育成プロジェクト支援事業(中小ベンチャー企業部)		細部	62,604	44,274	-29.3%	R&D		普通
2-7-1	中小企業カスタマイズ型 IP 戦略策定支援(中小ベンチャー企業部、特許庁)						8-2	
24. 中小企業の技術革新開発(中小ベンチャー企業部)		内訳	30,155	43,380	43.9%	R&D		普通

2020年度施行計画関連(非)財政事業		単位	2019年 予算 (百万ウ オン)	2020年 予算 (百万ウ オン)	増減率	R&D 有無	人材 養成	評価 結果
番号	細部課題名							
1-1-1	素材・部品・設備分野のIP-R&D 支援拡大(中小ベンチャー企業 部、特許庁)							
2-7-1	中小企業カスタマイズ型 IP 戦 略策定支援(中小ベンチャー企業 部、特許庁)						2-3、 2-4、 3-3、 8-2	
25. 創業成長技術開発事業(中小ベン チャー企業部)		細部	7,218	12,384	71.6%	R&D		普通
1-1-1	素材・部品・設備分野のIP-R&D 支援拡大(中小ベンチャー企業 部)							
1-1-2	素材・部品・設備分野 R&D 集中 支援を通じた優秀IP創出(中小 ベンチャー企業部)							
2-7-1	中小企業カスタマイズ型 IP 戦 略策定支援(中小ベンチャー企業 部、特許庁)						2-3、 2-4、 3-3、 8-2	
26. 国内知的財産権保護活動の強化(特 許庁)		内訳	1,789	2,137	19.5%	非 R&D		普通
2-8-1	中小企業の技術・営業秘密保護 強化(中小ベンチャー企業部、 公正取引委員会)							
2-8-2	営業秘密の流出予防及び保護 強化(特許庁、公正取引委員会)						7-3	
2-8-3	技術侵害被害立証負担の緩和 及び侵害行為処罰の強化(特許 庁、産業通商資源部)							
2-8-6	関係部処の協力を通じて技術 侵害・奪取事件を迅速解決(中 小ベンチャー企業部、特許庁、 公正取引委員会)							
2-8-8	産業財産権紛争調停委員会制 度の改善及び広報強化(特許 庁)							
3-9-2	現地IP侵害対応支援の強化(外 交部、特許庁)						11-3	
5-20-5	特許紛争の迅速な解決のため の特許訴訟・審判体系を改善 (特許庁)							
27. 中小企業情報化力量の強化(中小ベ ンチャー企業部)		内訳	3,938	3,818	-3.0%	非 R&D		普通
2-8-1	中小企業の技術・営業秘密保護 の強化(中小ベンチャー企業 部、公正取引委員会)							
2-8-5	不公正行為に対する行政調査 の迅速性確保及び専門性の強 化(中小ベンチャー企業部)							

2020年度施行計画関連(非)財政事業		単位	2019年 予算 (百万ウ オン)	2020年 予算 (百万ウ オン)	増減率	R&D 有無	人材 養成	評価 結果
番号	細部課題名							
2-8-6	関係部処の協力を通じて技術侵害・奪取事件を迅速解決(中小ベンチャー企業部、特許庁、公正取引委員会)							
28. 技術革新基盤造成(中小ベンチャー企業部)		内訳	3,514	5,579	58.8%	非 R&D		普通
2-8-4	技術保護の認識向上(産業通商資源部、中小ベンチャー企業部)							
2-8-6	関係部処協力を通じて技術侵害・奪取事件を迅速解決(中小ベンチャー企業部、特許庁、公正取引委員会)							
29. 中小企業営業秘密保護強化(公正取引委員会、制度)		非財政事業						普通
2-8-1	中小企業の技術・営業秘密保護強化(中小ベンチャー企業部、公正取引委員会)							
2-8-2	営業秘密流出及び予防及び保護強化(特許庁、公正取引委員会)						7-3	
2-8-6	関係部処協力を通じて技術侵害・奪取事件の迅速解決(中小ベンチャー企業部、特許庁、公正取引委員会)							
30. 不正競争行為の拡大及び処罰・行政処置の強化(産業通商資源部、制度)		非財政事業						普通
2-8-3	技術侵害被害立証負担の緩和及び侵害行為処罰の強化(特許庁、産業通商資源部)							
2-8-4	技術保護の認識向上(産業通商資源部、中小ベンチャー企業部)							
31. 捜査技術人材の高度化及び関連機関との協力強化(法務部、制度)		非財政事業						普通
2-8-7	共助捜査体系の構築及び捜査の専門性強化(法務部)							
32. 知的財産権保護強化の支援(関税庁)		細部	696	732	5.2%	非 R&D		優秀
3-9-3	IP 水際処置拡大のための国内外の共助強化(関税庁)							
33. 海外知的財産権保護活動の強化(特許庁)		内訳	3,806	4,406	15.8%	非 R&D		普通
3-9-2	現地 IP 侵害対応支援の強化(外交部、特許庁)						11-3	
34. 知的財産創出支援(特許庁)		細部	15,074	17,200	14.1%	非 R&D		普通
2-7-2	中小企業 IP ダイレクト支援サービスの提供(特許庁)							

2020年度施行計画関連(非)財政事業		単位	2019年 予算 (百万ウ オン)	2020年 予算 (百万ウ オン)	増減率	R&D 有無	人材 養成	評価 結果	
番号	細部課題名								
3-9-1	グローバル IP スター企業の育成及び協力ネットワークの構築(特許庁、産業通商資源部)								
35.	多国経済外交の推進及び経済協力の強化(外交部)	内訳	80	82	2.5%	非 R&D		普通	
3-9-2	現地 IP 侵害対応支援の強化(外交部、特許庁)						11-3		
36.	不正貿易行為に対する調査及び是正処置(産業通商資源部、制度)	非財政事業							普通
3-9-4	不正貿易行為に対する調査及び是正処置(産業通商資源部)								
37.	文化コンテンツの国際協力及び輸出基盤の造成(文化体育観光部)	内訳	11,502	23,868	107.5%	非 R&D		最優 秀	
3-10-1	新規市場の開拓及び政府・民間協力の強化(文化体育観光部)								
38.	WIPO 信託基金の支援(文化体育観光部)	細部	1,072	1,018	-5.0%	非 R&D		普通	
3-10-2	コンテンツ海外進出戦略に合わせた海外著作権支援強化(文化体育観光部)						15-4		
3-11-6	開発途上国の戦略的支援及び IP-ODA 事業の充実化(特許庁、文化体育観光部)						15-3		
39.	国際知的財産の寄付(特許庁)	内訳	670	903	34.8%	非 R&D		普通	
3-11-5	韓国型特許行政サービス及びグローバル IP 教育コンテンツの拡散(特許庁)						15-1		
3-11-6	開発途上国の戦略的支援及び IP-ODA 事業の充実化(特許庁、文化体育観光部)								
40.	審査品質向上のための主要国間の審査共助の強化(特許庁、制度)	非財政事業							普通
3-11-1	審査品質向上のための主要国間の審査共助強化(特許庁)								
41.	世界的知的財産権機関(WIPO)参加拡大及び地域事務所誘致など(特許庁、外交部、制度)	非財政事業							普通
3-11-2	WIPO と国際協力の強化(外交部、特許庁、知財委員会)								
42.	国家生物資源総合インベントリーの構築(環境部)	細部	969	997	2.9%			普通	
3-12-2	韓半島の自生生物発掘管理(環境部)								
43.	生物資源国際協力事業(環境部)	細部	960	960	0.0%	R&D		普通	
3-12-3	生物資源及び海洋・遺伝資源関連の国際協力(環境部、海洋水産部、農林畜産食品部)								

2020年度施行計画関連(非)財政事業		単位	2019年 予算 (百万ウ オン)	2020年 予算 (百万ウ オン)	増減率	R&D 有無	人材 養成	評価 結果
番号	細部課題名							
44.	名古屋議定書対応の国内利用者認識向上(環境部)	細部	250	25	-90.0%	非 R&D		普通
3-12-5	名古屋議定書の履行推進(環境部、農林畜産食品部)							
45.	農林畜産検疫技術の開発事業(農林畜産食品部)	内内 訳	5,469	5,377	-1.7%	R&D		普通
3-12-1	生物遺伝資源及び山林生命資源の保存管理の強化(農林畜産食品部)							
3-12-3	生物資源及び海洋・遺伝資源関連の国際協力(環境部、海洋水産部、農林畜産食品部)							
3-12-5	名古屋議定書の履行推進(環境部、農林畜産食品部)							
46.	国立海洋生物資源館の運営(海洋水産部)	内内訳	135	135	0.0%	非 R&D		普通
3-12-3	海外生物資源確保などのための国際協力の強化(環境部、海洋水産部、農林畜産食品部)							
3-12-4	生物・遺伝資源関連のIP新規規範体制の対応(海洋水産部、環境部)							
47.	(新規)生物・遺伝支援関連の新国際規範対応人材の養成(環境部)	細部	241	254	5.4%	非 R&D		普通
3-12-4	生物・遺伝資源関連のIP新規規範体制の対応(海洋水産部、環境部)						4-1	
48.	品種審査及び栽培試験(農林畜産食品部)	内訳	10,579	10,651	0.7%	非 R&D		普通
3-13-1	新品種開発支援の強化及び品種保護制度運営の効率化(農林畜産食品部)						4-2、 6-5、 9-9、 9-11、 11-6、	
49.	山林品種保護・採種源管理(農林畜産食品部)	内訳	1,902	1,474	-22.5%	R&D		普通
3-13-1	新品種開発支援の強化及び品種保護制度運営の効率化(農林畜産食品部)						4-2、 6-5、 9-9、 9-11、 11-6、	
50.	水産種子産業の育成(海洋水産部)	内訳	435	435	0.0%	非 R&D		普通
3-13-2	優秀水産品種開発・輸出の拡散(海洋水産部)							
51.	GoldenSeedプロジェクト(海洋水産部)	細部	5,713	4,460	-21.9%	R&D		普通
3-13-2	優秀水産品種開発・輸出の拡散(海洋水産部)							

2020年度施行計画関連(非)財政事業		単位	2019年 予算 (百万ウ オン)	2020年 予算 (百万ウ オン)	増減率	R&D 有無	人材 養成	評価 結果	
番号	細部課題名								
52.	韓国著作権委員会の支援(文化体育観光部)	内訳	446	326	-26.9%	非 R&D		普通	
3-11-3	著作権国際リーダーシップの強化及び海外認識向上(文化体育観光部)								
3-11-4	官-民協力の海外著作権保護及び著作権国際協力の強化(文化体育観光部)						11-4		
3-11-6	開発途上国の戦略的支援及びIP-ODA事業の充実化(特許庁、文化体育観光部)								
3-11-7	南北知的財産権交流協力方向の設定(文化体育観光部、統一部、知財委員会)								
4-14-4	著作権調停制度の安定的な運営及び広報強化(文化体育観光部)								
4-14-5	ソフトウェア紛争関連専門鑑定機能の強化(文化体育観光部)						7-4		
5-18-1	IP創出、活用、サービス人材力量の強化支援(特許庁、文化体育観光部)						5-3、 6-4、 9-3、 9-6、 9-7、 9-8、 11-2、 14-3、 15-2		
53.	文化産業の政策開発及び評価(文化体育観光部)	内内訳	272	272	0.0%	非 R&D		普通	
4-14-1	標準契約書の活用拡大及びコンテンツ産業内不公正取引行為の改善(文化体育観光部)						1-2		
54.	著作権保護活動の活性化(文化体育観光部)	内訳	9,054	9,276	2.5%	非 R&D		優秀	
3-10-2	コンテンツの海外進出戦略に合わせた海外著作権支援の強化(文化体育観光部)								
4-14-2	デジタル著作権保護のための総合対応体系の構築(文化体育観光部)						7-5、 11-2		
4-14-3	正規品ソフトウェアの使用拡散及びオープンソースソフトウェアの活性化支援(文化体育観光部)						6-2、 9-4		
55.	未来著作権環境に適した法制度の改善方向に関する研究(文化体育観光部、制度)	非財政事業							普通

2020年度施行計画関連(非)財政事業		単位	2019年 予算 (百万ウ オン)	2020年 予算 (百万ウ オン)	増減率	R&D 有無	人材 養成	評価 結果
番号	細部課題名							
56. 標準契約書の活用拡大、商業用音盤の公演権範囲の拡大など(文化体育観光部、制度)		非財政事業						普通
4-14-1	標準契約書の活用拡大及びコンテンツ産業内不正行為の改善(文化体育観光部)							
57. コンピュータソフトウェア関連発明に対する審査力量の向上(特許庁、制度)		非財政事業						普通
5-20-3	コンピュータソフトウェア関連発明に対する審査力量の増進(特許庁)							
58. 著作権流通支援及び利用活性化(文化体育観光部)		内訳	6,835	6,573	-3.8%	非 R&D		普通
4-14-3	正規品ソフトウェア使用の拡散及びオープンソースソフトウェアの活性化支援(文化体育観光部)						6-2、 9-4	
4-15-1	著作物利用ワンストップサービスの提供及び高品質自由利用著作物の拡充(文化体育観光部)							
59. 教育著作権の共有支援体系(教育部、制度)		非財政事業						普通
4-15-2	教育機関及び教員対象の著作権の侵害防止支援(教育部)							
60. 文化コンテンツ投資の活性化(文化体育観光部)		内訳	21,130	21,130	0.0%	非 R&D		普通
4-16-1	コンテンツ価値評価の適用拡大及び金融連携(文化体育観光部)							
4-16-2	文化産業完成保証財源の拡充及び制度の整備(文化体育観光部)							
61. 実感型コンテンツの育成(文化体育観光部)		内訳	18,870	25,300	34.1%	非 R&D		普通
4-16-3	新技術と融合した新しいコンテンツの製作支援(文化体育観光部)						3-5	
62. コンテンツ産業エコシステムの造成(文化体育観光部)		内訳	13,669	19,080	39.7%	非 R&D		普通
4-16-3	新技術と融合した新しいコンテンツの製作支援(文化体育観光部)						3-5	
5-18-1	IP創出・活用・サービスの人材力量強化支援(特許庁、文化体育観光部)						3-4、 4-3	
5-18-4	大学における著作権専門教育の強化(文化体育観光部)						12-11、 12-12、 13-3	

2020年度施行計画関連(非)財政事業		単位	2019年 予算 (百万ウ オン)	2020年 予算 (百万ウ オン)	増減率	R&D 有無	人材 養成	評価 結果
番号	細部課題名							
63. 職務発明の活性化(特許庁)		細部	420	365	-13.1%	非 R&D		普通
4-17-1	職務発明制度の拡散のための 支援強化及び認識改善(特許 庁)						1-1	
64. 発明奨励文化の造成(特許庁)		内訳	904	1,257	39.0%	非 R&D		普通
4-17-1	職務発明制度の拡散のための 支援強化及び認識改善(特許 庁)						1-1	
4-17-2	公共分野における職務発明制 度の活性化(特許庁)							
65. 需要者中心の知的財産専門人材の養 成(特許庁)		細部	6,655	5,685	-14.6%	非 R&D		普通
5-18-1	IP 創出、活用、サービス人材力 量の強化支援(特許庁、文化体 育観光部)						9-1、 14-1、 15-2	
5-18-2	IP 教育・創業・就業連携の強化 (特許庁、中小ベンチャー企業 部)							
5-18-3	大学における IP 教育の活性化 (特許庁)						9-5、 12-8、 12-10、 13-1、 13-5	
5-18-6	実務力量強化のための弁理士 制度の改善を推進(特許庁)						7-6	
5-19-2	発明認識向上基盤の構築(特許 庁)							
66. 実験室特化型創業先導大学の育成 (教育部)		内訳	989	2,565	159.4%	非 R&D		優秀
2-6-2	大学における創業の活性化(科 学技術情報通信部、教育部、中 小ベンチャー企業部)						13-6	
67. 実験室の創業支援(科学技術情報通 信部)		細部	2,030	12,500	515.8%	R&D		普通
2-6-2	大学における創業の活性化(科 学技術情報通信部、教育部、中 小ベンチャー企業部)						13-6	
68. 産業専門人材力量の強化(産業通商 資源部)(2019年終了時点)		内内訳	4,815	-	-	R&D	10-3、 13-2	普通
69. 創業成功パッケージ(中小ベンチャ ー企業部)		細部	92,222	104,117	12.9%	非 R&D		普通
2-6-2	大学における創業の活性化(科 学技術情報通信部、教育部、中 小ベンチャー企業部)							
5-18-2	IP 教育・創業・就業連携の強化 (特許庁、中小ベンチャー企業 部)						8-4	

2020年度施行計画関連(非)財政事業		単位	2019年 予算 (百万ウ オン)	2020年 予算 (百万ウ オン)	増減率	R&D 有無	人材 養成	評価 結果
番号	細部課題名							
	70. 医療機器特性化大学院の支援(保健福祉部)	細部	1,000	1,500	50.0%	非 R&D		普通
5-18-5	製薬・医療機器産業分野における特性化大学院の支援(保健福祉部)						13-4	
	71. 製薬産業特性化大学院の支援(保健福祉部)	細部	1,463	1,502	2.7%	非 R&D		優秀
5-18-5	製薬・医療機器産業分野における特性化大学院の支援(保健福祉部)						13-4	
	72. 発明教育の活性化(特許庁)	細部	12,548	9,856	-21.5%	非 R&D		普通
5-19-1	青少年 IP 教育の強化(特許庁、文化体育観光部)						12-1、 12-2、 12-3、 12-4、 12-5、 12-6、 12-9	
	73. 著作権文化基盤の造成(文化体育観光部)	内訳	7,723	7,914	2.5%	非 R&D		普通
5-18-1	IP 創出、活用、サービス人材力量の強化支援(特許庁、文化体育観光部)						5-3、 9-6	
5-18-4	大学著作権専門教育の強化(文化体育観光部)						12-11、 12-12、 13-3	
5-19-1	青少年 IP 教育の強化(特許庁、文化体育観光部)						12-7	
5-19-3	著作権尊重文化の拡散(文化体育観光部)						6-3、 9-3、 9-7、 9-8、 14-2、 14-3	
	74. 特許審査支援事業(特許庁)	細部	56,652	58,817	3.8%	非 R&D		普通
5-20-1	高品質審査体系の確立(特許庁)						7-1、 7-2	
5-20-2	審査力量の強化(特許庁)							
5-20-4	特許審査インフラの拡充(特許庁)							
5-20-5	特許紛争の迅速な解決のための特許訴訟審判体系の改善(特許庁)							
5-20-6	特許審判の品質向上(特許庁)							
※地方自治団体の予算に該当								
合計			662,228	715,099	80%	-		

※自治体の特性を反映して自治体のビジョンに伴う細部課題を提示

□ソウル特別市：想像が実現する知的財産基盤のイノベーション成長都市「ソウル」

戦略	細部課題	事業形態
1 高品質の知的財産創出及び事業化の活性化	1. ソウル型 R&D の支援	固有
	2. 共同協力の技術開発支援	固有
	3. ビッグデータキャンパスの運営	固有
	4. ゲームコンテンツセンターの運営	固有
	5. 音楽創作支援センターの運営	固有
	6. デジタル鍛冶屋の運営	固有
2 中小企業の知的財産権隘路解決及び技術保護支援の強化	7. 知的財産権の審判、訴訟、侵害物品の取締り	固有
	8. 知的財産専門家コンサルティング	固有
	9. 技術保護支援団の運営	固有
	10. 技術保護の相談/申告センターの設置及び運営	固有
	11. IP 翼(ナレ)プログラム	委任
	12. IP 礎(デディムドル)プログラム	委任
	13. 中小企業 IP ダイレクト支援サービス	委任
3 グローバル市場の IP 活動支援拡大	14. 知的財産権の海外における権利化支援	固有
	15. 輸出中小企業(グローバル IP スター企業)の育成	委任
	16. ソウル国際発明展示会への参加支援	固有
4 知的財産エコシステム基盤の強固化	17. 知的財産認識向上の教育	固有
	18. 映像コンテンツ産業の育成	固有
	19. 1人メディア創作の支援	固有
	20. フィンテック人材養成教育、フィンテックラボの設立及び運営	固有
	21. 知的財産才能寄付の IP 経営人クラブ	委任
	22. 知的財産優秀事例の発掘及び広報	固有
	23. 職務発明活性化基盤の造成	固有
	24. 職務発明管理及び保護、活用の促進	固有

□釜山広域市：知的財産融合グローバル技術イノベーション都市の実現

戦略	細部課題	事業形態
1 価値ある知的財産創出	1. グローバル IP スター企業の支援	委任
	2. 中小企業 IP ダイレクト支援事業	委任
	3. IP 翼(ナレ)プログラムの運営	委任
2 付加価値の極大化のための知的財産活動増大	4. IP 礎(デディムドル)プログラムの運営	委任
	5. 技術取引促進ネットワーク事業	委任
	6. 釜山地域大学連合の技術株主(株)の運営	固有
	7. 釜山名物の水産物ブランドマーケティングを推進	固有
	8. ケイランド知的財産ファンドの助成	固有
3 知的財産力量の強化	9. 公務員の知的財産認識拡散	固有
	10. 発明の日の記念イベント(IP フェスティバル)の	委任

	開催	
	11. 就業連携の IP 地域人材養成事業	委任
4 変化に柔軟な知的財産基盤の造成	12. 2021 年アジア弁理士会理事会の開催	固有
	13. 市民発明競合大会の開催	委任
	14. 公務員職務発明制度の運営	固有
	15. 知的財産ネットワークの構築事業	委任

□大邱広域市：知的財産基盤の創業先導都市「大邱」

戦略	細部課題	事業形態
1 R&D 関係の高品質 IP 創出及び事業化支援	1. R&D 成果管理システムの運営	固有
	2. 政府出資研究機関協力の融合・複合 R&D 支援	固有
	3. 未来自動車先導技術の開発支援	固有
	4. 技術取引促進ネットワーク事業	委任
	5. 研究中心病院の育成 R&D 事業	委任
2 中小企業の IP 競争力向上	6. グローバル IP スター企業の育成	委任
	7. 中小企業 IP ダイレクト支援サービス	委任
	8. IP 翼(ナレ)プログラム	委任
3 知的財産専門人材の養成及び IP 基盤創業支援	9. IP 礎(デディムドル)プログラム	委任
	10. イノベーション創業エコシステムの構築支援	委任
	11. 青年創業支援事業	固有
	12. 初期創業パッケージ支援事業(旧、創業先導大学)	委任
4 コンテンツ、ブランド、デザインの競争力強化	13. デザインウィークイン大邱及び産業展覧会の支援	固有
5 知的財産保護及び尊重文化の拡散	14. 公務員職務発明制度の運営	固有
6 知的財産活動の高度化基盤確立	15. 知的財産育成協議体の運営	委任

□仁川広域市：世界から訪れるグローバル IP HUB、第四次産業革命先導都市

戦略	細部課題	事業形態
1 中小・ベンチャー企業に対する国内外 IP 基盤強化の拡大	1. 中小企業の海外における権利化支援	固有
2 第四次産業革命推進の IP 基盤構築	2. 第四次産業革命中核技術基盤センターの構築事業	固有
	3. バイオヘルスケア製品開発の支援	固有
	4. 先端自動車電装部品企業の育成支援	固有
	5. ロボット産業のイノベーション成長支援	固有
3 次世代 IP コンテンツの発掘及び ICT 競争力強化	6. 地域ソフトウェア企業の成長支援	固有
	7. 文化事業コンテンツの育成事業	委任
	8. ソフト融合クラスター2.0 事業	委任
	9. 中小企業の著作権活性化事業	委任
4 中小・ベンチャー企業の IP 金融活性化及	10. 知的財産投資組合の運営	固有
	11. 技術革新 IP 創業企業の青年就業連携プロジェクト	委任

び良質の職場づくり	ト	
5 有望新技術分野の R&D 事業を通じた IP 創出	12. 希少金属高純度化の実証基盤造成事業の支援	委任
	13. 低酸素標的疾患研究センターの支援事業	委任
	14. 船舶安全システム開発の支援事業	委任
	15. 融合技術の中核技術開発事業	委任
	16. 仁川 PAV 産業の育成	固有
6 中小・ベンチャー企業 IP(デザイン、ブランド)競争力の強化	17. 研究開発(R&D)事業の活性化支援	委任
	18. 産業デザインの育成及び支援	委任

□光州広域市：第四次産業革命を先導する知的財産競争力の確保

戦略	細部課題	事業形態
1 創意的な発明・創作人材養成	1. 発明競合大会及び訪問型知的財産アカデミーの運営	固有
	2. IP 礎(デディムドル)プログラム	委任
2 中小企業 IP 競争力の強化	3. グローバル IP スター企業の育成	委任
	4. 中小企業 IP ダイレクト支援	委任
	5. IP 協力基盤の強化	委任
3 IP 事業化支援の活性化	6. IP 翼(ナレ)プログラム	委任
	7. 技術取引促進ネットワーク	委任
	8. 産業化デザインプロジェクト	固有
4 R&D 連携の知的財産創出	9. 優秀創業企業の集中育成	固有
	10. 光融合ヒドゥンチャンピオンの育成支援	固有
	11. バイオ医療技術の開発	委任
5 コンテンツの発掘及び企画支援	12. 臨床医学科研究力量の強化事業	委任
	13. 歯科生態吸収性素材の中小パートナー支援	委任
	14. 文化コンテンツ企画創作スタジオの運営	委任
	15. スマートもマイルアプリの開発支援	固有

□大田広域市：大韓民国の知的財産前哨基地、IP ハーブ都市「大田」

戦略	細部課題	事業形態
1 イノベーション成長を牽引する強い知的財産の創出	1. 中小企業イノベーション成長の支援及び技術競争力の強化	固有
	2. 政府出資研究機関連携の中小企業 R&BD 支援	固有
	3. 知的財産創出支援	委任
2 知的財産基盤創業及び事業化促進	4. IP サービス企業の創業及び企業誘致の活性化	固有
	5. 知的財産基盤の創業促進	委任
	6. イノベーション成長企業の技術事業化総合支援	固有
3 海外市場を先導するグローバル IP 企業の育成・保護	7. 海外知的財産権の紛争予防・対応コンサルティング	固有
	8. グローバル強小企業の育成	委任
	9. 有望中小企業の Global-up 支援	委任
	10. 知的財産ハーブ都市の拠点機能化	固有

4 IP ハーブ都市構築のための知的財産基盤の造成	11. 知的財産協力ネットワークの強化	委任
	12. 大田デザイン産業の育成	固有
5 知的財産創意人材の養成及び活用	13. 就業連携 IP 地域人材の養成	委任
	14. 地域特化産業の青年人材採用支援	委任
	15. 経歴が豊かな科学技術者の活用「銀色のメンコーチング」の運営	固有

□蔚山広域市：第四次産業革命のハーブ、IP 最強を先導する「蔚山」

戦略	細部課題	事業形態
1 高品質の IP 創出及び事業化の活性化	1. ゲノム基盤のバイオメディカル産業の育成	委任
	2. 浮遊式海上風力産業の育成	委任
	3. 細胞間信号交信による癌制御の技術開発	委任
2 中小企業 IP 活動の強化及び競争力の向上	4. 産業財産権認証支援事業	固有
	5. 知的財産創出支援事業	委任
	6. ベンチャー企業 R&D カスタマイズ型技術情報の提供	固有
	7. 第四次産業基盤カスタマイズ型の中小企業支援	固有
	8. ワンストップ企業支援事業	固有
	9. 知的財産創業促進事業	委任
	10. 中小企業の次世代技術支援事業	委任
	11. 公務員の研究会運営及び支援	固有
3 グローバル市場における IP 活動支援の強化	12. 造船海洋資機材の国際認証及びベンダー登録の支援	委任
	13. 造船海洋資機材の KOLAS 認証支援	固有
	14. 海外規格の認証獲得支援事業	固有
4 IP エコシステム基盤の強固化	15. 知的財産統計を活用した地域産業技術力量の診断	固有

□京畿道：知的財産競争力の確保により第四次産業革命を先導する「京畿道」

戦略	細部課題	事業形態
1 コンサルティング基盤の高品質知的財産創出	1. 道の知的財産権創出支援及び運営管理	固有
	2. 職務発明補償制度の活性化支援	固有
	3. 輸出企業の知的財産権融合開発支援	固有
	4. 道の R&D 課題 IP 戦略適用を通じた優秀知的財産の創出	委任
	5. IP 礎(デディムドル)プログラム	委任
	6. IP 翼(ナレ)プログラム	委任
	7. 中小企業の IP ダイレクト支援サービス	委任
	8. グローバル IP 企業の育成	委任
2 公正経済実現のための知的財産保護強化	9. 中小企業の技術奪取予防及び技術保護	固有
	10. 知的財産紛争対応及び予防	固有
	11. 道の産業技術保護のための協力体系の構築	固有
3 民間技術取引活性化	12. 技術取引促進ネットワークの構築	委任

により知的財産活用を促進		
4 京畿道型知的財産エコシステム基盤の構築	13. 知的財産専門人材の養成及び就業支援	固有
	14. IP ドクターの構築及び運営	固有
	15. IP 基盤協力の強化	委任

□江原道：未来 IP 競争力の確保により「スマート江原」の具現

戦略	細部課題	事業形態
1 中小・ベンチャー企業に対する創業・成長及び保護強化	1. 江原道の知的財産権利化支援	固有
	2. 基盤技術の競争力強化支援	固有
	3. 江原科学技術大祝典 (IP フェスティバルを併行開催) の開催	委任
	4. バイオ輸出相談会の開催	固有
	5. 江原医療機器展示会の開催	固有
2 市場需要を反映した IP 戦略の資産化	6. 江原研究開発支援団の運営	委任
	7. スクリップスコリア抗体研究院の運営	固有
	8. 洪川メディカルハープ研究所の育成	固有
	9. 公務員の職務発明支援 (道有特許技術移転を含む)	固有
	10. 就業連携 IP 地域人材の養成	委任
3 地域 IP 競争力の強化	11. バイオスター企業及び有望企業の育成	固有
	12. 江原小規模の医療機器企業エクセラーレーティング支援 (後続して医療機器スタートアップ企業の育成)	固有
	13. プラズマ産業の活性化支援	固有
	14. クォンタム・ドットナノ粉末素材生産技術の商用化支援	固有
	15. 先端レザー特化ディスプレイ技術開発の支援	固有

□忠清北道：未来融合知的財産創出・保護の東北アジアハープの忠北

戦略	細部課題	事業形態
1 地域における知的財産裾野の拡大	1. 忠北 IP 経営人クラブの運営	委任
	2. 知的財産都市の活性化事業	固有
2 中小企業の IP 力量強化支援	3. 市郡巡回カスタマイズ型の移動特許相談	固有
	4. 有望特許の業化促進特許マップの支援	固有
	5. グローバル IP スター企業の育成	委任
	6. 中小企業 IP ダイレクト支援	委任
	7. 輸出企業の海外知的財産権獲得支援	委任
3 知的財産基盤創業の促進	8. IP 翼 (ナレ) (技術基盤創業企業の IP 支援)	委任
	9. IP 礎 (デディムドル) (予備創業者の IP 教育及び支援)	委任
	10. 特許ゾーンワンストップサービス	委任
4 地域特化 IP 創出の支援	11. 国内外の知的財産権利化支援	固有
	12. 試作品の製作支援	固有
	13. 郷土企業の知的財産基盤構築支援	固有

	14. 中小企業のカスタマイズ型海外市場開拓支援	固有
5 地域の著作権基盤構築及び企業支援	15. 優秀著作物の発掘及び事業化支援	委任

□忠清南道：IP 競争力強化により「新しい忠南」を実現

戦略	細部課題	事業形態
1 知的財産創出の振興	1. 海外知的財産権利確保の支援	委任
	2. 特許技術広報映像の製作支援	委任
	3. 特許・ブランド・デザインの知的財産創出支援	委任
	4. 企業カスタマイズ型知的財産創出の支援	委任
2 知的財産保護の振興	5. 知的財産保護の振興	委任
3 知的財産活用の振興	6. 技術取引促進のネットワーク支援	委任
4 知的財産基盤の振興	7. 地域の知的財産認識向上基盤の構築	委任
	8. 発明振興イベント	委任
	9. 知的財産経営人クラブの運営	委任
	10. グローバル IP スター企業の運営	委任
	11. 知的財産基盤創業促進プログラムの運営	委任
5 新知的財産の振興	12. 地域基盤代表コンテンツの創出	固有
	13. 忠南のソフトウェア品質力量強化事業	委任
	14. 農食品製品のデザイン事業	固有
	15. 主要特化作物の優良品種開発で競争力強化	委任

□全羅北道：融合・複合未来新産業、三楽農政、農生命産業中心の創造的な知的財産創出基盤により第四次産業革命を先導

戦略	細部課題	事業形態
1 R&D を通じた全羅北道新成長動力産業知的財産基盤力量の強化	1. 炭素複合材工程設備の活用により中小企業事業化の支援	委任
	2. 高品質炭素繊維用添加剤の開発	固有
	3. 国家食品クラスター企業の技術支援	委任
	4. 地域需要カスタマイズ型 R&D の支援	委任
	5. イノベーション成長 R&D+事業	委任
2 知的財産活用促進を通じた職場づくり経済エコシステム基盤の構築	6. 戦略産業企業付設研究所の活性化支援	固有
	7. 機能性ゲーム産業の育成	委任
	8. IP 創業ゾーン及び IP 礎(デディムドル)プログラムの運営	委任
	9. 全北創造経済革新センターの運営	委任
	10. 全北特区研究所企業の設立支援	委任
3 知的財産価値創出体系の構築	11. 中小企業の IP ダイレクト支援サービス	委任
	12. IP 翼(ナレ)プログラム	委任
	13. グローバル IP スター企業の育成	委任
4 新品種開発による知的財産力量の向上	14. パブリカ新品種の育成及び高品質の技術開発	固有
	15. スイカ新新種の育成及び高品質の技術開発	固有

□全羅南道：第四次産業革命時代の知的財産を通じて跳躍する全南

戦略	細部課題	事業形態
1 地域における知的財産裾野の拡大	1. 全南の知的財産基盤及びインフラの構築	委任
	2. 知的財産コンテンツの発掘・育成及びソフトウェアの品質向上	委任
2 中小企業 IP 力量強化の支援	3. 知的財産情報の戦略的活用	委任
	4. ソフトウェア著作権侵害に備え知的財産紛争解決の支援	委任
3 知的財産基盤創業の促進	5. 技術取引促進ネットワーク構築の活性化	委任
	6. 知的財産金融支援システムの構築	委任
4 地域特化 IP 創出の支援	7. 全南著作権サービスセンターの運営	委任
	8. エネルギー新産業ソフトウェア融合クラスターの造成	委任
5 地域の著作権基盤構築及び企業支援	9. 全南農産物の国内外競争力向上のための技術開発	委任
	10. 気候変化に対応した新品種の開発	委任
	11. 地域特化養殖品種産業化のための現場技術の開発	委任
	12. 地域需要のカスタマイズ型研究開発	固有
	13. 幹細胞由来バイオ新薬の素材開発事業	固有
	14. 次世代ステント工程革新技術の高度化支援事業	委任
	15. Bio-IoT センサー及び部品技術高度化支援事業	委任

□慶尚北道：新成長動力産業の競争力強化

戦略	細部課題	事業形態
1 グローバル IP 強小企業の育成	1. 中核 IP の発掘 (PM)	委任
	2. グローバル製品の競争力強化(ブランド&デザイン開発)	委任
	3. 優秀 IP マーケティングの支援(特許技術の広報)	委任
	4. IP 動向分析による R&D 戦略策定 (IP 経営診断)	委任
2 中小企業生存力の強化	5. IP 専門人材の確保(コンサルタント IP 教育)	委任
	6. 中核技術の保護 (IP 翼 (ナレ)プログラム)	委任
	7. 発明文化の造成(職務発明補償制度のコンサルティング)	委任
	8. 知的財産創業基盤の促進 (IP 創造ゾーン)	委任
	9. 知的財産紛争対応 (中小企業の IP ダイレクト支援)	委任
	10. 知的財産の才能寄付	委任
3 地域 IP インフラの構築	11. 知的財産の認識向上 (IP 経営人クラブ)	委任
	12. 知的財産創出の裾野拡大 (発明アイデア競合大会)	委任
	13. IP 事業の広報 (事業説明会)	委任
	14. 技術事業化の強化 (サムスン開放特許の技術移転コンサルティング)	委任
	15. IP ネットワークの構築 (自治体の IP ネットワーク)	委任

□慶尚南道：知的財産基盤中小企業イノベーション成長の加速化により慶南経済再跳躍の実現

戦略	細部課題	事業形態
1 中小企業知的財産力量の強化	1. 慶南知的財産支援協議体(ネットワーク)の運営	固有
	2. 研究開発強小特区企業の IP 支援	委任
	3. 慶南スター企業の R&D 支援及び IP 確保	委任
	4. グローバル IP 力量強化のための総合支援	委任
2 慶南知的財産裾野の活性化	1. 知的財産人材養成のための大会開催	固有
	2. 技術取引の活性化支援	委任
	3. 知的財産活性化のためのイベント誘致	委任
3 知的財産基盤創業企業の育成	1. 知的財産活用創業の支援	委任
	2. 産業技術団地 Post-BI 特化支援	委任
	3. 創業企業の知的財産コンサルティング支援	委任
4 優秀知的財産事業化支援	1. 優秀特許認証及び事業化支援	固有
	2. 優秀特許製品展示会への参加支援	固有
	3. 優秀特許製品のデザイン開発支援	固有
	4. 中小企業の IP ダイレクト支援	委任
5 中小企業の知的財産保護支援	1. 知的財産保護コンサルティング支援	固有
	2. 現場訪問の知的財産相談運営	固有

□済州特別自治島：自然と先端技術の融合ハブ済州の IP ランド

戦略	細部課題	事業形態
1 中小企業カスタマイズ型 IP 活用及び保護	1. IP 翼(ナレ)プログラム	委任
	2. 特許技術事業化支援	固有
	3. グローバル IP スター企業の育成プログラム強化	委任
	4. 中小企業の IP ダイレクト支援サービス	委任
	5. 国内外出願費用の支援	固有
2 IP 自生エコシステムの造成	6. 島民発明アイデアの競合大会	固有
	7. 済州発明祝祭	固有
	8. 済州 IP 創業ソーンの運営	委任
	9. 知的財産教育先導大学の支援	委任
	10. IP 経営人クラブ活動の強化	委任
	11. 済州 IP フェスティバル	委任
3 済州特化産業及び未来融合産業の IP 力量強化支援	12. ICT 専門人材の養成教育	固有
	13. 済州化粧品共同認証制度の活性化	固有
	14. 生物資源の保存体系管理強化(機能性素材の開発)	固有
	15. 済州生物資源産業化のためのストーリーテリング構築	固有

□世宗特別自治市：スマート経済の中心、知的財産先導都市として跳躍する世宗

戦略	細部課題	事業形態
	1. 経済協力圏産業の育成	委任

1 地域中小企業の成長 動力確保	2. 産業技術拠点機関の支援	委任
	3. 地域特化産業の育成	委任
	4. 創業保育支援	固有
	5. 世宗創業キウムセンターの運営	固有
2 中小企業知的財産権 競争力の強化	1. グローバル IP 企業の育成	委任
	2. 中小企業の IP 企業経営支援	委任
	3. IP 翼(ナレ)事業の運営	委任
	4. IP 礎(デディムドル)事業の運営	委任
3 地域知的財産創出基 盤の強固化	1. 農業分野特化産業の育成	固有
	2. 未来農業のベンチャー育成	固有
4 知的財産保護・親和 環境の造成	1. 知的財産教育の運営	委任
	2. 世宗型アイデアエコシステムの造成	委任
	3. IP 経営人クラブ	委任
	4. 関係機関の IP ネットワーク運営	委任

1 先導的な「IP 創出」人材成長の支援

1 IP 創出に対する正当な補償文化の定着

1-1 職務発明範囲の拡大及び正当な補償文化の定着(特許庁)

□ 推進背景及び目的

○ 優秀発明のほとんどが*企業体・研究所・大学の職務発明に該当するので、発明促進のための「職務発明の範囲拡大及び企業の職務発明制度の導入推進」などが必修

*直近 5 年間(1912 年～1916 年)国内特許出願のうちの約 80%が職務発明に該当

○ 職務発明制度運営課程の問題点を発掘し、根拠法令を整備して使用者と従業員の利害関係を合理的に調整

□ 2020 年度の主要推進計画及び日程

○ 参加企業に対するカスタマイズ型管理強化及び制度改善を通じて職務発明制度導入の促進と正当な補償文化を拡散

－中小企業及び知的財産関連機関との協力を通じて広報の強化とコンサルティング支援企業の事後管理強化を通じた認証企業再認証率を向上

※職務発明制度の規定、Tool Kit の製作・配布

－産学研の専門家で構成される発展協議会を運営し、職務発明制度の活性化のための改善方案などを議論

※職務発明制度発展協議会の運営

○ 公務員職務発明活用の活性化のために現在曖昧な専用実施権の設定基準を明確化にし、公共技術の商用化を向上

※公務員職務発明に対する処分・管理及び補償などに関する規定(大統領令)改訂(2020 年上半期)

2020 年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・職務発明制度の制度改善				
－職務発明制度発展協議会の運営		○		○
－職務発明制度の規定、Tool Kit 製作・配布	○	○	○	○

・公務員職務発明活用の活性化				
－専用実施権設定要件の明確化	○	○		

1-2. 権利者に正当な代価を還元する環境の構築(文化体育観光部)

※制度改善*の完了

*教育用補償金基準告示の改訂(2019年12月)、未分配補償金の積み立て割合整備(2019年7月)

2 IP-R&D 連携戦略・企画力量の強化

2-1. 大型 R&D 事業団に特許専担官の導入(科学技術情報通信部)

推進背景及び目的

大型 R&D 事業の成功可能性の向上及び優秀成果創出のための IP 成果管理を強化

2020 年度の主要推進計画及び日程

終了するグローバルフロンティア研究団対象の IP など、技術資産の実査及びマーケティングを推進

－研究団保有技術資産(特許など)に対する実査を通じて資産の DB 化、技術事業化観点の競争力評価及び未活用技術の活用方案の策定

研究団の IP 成果に対する年次・段階評価において品質中心の評価実施及び IP 創出・管理戦略コンサルティングを実施

2020 年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・コンサルティング及び技術資産及びマーケティングの実施		○		
－コンサルティング及び技術マーケティングの最終結果報告				○
・2020 年の IP 創出コンサルティング支援推進計画(案)策定	○			

2-2. IP-R&D 連携戦略教育課程の運営(特許庁)

推進背景及び目的

オン・オフラインを通じた IP-R&D 方法論の民間拡散と専門家養成などと併行した IP-R&D 分野における職場づくりの誘導が必要

2020 年度の主要推進計画及び日程

○ 社会的弱者である経歴断絶者、理工系(青年)の未就業者、経歴断絶の女子学生などを対象に IP-R&D 職場づくり*プログラムを新設及び運営

* (既存) 新しい職場センターとの協業を通じた経歴断絶の女性を中心に教育 → (2020年)未就業者全体に対し教育対象を拡大して教育課程を直接運営

	経歴断絶者	青年未就業者
女性	非対象(女性家族部の新しい職場センターと協業)	教育対象を拡大
男性	教育対象を拡大	

2-3. 高品質 IP 創出のための R&D 企画コンサルティングの支援(中小ベンチャー企業部)

□ 推進背景及び目的

○ 中小企業の安定的な知的財産活動のために R&D 企画段階から R&D を通じて創出された知的財産の権利化・技術保護、活動などの管理のための制度的支援が急がれる。

ー知的財産基本法第 32 条(経済的・社会的弱者に対する支援)
 ①政府は、中小企業、農漁業従事者又は個人などの知的財産の創出・保護及び活用量を強化するために必要な支援をしなければならない。

□ 2020 年度の主要推進計画及び日程

○ R&D 全段階(企画→開発→事業化)に対する教育を通じて中小企業在職者の R&D 企画力量の内在化及び自発的 R&D 企画を推進

ーR&D に対する全般的な部分に対する教育を実施し、広域別に教育生を募集して R&D 企画力量強化教育を実施

※年 60 回のオフライン教育開設、教育機関の選定及び教育運営計画(1 月中)策定

2020 年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・企画力量強化の教育・コーチング				
ーオンライン/オフライン教育		○	○	○

2-4. IP-R&D 連携の企画力量強化(中小ベンチャー企業部)

※2-3 の課題に統合記載

2-5. IP 専門家連携の保健医療 IP-R&D コンサルティングの支援(保健福祉部)

□ 推進背景及び目的

○ 外部の特許専門家及び機関を活用して保健医療分野の優秀な技術を発掘し、特許創出

支援及び後続支援を通じた保健医療技術事業化の促進が必要

－保健産業の高い認許可規制と保守的なマーケティング市場などの特性により「研究者・スタートアップ企業」の参入が難しいため該当分野の専門家支援が必要

□ 2020年度の主要推進計画及び日程

○ 保健産業における知的財産発掘コーディネーティングの支援

－知的財産保有機関(病院、TL0)と民間専門機関(特許法人など)間で協力体系を構築し、需要基盤の優秀技術を発掘

－海外進出基盤構築のための国際出願支援及び優秀知的財産基盤マーケティング・パートナーリングの拡大

○ 保健産業における知的財産特許連携のコンサルティング支援

－保健産業分野の R&D 課題を遂行中の企業及び研究者を対象に該当技術を強固に保護できる特許戦略及び R&D の方向を提示

○ 保健産業分野の有望技術のうち、知財権を確保した後に製品化又は認許可などの事業化企画段階の技術に対し企業ニーズ中心の専門家コンサルティングを提供*

*コンサルティング件数：(2018年)12件 → (2019年)13件 → (2020年)13件

※保健産業の事業化(製品化、認許可)コンサルティング支援事業(保健福祉部)：(2018年)5億ウォン → (2019年)6億ウォン → (2020年)6億ウォン

－(製品化)試作品の規格検討及び実験の設計などの点検及び量産方案などを提示

－(認証・認許可)国内外の認証・認許可のための必要書類、マニュアルの制作

－(臨床設計)臨床進行のためのターゲットの適応症、臨床試験計画策定など臨床設計方案の策定

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・保健産業における知的財産発掘コーディネーティングの支援				
－公共－民間間で協力体系構築の拡大	○	○		
－需要基盤、活用度側面の知的財産創出の支援		○	○	○
・保健産業の特許連携コンサルティング支援	○	○	○	○
・保健産業の事業化(製品化－認許可)コンサルティング支援	○	○	○	○

2-6. 保健医療 R&D 企画連携の IP 創出力強化(保健福祉部)

※2-5の課題に統合記載

3 IP 創出人材教育プログラムの強化

3-1. 公共機関研究人材対象の IP 創出教育強化(科学技術情報通信部)

※10-1 の課題に統合記載

3-2. 標準特許専門人材の養成のための教育課程の運営(特許庁)

□ 推進背景及び目的

○ 標準特許の戦略的確保のためには、特許・標準に対する専門知識を基に標準特許確保の戦略策定できる専門人材が必要

□ 2020 年度の主要推進計画及び日程

○ 研究遂行及び標準活動中である産学研を対象に特許・標準分析を通じてカスタマイズ型の標準特許の確保戦略を提供

2020 年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・カスタマイズ型標準特許教育課程の運営		○		○

3-3. 中小企業の現場研究人材のカスタマイズ・プロジェクト型の教育課程の運営(中小ベンチャー企業部)

※2-3 の課題に統合記載

3-4. コンテンツ創意職務専門人材の養成(文化体育観光部)

□ 推進背景及び目的

○ 5G、グローバル OTT 活性化など急速な変化を迎えているコンテンツ産業に対応できる統合的な知識と融合マインドを備えたコンテンツ産業の現場型、熟練された専門人材を養成

ージャンル別代表機関との協業を通じてコンテンツ創作力量を強化し、コンテンツ市場に進入してコンテンツ産業の好循環創業エコシステムを構築

○ 新技術と文化・芸術・コンテンツと技術の融合によるコンテンツ産業全般を主導する創意的で革新的な人材に対する需要が増加

ー革新と融合を代表する国内外の機関、コンテンツ企業及びアーティストと協業し、プロジェクト基盤の先導型融合・複合の高級クリエイター、文化技術開発者の養成

○ 第四次産業革命時代を迎え教育パラダイムの変化に対応し、既存の大学中心の教育から脱皮した革新的な産・学・研・官教育の協力体系を構築し、プロジェクト基盤教育プログラムの運営を通じて融合型の人材育成が必要

－地域人材養成のためにコンテンツ分野における地域の機関・大学・企業の協力、大学(ワ
ン)の教育人材をコンテンツ融合型の人材に養成

□ 2020年度の主要推進計画及び日程

○ 創意人材教育の人員拡大*及び地域コンテンツ創意人材の発掘**などにより IP サービス
人材の専門性を強化

* (2019年)400名 → (2020年)550名、** (2020年新規)約100名以上の規模

－創意人材の選抜及び専門家メンタリングプロジェクト教育の運営

○ 文化芸術コンテンツクリエイター及び技術スタートアップ専門家の参加プロジェクト
教育及び協業を推進(6のプロジェクト)し、文化技術専門人材を養成

－講義・ワークショップ、メンタリング・協業プロジェクトの製作などを構成(課程別10～
12週間単位)

－AI、ビッグデータなど分野の専門化コンテンツプロジェクト教育を推進

○ 産学協力のコンテンツワンキャンパスの専門人材を養成し、地域大学の人材に対する
融合・複合、プロジェクト教育を拡大

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・ IP サービス人材専門性強化の支援				
－創意人材教育人員の拡大				
・ 創意人材選抜の公告	○			
・ 専門化メンタリングプロジェクト教育の運営		○	○	○
－文化技術専門人材の養成	○	○	○	○
・ コンテンツワンキャンパスの構築運営				
－産学教育コンソーシアムの選定	○	○		
－遂行機関プロジェクトの開発及び教育の運営		○	○	○

3-5. 融合・複合文化技術ジャンル別の専門人材の養成(文化体育観光部)

※3-4の課題に統合記載

2 「IP サービス」人材専門性強化の支援

4 グローバル IP イシュー対応のサービス人材育成

4-1. 生物・遺伝資源関連の新国際規範対応人材養成(環境部)

推進背景及び目的

○ 名古屋議定書の批准及び遺伝資源法の施行により国内の獣医遺伝資源の搬出及び海外遺伝資源の搬入に伴う ABS*手続きの遵守義務を強化

*「遺伝資源の利用において発生する利益の公正かつ公平な共有 (Access to genetic resources and Benefit Sharing)

○ 名古屋議定書及び遺伝資源 ABS 手続きに対する民間認識が不十分

—ABS 手続き履行定着のための広報、関連機関の隘路事項を解決できる支援が必要

2020 年度の主要推進計画及び日程

○ バイオ産業博覧会の現場コンサルティングブースの運営及び企業・研究所を対象に訪問型 ABS コンサルティングの開催(40 回)

○ 事例研究及び集中討論方式で ABS 企業実務力量強化教育の質を高める(2 回)

○ ABS 法制定国の遺伝資源の接近・利用、利益共有など関連手続きの分析を完了(2019 年 46 カ国 → 2020 年 75 カ国)し、国内 ABS フォーラムなどを通じて伝播

○ オンライン統合申告システムの構築完了(2020 年 12 月)

2020 年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・名古屋議定書対応国内利用者の認識向上				
—企業・研究所対象の ABS コンサルティング開催(40 回)				○
—主要生物素材提供国の関連法令、接近手続き基準を分析・提供し、国内の ABS フォーラムなどを通じて伝播				○

4-2. 品種保護基盤の強化(農林畜産食品部)

推進背景及び目的

○ 種子 R&D 推進を通じて種子の輸出市場の拡大など可視的な成果を達成し、増大する品種分野における侵害紛争対応が必要

2020 年度の主要推進計画及び日程

- 新品種育種裾野の拡大及び出願の活性化のために現場訪問コンサルティングを強化

※民間、団体、期間などを対象に常時支援(62回)

- 輸出支援協議会の開催などを通じて種子企業の需用に合う輸出支援システムの構築方を策定

一部・庁担当官、輸出関連機関、参加企業などで構成される輸出支援協議会を通じて企業の需用を反映した輸出支援事業を持続的に提供

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・育種裾野拡大のための対国民支援サービスの強化				
ー訪ねる訪問型コンサルティング	○	○	○	○

4-3. 第四次産業革命関連の新技术分野における著作権教育(文化体育観光部)

- 推進背景及び目的

- 第四次産業革命及び3Dプリンティングなど新技术環境の著作権問題に能動的に対応するための著作権専門教育を強化

ー第四次産業関連著作権 이슈の学習を通じて産業従事者の力量強化

- 2020年度の主要推進計画及び日程

- 未来創意人材の養成及び正しい著作物の利用環境の造成のために第四次産業関連の現場実務者及び予備創業社のためのオンライン教育課程を運営(7課程)

- 著作権遠隔教育コンテンツを新規で開発(2種)

ー知識・情報動画検索時代のユーチューブ及び社会関係網などを通じて開放型遠隔教育コンテンツの開発

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・第四次産業革命関連新技术分野の著作権教育				
ー遠隔教育課程の運営	○	○	○	○
ー遠隔教育コンテンツの開発		○	○	○

5 民間領域におけるIPサービスの人材養成

5-1. IPサービス専門人材の養成教育及び資格制度の拡充(特許庁)

※課題 5-2 と統合記載

5-2. IP サービス業界の円滑な人材受給のための採用連携教育の運営(特許庁)

推進背景及び目的

○ 体系的な現場中心教育を通じて優秀 IP サービス人材を養成し、IP サービス産業の持続的な成長と発展基盤を造成

○ IP サービス業は企業・公共研究機関などの IP 活動を支援する基盤産業であり、ほとんどが零細な国内 IP サービス企業*であるため支援が必要

*知的財産サービス企業当たり平均 6.8 名、売上高 5 億ウォン未満が 58.6%(2015 年、特許庁)

2020 年度の主要推進計画及び日程

○ 未就業青年層、R&D 退職人材、理工系経歴断絶の女性などを対象に IP サービス業界における円滑な人材受給のための採用連携教育*の拡大

※教育人数：(2018 年)252 名 → (2019 年)251 名 → (2020 年)250 名

*教育内容：知的財産及び関連法制度の理解、知的財産サービス業務の理解と実習、IP 情報調査/分析、IP 取引、IP コンサルティングなど知的財産サービス関連業務の理論と実務、IP 情報検索士など IP サービス分野における専門資格取得の支援

5-3. 著作権講師・サービス人材プールの高度化(文化体育観光部)

推進背景及び目的

○ 学校・機関・団体など著作権教育の需要充足と円滑な著作権サービス支援のために専門人材プールの構成及び運営

2020 年度の主要推進計画及び日程

○ (教育団・支援団の管理) 著作権講師及びサービス支援団を発掘及び委嘱・管理

○ (青年講師の新規養成) 青少年対象の著作権教育を遂行する青年講師を新規に養成

○ (サービス活動支援の管理) 著作権講師及びサービス支援団の著作権教育・相談・コンサルティング等の活動支援を管理

2020 年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・著作権講師・サービス人材プールの高度化				
－教育団・支援団の委嘱管理	○		○	
－青年講師の新規養成		○	○	

ーサービス活動支援の管理	○	○	○	○
--------------	---	---	---	---

6 公共領域における IP サービス人材の養成

6-1. 女性、地域の中小・ベンチャー企業 IP サービス人材基盤の強化(特許庁)

※2-2 の課題に統合記載

6-2. 公共部門におけるソフトウェア管理担当者の教育強化(文化体育観光部)

□ 推進背景及び目的

○ 韓国は不法コピー率が持続的に下落しているが、それでもまだ主要先進国に比べ高い不法コピー率を見せている。

※ソフトウェア不法コピー率(2018年)：(米国)15%、(日本)16%、(韓国)32%、(世界平均)37%(Business Software Alliance)

ー不法コピー率の減少のためには公共及び民間部門に対するソフトウェア管理の強化及び能動的な著作権保護体系の構築を通じて安定的なソフトウェア保護基盤の構築が必要

□ 2020年度の主要推進計画及び日程

○ ソフトウェア著作権の紛争予防・正規品使用文化の認識向上、ソフトウェア管理方法の提示などのための公共機関ソフトウェア管理担当者の巡回教育と役職員対象の訪問教育を運営

※公共機関のソフトウェア内部点検 3,241 機関、現場点検 250 機関、公共機関ソフトウェア管理担当者の巡回教育 26 回実施

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・正規品ソフトウェアの使用管理及び不法ソフトウェア根絶の強化				
ー公共機関の点検実施(内部点検、現場点検)		○	○	○
ー公共機関ソフトウェア管理点検の予防活動	○	○	○	○

6-3. 学校現場における IP 認識向上及び力量の強化(特許庁・文化体育観光部)

□ 推進背景及び目的

○ 小中等教員と予備教員などを対象に IP 関連理論、実務に対する教育を提供することにより、学校現場における IP 素養教育基盤を構築

□ 2020年度の主要推進計画及び日程

○ 教員の著作権認識を高めて力量を強化し、学校現場で起きる著作権侵害の予防及び学

校教育を促進

※全国教員対象にオフライン 2 課程、オンライン 10 課程の著作権研修課程を運営

- 総合教育研修院（発明振興会）と発明教師教育センター3 ヶ所(忠南大、釜山大・全州教育大)の運営を通じて予備・現職発明教師を育成
- 発明教育関係者が発明教育政策の策定・施行に積極参加できるよう発明教育協議体を有機的に連携

2020 年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・発明教員の専門性向上のための職務研修など	○	○	○	○

6-4. 地域著作権センターサービスの内実化及び専門性の強化(文化体育観光部)

□ 推進背景及び目的

- 地域における著作権支援死角地帯を解消し、地域における中小企業の著作権認識を改善及び力量強化が必要

□ 2020 年度の主要推進計画及び日程

- 地域における著作権サービスセンターの運営(13 センター)を通じて著作権サービス支援の拡大

ー圏域別の地域著作権センターにおいて全国的な地域特化著作権育成支援企業*を発掘し、著作権産業現場サービス及びソフトウェア資産管理コンサルティング**を提供

*優秀著作物の保有企業対象に専門化メンタリング、商品化及び広報費用を一部支援

**産業現場を訪問して著作権関連の実務メンタリング、法律コンサルティング、教育、契約書の検討、海外進出相談などを提供

ー地域別・ジャンル別小規模コンテンツ企業の著作権サービス支援戦略を策定

- 地域における著作権サービスセンター運営の人材養成及び保守教育

ー地域センター専任人材の特化教育課程の設置(2 日課程)及び教育実施

ーソフトウェア資産管理士資格証の取得義務

ー地域センター事務者間の協力強化のために合同ワークショップの開催(5 月)

ー委員会の機能教育及び地域センターの業務向上の討論会を実施

ー専任人材対象のオンライン教育課程(3 課程)を運営

○ 地域著作権サービスセンターの管理及び広報の統合システム運営・維持保守

－著作権サービス業務・実績・成果管理、透明な業務処理及び情報共有

※関連機関に中小企業支援情報の共有掲示板を提供

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・中小企業の著作権サービス支援				
－中小企業の著作権サービス管理・運営	○	○	○	○
－地域著作権サービスセンターの運営	○	○	○	○

6-5. 農業指導人材対象のカスタマイズ型 IP 教育(農村振興庁・農林畜産食品部)

推進背景及び目的

○ 農業現場の遺伝資源、伝統知識、優秀技術が死蔵しないよう防止するために公務員など農業指導人材に必要な IP 教育を提供

2020年度の主要推進計画及び日程

○ 種子及び農生命分野に必要な専門技術の実習中心の教育を運営

*教育運営の拡大計画：(2020年～21年)30 課程 1,300 名 → (2022年)40 課程 1,500 名

○ 2020年の教育課程を新設及び新技術教育などを通じて「次世代専門家」の養成と種子産業従事者の力量を強化

－農生命マイスター高校と連携した地域における種子専門人材の養成を支援*

*次世代専門化課程(高等学校)4回、金堤マイスター高校との連携課程4回

－種子輸出課程教育期間の拡大変更(1日→3日)し、種子分野における資格取得過程に対する制度整備(名称変更・教育期間など)を推進*

*種子技師/種子管理士の理論・実習課程(公務員1回、従事者1回)の名称、教育期間の変更

－農業人を対象にした品種保護、育種技術などのみならず、ドローン及び実験機器などの活用方法に対する教育課程を新設*

*作物群別の育種技術、種子加工(種子コーティング、ペレットティング)、普及種農業人課程、品種保護の入門及び問題解決型セミナー課程、グローバル業務力量の強化、育苗技術、果樹無病苗の生産管理課程、ドローン活用、実験機器の活用教育

○ 教育申請及び広報のためのウェブサイトの構築、農業人のイベント支援のための規定設定*など教育運営支援のための基盤を確保

*施設貸与規定、運営及び評価マニュアルなど

-関連機関及び農業関連イベントのために施設貸与規定を新設し、国際会議の日程によって国外出張計画の策定*及び参加

*UPOV-TWPs(技術作業班会議)・東アジア品種保護フォーラム会議などの参加を通じて国際協力の強化と国際基準品種審査の実現

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・種子専門教育課程の運営				
－教育課程の広報及び運営	○	○	○	○
－ウェブサイトの構築	○	○		
－運営規定の改定及び貸与規定の新設	○	○		

6-6. 公務員のIP力量強化(人事革新処・自治体)

※課題5-3と統合記載

7 IP権利化・保護サービスの人材力量強化

7-1. 技術分野別のカスタマイズ型特許審査人材の拡充(特許庁)

推進背景及び目的

専門審査人材の積極的な増員と共に先行技術調査事業の拡大及び審査官の力量強化の努力が必要

－人工知能、ロボット、生命工学など技術変化が速い出願急増している先端技術分野の専門審査人材の不足

2020年度主要推進計画及び日程

第四次産業革命関連の技術分野における高品質の審査体系を確立

－融合・複合技術分野に対し3人協議審査を実施するなど、審査方式をイノベーションして第四次産業革命技術分野に対する高品質の審査を遂行

－産業界との持続的な疎通を通じてAI・IoTなど第四次産業革命中核技術分野を中心に技術別の特性に合う審査基準を定立

高品質審査のための特許審査の人材を持続的に拡充

－審査請求期間の短縮などに伴う審査処理対象物量の増加により適正審査投入時間の確保のための審査人材の増員を持続的に推進

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・第四次産業革命技術分野に対する高品質審査体系の確立				
－融合・複合技術分野に対する3人協議審査の実施	○	○	○	○
－産業界との疎通を通じた技術分野別の審査基準の定立	○	○	○	○
・高品質審査のための特許審査の人材を持続的に拡充	○	○	○	○

7-2. カスタマイズ型の教育を通じた特許審査課力量の強化(特許庁)

※ 課題7-1と統合記載

7-3. IP 侵害防止のための特別司法警察運営の強化(特許庁)

推進背景及び目的

模倣品による被害が全国的に発生しており、地域における取締り基盤が微弱

2020年度の主要推進計画及び日程

特許庁取締り公務員が特許・営業秘密、デザイン侵害などに対し包括的な侵害調査*ができるようになったため、関係者に対する教育を推進

－執務規定・捜査マニュアル、新規捜査官の教育などの強化を推進する予定

*司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律(法律第16413号)：既存の業務範囲が「商標侵害事件の捜査」であったのが、法改訂により特許を始め営業秘密、デザイン侵害犯罪捜査関連の権限が付与された(2019年3月施行)。

7-4. ソフトウェア紛争対応専門鑑定の人材養成(文化体育観光部)

推進背景及び目的

ソフトウェア産業の発展に伴いソフトウェアの著作権侵害類型が多様化・複雑化されて増加しており、これによるソフトウェア鑑定の専門性及び明確性の確保が要求

－増加しているソフトウェア紛争に迅速かつ信頼性のある鑑定需要に対応

*関連根拠：著作権法第119条及び同法施行令第64条

－進化する高度のソフトウェア技術により鑑定人の力量強化が要求

2020年度の主要推進計画及び日程

ソフトウェア鑑定人団の力量強化及び運営の効率化

－多様なソフトウェア分野、ソフトウェア著作物の侵害及び紛争類型別の効果的な対応の

ためにソフトウェア鑑定人団の構成を拡大

－高度化・専門化された鑑定技法の発掘及びノウハウの共有を通じて力量を強化

－ソフトウェア鑑定の質的向上のための鑑定専門家会議を随時に運営

○ ソフトウェア著作物鑑定争点の調査・研究及びネットワークの強化

－ソフトウェア技術、ソフトウェア著作権の紛争イシュー事項に対する調査・研究を強化し、ソフトウェア鑑定の事例及び判例に対する分析・共有

－韓国ソフトウェア鑑定評価学会の学術大会及びソフトウェア鑑定専門家ワークショップの開催

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・ソフトウェア紛争関連専門鑑定機能の強化				
－ソフトウェア鑑定人団の力量強化及びソフトウェア鑑定の専門委員会の運営	○	○	○	○
－ソフトウェア鑑定調査研究・判例の分析		○	○	
－ソフトウェア鑑定人のワークショップ開催		○		
－ソフトウェア鑑定評価学会の開催支援				○

7-5. デジタル著作権保護人材の強化(文化体育観光部)

□ 推進背景及び目的

○ デジタル技術が発展し、スマート機器が大衆化されることにより侵害類型が多角化され、これに対応するための組織及び技術が必要

□ 2020年度の主要推進計画及び日程

○ 著作権保護審議委員会(15～20名)の運営*を通じてオンライン上の不法コピー物に対するオンラインサービス提供者(OSP)対象に是正勧告

*審議処理案件数：(2019年)167,524件 → (2020年)168,000件

○ 官民協力*基盤により音楽、映画など権利者の需用が集中する最新著作物に対する侵害対応の強化

*官民協力対応処置：(2019年)41,817件 → (2020年)42,817件

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・デジタル著作権保護のための総合対応体系の構築				
－著作権保護審議委員会の運営	○	○	○	○
－官民協力対応体系の構築及び運営	○	○	○	○

7-6. 実務に強い弁理士の養成(特許庁)

□ 推進背景及び目的

○ 第四次産業革命時代が到来し、国際知的財産紛争が激化するなど、知財権の重要性・影響力が増大するにつれ、実務に強い弁理士の養成が必要

ー 弁理士の実務力量が韓国の知的財産競争力の重点要素であり、弁理士の実務力量の向上は効果的な知的財産保護と直結

□ 2020年度の主要推進計画及び日程

○ 実務力量強化のための弁理士教育及び試験制度の改善を推進

ー 弁理士の実務と連携した実務修習の拡大及び評価導入など、実務修習教育の強化のための改善案を構築

< 現行の弁理士集合教育の科目別教育時間 >

科目区分	合計	必修			選択*	
		素養教育	産業権法実務**	出願実務	審判・訴訟実務	科学技術の理解
教育時間	250	10	50	120	70	70

* (非理工系の弁理士) 科学技術の理解が必修履修、(理工系の弁理士) 1つ選択して履修

** 産業財産権法実務：不正競争防止法など国内の法制度、海外の産業財産権制度、国際出願制度など

ー 弁理士の産業財産権関連の法・技術専門性を強化するための弁理士試験の必修・選択科目を再点検するなど試験制度の改編案*について議論

* 試験制度改善委員会の勧告事項を具体化、専門家・利害関係者の意見収集など

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・ 実務力量強化のための弁理士制度の改善を推進				
ー 弁理士実務修習改善案の設定		○	○	○
ー 弁理士試験制度の改編案議論		○	○	○

3 現場中心の「IP 管理」人材成長支援

8 創業・ベンチャー企業の IP 管理力量の強化

8-1. 創業企業に対する IP 支援体系の活性化(特許庁)

□ 推進背景及び目的

- 新産業・ビジネス・職場づくり*のためには創意的なアイデアと技術を基盤とする「イノベーション型創業」の活性化**が必要

*イノベーション型創業の3年生存率は全体平均の2倍である50%、雇用規模は全体平均の3倍規模である8~9名(2015年、サムスン経済研究所)

**米国のイノベーション型創業の割合は54%で、韓国(21%)の約2.6倍(2016年、現代経済研究院)

- 技術基盤の創業企業に対するカスタマイズ型の IP コンサルティングを通じて創業企業の生存率の向上*及び安定的な市場参入**の促進が必要

*特許保有時の廃業減少率は50%に達する(2014年、知的財産研究院)。

**特許保有の創業は未保有の創業に比べ3年内の成功率が2倍以上高く、ベンチャーキャピタル投資後、10年内の成功率も20%pも高い(2014年、Paris Tech)。

□ 2020年度の主要推進計画及び日程

- (IP 礎(デディムドル)) 予備創業者がアイデアを事業アイテム化できるよう地域別の IP 創業ゾーンを拠点に知的財産基盤の創業を支援

ー優秀創業者を対象に事業競争力の強化、創業初期資金の確保などために IP 権利化、特許技術価値評価などの支援を拡大

ー特許品質管理強化のための次年度の協力機関の選定方式及び手続きを改善し IP 創業クラブの地域創業ネットワークを活性化

- (IP 翼(ナレ)) IP 戦略なしで創業したスタートアップ企業の生存率を向上するために創業企業の特化型知的財産コンサルティングを提供

ーIP 創業企業の需用がある基礎地域に IP 翼(ナレ)プログラムの予算編成を通じて事業支援死角地帯を解消

※受惠企業に中小ベンチャー企業部の事業化 R&D 課題などを連携

ー日本の輸出規制品目の範疇である素材・部品・設備産業分野などに関連した創業初期の中小企業に IP 翼(ナレ)プログラムを拡大支援

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・ IP 礎(デディムドル)プログラム				
－ IP 創業ゾーン教育及び IP 創業クラブの運営	○	○	○	○
－ 随時相談を通じて予備創業者のアイデアを発掘	○	○	○	○
－ 事業アイテムの導出及び IP 権利化の支援		○	○	○
－ IP 創業企業の投資融資など後続連携支援		○	○	○
・ IP 翼(ナレ)プログラム				
－ 基礎地域事業拡大のためのインフラ構築	○			
－ 創業企業の選定及び IP 戦略コンサルティングの支援	○	○	○	○
－ 受惠企業に中小ベンチャー企業部の事業化 R&D 課題などと連携		○		○

8-2. 創業支援拠点内の IP 支援体系の強化(中小ベンチャー企業部)

推進背景及び目的

技術競争力のある中小企業の場合でも特許、標準化力量を備えるための専門性と費用確保に隘路がある。

2020年度の主要推進計画及び日程

ワールドクラス事業遂行の中小企業を R&D 期間内にモニタリングを行い IP イシュー発生企業を対象に諮問(訪問・電話相談)サービスを支援

－ (対象) ワールドクラス R&D 選定企業のうち、IP イシュー発生企業

－ (内容) 企業の R&D が効果的に活用・拡散されるよう IP 成長メンタリング及び技術、製品、アイデア創出に対する諮問

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・ ワールドクラス R&D 課題の IP 諮問サービス				
－ IP イシュー発生企業を対象に IP 諮問(訪問又は電話相談)サービス	○	○	○	○

8-3. 創業企業の著作権管理力量の強化(文化体育観光部)

推進背景及び目的

著作権に対する理解不足及び専門人材の不在により著作権紛争発生時の対応が脆弱な 1 人創造・中小企業を対象に様々な著作権サービスを提供し、著作権紛争の事前予防及び著作権管理力量の強化を推進

□ 2020年度の主要推進計画及び日程

○ 中小企業著作権サービスの広報と関連機関との協業を通じて1人企業・中小企業を対象にした著作権サービス事業の管理・運営

ー中小企業の著作権サービス管理指針の設定及び配布

ー中小企業の著作権サービス成果(統合)管理システムの運営及び維持保守

ー中小企業の著作権サービス総合広報の実施

ー中小企業支援関連機関との連携協力の構築と著作権産業現場におけるサービス支援団の運営

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・中小企業の著作権サービス支援				
ー中小企業の著作権サービス管理・運営	○	○	○	○

8-4. 青年創業家対象のIP実務教育の実施(中小ベンチャー企業部)

□ 推進背景及び目的

○ 青年創業士官学校の創業支援過程にIP実務教育などを実施し、IP基盤の創業企業に育成

□ 2020年度の主要推進計画及び日程

○ 青年創業企業のIP取得実務及び技術保護、技術奪取予防のための内容を補強し、IP実務教育及びコーチングを拡大(年30回)

ーIP関連分野の専門機関である発明振興会、大中小農漁業協力財団*及び分野別の専門家(弁理士)を通じてIP実務教育を強化

*大中小農漁業協力財団と協業し、中小ベンチャー企業の技術奪取予防にかかる法律諮問プログラムを運営

○ 国際発明展示会*への参加人数の拡大を通じて青年創業者アイデア製品の開発活性化及び試作品に対する市場検証を拡大

*ジュネーブ国際発明展示会(2020年9月予定)

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・IP関連教育及び特化コーチングの実施				
ーIP関連教育の実施			○	○

－IP 関連特化コーチングの実施			○	○
・国際発明展示会への参加				
－国際発明展示会への参加			○	

8-5. 保健産業における創業企業の IP 管理力量強化プログラムの運営(保健福祉部)

推進背景及び目的

- 段階別の体系的な教育により保健医療実務者グローバル事業化力量を強化

－保健医療実務者の基本力量向上、Death Valley 克服のための競争力強化教育及び専門力量強化教育など体系的な教育を遂行

2020 年度の主要推進計画及び日程

- 保健医療グローバル知的財産セミナーの運営

－保健医療分野のグローバル企業及び国内先導企業などの知的財産動向の把握、保護・対応戦略の事例など、保健医療実務者などの R&D 成果を事業化する IP 実務力量強化の教育を遂行

- 創業企業実務者の技術経営(MOT)教育

－保健医療創業企業に対し知的財産制度の紹介、戦略策定、事業化教育を推進

2020 年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・知的財産専門家養成プログラム				
－保健医療知的財産セミナーの開催		○		
－保健医療技術経営(MOT)など実務者教育		○	○	○

9 中小企業のカスタマイズ型 IP 管理人材養成支援体系の構築

9-1. 中小企業対象のカスタマイズ型 IP 教育の運営(特許庁)

推進背景及び目的

- 知的財産の価値が高まる第四次産業革命時代に対応し、企業のイノベーション成長と成果を引き上げる知的財産実務人材の養成が必要

2020 年度の主要推進計画及び日程

- 第四次産業革命関連の協会・団体協力型企業の教育

－中小企業の技術保護力量向上のために関連機関と協力して技術保護の事前予防、技術奪取・流出、紛争対応などに対する IP 教育を推進

－IP 金融拡大*、日本の輸出規制対応**など主要懸案に対応して IP 活力量を備えた実務人材養成教育を推進

*韓国金融研修院などと協力して検討した後、関係者を対象に IP 金融実務能力の培養のための教育など懸案に合わせて設計・提供

**素材・部品・設備の競争力強化対策に対応して関連機関と協力体系を構築し、IP-R&D 戦略支援など事業連携教育の推進を検討

○ 創業保育センター連携の企業教育

－韓国創業保育協会と協力して全国 260 余りの創業保育センター(BI)対象の事前需要調査を通じて教育拠点センターの選定、入居企業対象の教育

－一般センター(実務事例中心の知的財産基本教育)及び特化センター(センター別の特化技術分野中心の知的財産教育)の区分教育の運営

－創業初期から強い IP 創出を通じて紛争対応、活用価値向上の支援

※2020 年に 8 拠点センターを選定(2019 年 6 センター)、センター別に 3 回(回あたり 3 時間)の教育を実施する予定

2020 年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・協会・団体協力型の企業教育				
－協力関連機関の発掘及び細部運営計画の策定	○			
－IP 保護及び活用分野企業教育の企画及び運営		○	○	○
－企業・機関実務者教育の成果発掘				○
・創業保育センター連携の企業教育				
－関連機関の業務会議及び細部運営計画の策定	○			
－教育拠点創業保育センター別の教育企画及び運営		○	○	○
－企業・機関実務者教育成果の発掘				○

9-2. 教育便宜性向上のための IP e-ラーニング課程の拡大(特許庁、文化体育観光部)

※課題 5-1 と統合作成

※課題 14-3 と統合

9-3. 著作権教育産業分野連携のシステム構築(文化体育観光部)

※課題 5-3 と統合作成

9-4. オープンソースソフトウェア活用基盤の構築及び活性化支援(文化体育観光部)

□ 推進背景及び目的

- オープンソースソフトウェアは未来の重点産業*としてその活用性が増加しており、その範囲が医療、金融、国防などに拡大

*ビッグデータ、クラウド、モバイル、物のインターネット、3Dプリンターなど

※2017年のオープンソースソフトウェア市場規模は1,890億ウォン規模と推定、2016年対比17.9%増加し、2021年には市場規模が3,000億ウォンを突破して3,430億ウォン規模に到達するものと見込まれる(NIPA2018年公開ソフトウェア企業便覧)。

- オープンソースソフトウェアライセンスの自律遵守基盤構築及び認識向上の活動を通じて正しいオープンソースソフトウェアライセンス活用文化の定着を誘導

□ 2020年度の主要推進計画及び日程

- オープンソースソフトウェアライセンスコンサルティング及び専門校育運営を強化

ー国内中小ソフトウェア開発企業対象に専門・相談・ガバナンス・深化コンサルティングの提供

ー大学生/青少年を対象にオープンソースソフトウェアライセンスの認識向上教育を推進

ーソフトウェア企業の開発者及び法曹人などを対象にライセンス専門教育課程を運営

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・オープンソースソフトウェア活用基盤の構築活性化支援				
ーオープンソースソフトウェアライセンスの認識向上及びコンサルティング・専門教育課程運営事業基本計画の策定	○			
ーオープンソースソフトウェアライセンスの認識向上及びコンサルティング・専門教育課程の運営		○	○	○

9-5. 知的財産学単位銀行制度の運営(特許庁)

※課題 5-1 と統合作成

9-6. 著作権職務能力の開発及びコンサルティングの運営(文化体育観光部)

※課題 5-3 と統合作成

9-7. 著作権現場従事者職務力量の強化(文化体育観光部)

※課題 5-3 と統合作成

9-8. 文化芸術人著作権実務力量の強化（文化体育観光部）

※課題 14-2 と統合作成

9-9. 農業経営体対象の訪ねるカスタマイズ型 IP 教育（農林畜産食品部）

※課題 6-5 と統合作成

9-10. カスタマイズ型保健医療の IP 人材養成プログラム（保健福祉部）

※課題 8-5 と統合作成

9-11. 山林新品種保護出願のカスタマイズ型コンサルティング及び説明会（農林畜産食品部）

推進背景及び目的

種子 R&D 推進を通じて種子輸出市場の拡大など可視的な成果を達成し、増大する品種分野における侵害紛争の対応が必要

2020 年度の主要推進計画及び日程

新品種育種裾野の拡大及び出願活性化のための現場訪問コンサルティングを強化

※民間、団体、機関などを対象に常時支援（62 回）

山林植物品種保護説明会の開催（1 回）及び山林植物新品種の開発*を支援

*民間育種：（2019 年）11 品種（44 百万ウォン） → （2020 年）6 品種（24 百万ウォン）

*職務育成：（2019 年）8 品種（5.1 百万ウォン） → （2020 年）7 品種（5.05 百万ウォン）

-主要法令の制定・改訂、育種家の支援及び林産業支援制度などに対する案内、山林新品種の育種に対する情報、産業化成功事例の共有を通じた産業化を推進

2020 年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・訪ねる現場訪問コンサルティング	○	○	○	○
・山林植物品種保護説明会の開催など				○

10 創出された IP の体系的な管理基盤の構築

10-1. 政府出資（研究機関）TLO の力量強化推進（科学技術情報通信部）

推進背景及び目的

- 政府出資(研究機関)の成果拡散専担組織(TLO)実務者対象に業務段階・力量別カスタマイズ型教育を推進し力量強化の機会を提供
- 政府出資(研究機関)別の IP 経営戦略コンサルティングを通じて IP 経営戦略の高度化、成果拡散専担組織(TLO)実務者力量の強化・保有特許資産に対する管理強化が必要
- 2020 年度の主要推進計画及び日程
- 推進中の「政府出資(研究機関)の IP 経営戦略コンサルティング支援事業」の結果に基盤して政府出資(研究機関)別の特性に合う IP 経営戦略策定の完了(～2020 年)
- 政府出資(研究機関)の技術移転専担組織(TLO)の力量強化のために実務者の意見を収集した実質的な教育を推進

2020 年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・政府出資(研究機関)別の特性に合う IP 経営戦略の策定				○
・政府出資(研究機関)技術移転専担組織(TLO)の力量強化		○		

10-2. 技術評価機関の専門性強化教育の実施(産業通商資源部)

- 推進背景及び目的
- 既存の技術金融システムには IP 価値評価の結果が反映されてないため、優秀な IP を有する企業の金融アクセシビリティが高くなかった。
- 2020 年度の主要推進計画及び日程
- 技術評価報告書の品質管理を通じて信頼性を向上する。
- 民間主導の技術評価市場のために品質管理評価機関との協議を強化し、コンサルティング方式の品質管理を導入
- 技術評価機関従事者の評価力量を強化
- 基礎課程と報告書作成過程に分離し、実質的な報告書作成力量の確保が必要、技術価値評価の先進化モデル高度化方案の研究

2020 年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・企業構造調整促進法指定品質管理協議会の運営及び管理		○	○	○
—企業構造調整促進法品質管理委員会の構成 —技術評価機関の品質管理		○	○	○
・技術評価機関力量強化の教育			○	○

－基礎及び報告書の作成教育			○	○
---------------	--	--	---	---

10-3. 技術経営専門人材の養成(産業通商資源部)

※日没事業(産業通商資源部、産業専門人材力量の強化)

11 グローバル IP 管理力量の強化

11-1. グローバル IP 実務力量の強化(特許庁)

□ 推進背景及び目的

○ 韓国経済は海外依存度が高く、海外進出の中小・中堅企業のグローバル知財権競争力の強化と輸出企業の育成が必要

□ 2020 年度の主要推進計画及び日程

○ (中小企業の IP ダイレクト支援サービス) 中小企業の経営現場で発生する至急な IP 隘路事項に対し地域知識財産センターを通じて緊急サービスを支援

－IP 死角地帯にある地域零細中小企業の IP 隘路事項を随時に相談及び即時に支援

－地域産業団地公団内の中小企業 IP 力量向上のために産業団地公団と協力して現場密着型 IP サービスを提供する「ウリ産団特許チーム」を運営

○ (グローバル IP スター企業の育成) IP の体系的な総合支援を通じてグローバル市場進出及び地域経済を先導する中小企業の育成

－グローバル IP スター企業選定時に地域特化・戦略産業群の優秀企業に優遇加点を付与

－グローバル IP スター選定企業に海外出願及び特許登録費用の支援を推進

2020 年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・中小企業の IP ダイレクト支援				
－IP 隘路事項の随時相談・支援	○	○	○	○
－ウリ産団特許チームの運営		○	○	○
－支援企業選定基準の改善		○		
・グローバル IP スター企業の育成	○	○	○	○
－地域特化・戦略産業群の優秀企業優遇支援	○	○	○	○
－海外出願費用支援の拡大	○	○	○	○
－審査中間対応(0A)及び登録費支援の推進	○	○	○	○

11-2. 韓流拡散のためのオンライン教育コンテンツの開発(文化体育観光部)

※課題 14-3 と統合作成

11-3. IP-DESK の拡大及び専門性の強化(特許庁)

□ 推進背景及び目的

○ 模倣品による非侵害及びグローバル企業の特許攻勢強化により海外現地の韓国企業の知財権保護のための総合支援体系が必要

ー海外進出の中小・中堅企業を対象に海外現地における権利確保・侵害対応支援を通じて成功的な海外市場の定着を支援

□ 2020 年度の主要推進計画及び日程

○ 海外知財権保護インフラの強化

ー模倣品の生産が多く、韓流便乗企業が複数の売り場を運営中のフィリピンに IP-DESK を新規に開所

ー貿易館別の海外代理人プールを運営し IP-DESK 未設置国にも商標・デザインに対する出願を支援

2020 年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・海外知財権保護インフラの強化				
ーフィリピンに IP-DESK を新規開所 ーIP-DESK 未設置国における支援強化	○	○	○	○

11-4. 著作権海外事務所の運営(文化体育観光部)

□ 推進背景及び目的

○ 韓流コンテンツの消費が全世界に拡大されているが、デジタル技術の発展と新しい流通プラットフォームを通じて韓流コンテンツの不法流通が増加

ー不法コンテンツのオンライン流通サーバーの所在地として IT インフラの水準が高い国が悪用される事例を防止するために国際協力の強化が必要

ーセンター未設置国に進出した韓国のコンテンツ企業を対象に国別の韓流コンテンツ市場規模などコンテンツの流通実態と著作権保護戦略及び現地法制度関連の情報提供が急がれる。

□ 2020 年度の主要推進計画及び日程

○ 現地所在の国内関連機関間の協力体系を構築し、韓流コンテンツの成長市場及び新興市場を対象に著作権海外事務所を新設・拡大*を検討

* (2019 年) 中国、タイ、フィリピン、ベトナム 4 ヶ所 → 米州、欧州など 10 ヶ所 (~2023 年)

※拠点拡大は現地事務所の運営又は国内関連機関(海外文化広報院、韓国文化院、韓国コンテンツ振興院など)の現地事務所及び現地関連機関に専門官を派遣し運営

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・著作権海外事務所の拡大推進				
－必要予算の確保に努力		○	○	○

11-5. 国際専門人材の養成及び国際機構内への人材派遣拡大(特許庁)

推進背景及び目的

WIPO(世界知的所有権機構)内の特許・商標・著作権分野の常設委員会における韓国国益に符合する意見を改進できる人材が必要

韓国企業に役立ち、産業通商資源部の新南方政策などに積極的に呼応する知財権通商戦略の策定を通じて国益を向上

2020年度の主要推進計画及び日程

国際機構の著作権保護及び調停人材を招聘して協力方案を論議

－著作権調停及び執行部門間の情報交流及びWIPOとの協力

2020年度の韓-サウジ Action Plan の策定及び追加人材派遣の推進など、韓-サウジ間の協力事業の拡大強化

ラオスなどその他のASEAN国に知財権コンサルティング事業を拡大して韓国企業に親和的な現地知財権制度の構築

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・韓-サウジ協力事業の拡大	○	○	○	○
－追加人材派遣の推進	○	○	○	○
・韓-ASEAN 知財権コンサルティング事業の拡大	○	○	○	○
－ラオスなどその他の国に拡大	○	○	○	○

11-6. 国際種子生命教育センターの新築及び教育運営(農林畜産食品部)

※課題 6-5 と統合作成

4 現場融合型「IP人材育成基盤」の内実化

12 生涯周期別 IP 人材成長支援プログラムの運営

12-1. 青少年発明教育のためのインフラ拡充(特許庁)

□ 推進背景及び目的

○ 技術と産業の融合・複合、職場づくりの様態が変化する第四次産業革命時代には挑戦性と創意性を備える人材が求められる。

ー発明教育は第四次産業革命時代に必要な創意・融合型の人材育成、イノベーション成長のための創業・職場づくりの重点教育として位置づけられる。

※発明教育は創意的問題解決能力と思考力を開発し、創意性、融合・協業、挑戦精神などを自然に体得できる。

ー毎年急増する青少年発明教育の需要に対応し、未来革新人材養成のために発明教育の拡散が重要

※発明教育需要年平均の増加率は約 22% : 5.7%(2016年) → 8.3%(2017年) → 9.8%(2018年) → 10.3%(2019年)

□ 2020年度の主要推進計画及び日程

○ (発明体験教育館) 体系的・効率的な運営のために完工前に、条例・運営規定*を制定し、予約管理などのためのシステムの構築を推進

*運営費のマッチング、教員の派遣、予算、人材管理、教育課程の編成・運営などを規定

○ (発明教育センター) 発明教育センターのインフラ(教育場、工作施設など)とメーカー体験施設(3Dプリンター、レーザーカッティング機など)を連携運営し、アイデアの発想から試作品の製作までワンストップの教育課程を提供

ー発明教育センターの体系的な運営のために小中高のレベル別・段階別の共通プログラムを開発・配布

※小学生(2018年)、中学生(2019年)に続き 2020年も高校生を対象に最上位レベルの教育プログラムを開発(小中高レベル別の基礎ー上級ー応用の9段階教育プログラムを完成)

○ (発明・特許特性化高校の運営) 教育運営体系、管理運営指針、成果指標などを改善して事業運営の内実化を推進

○ (IPマイスター) 職業系高校の職務発明教育拡散のために IPマイスタープログラム選抜人数の拡大*を推進

*選抜人数：(2019年)50チーム → (2020年)100チーム

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・発明教育インフラの強化と体系的な発明教育の推進				
－地域発明教育インフラの構築	○	○	○	○
－次世代英才起業家育成事業の運営	○	○	○	○
－発明・特許特性化高校の運営	○	○	○	○
－IPマイスタスタプログラムの運営	○	○	○	○

12-2. IP教育教材など教育ツールの高度化(特許庁)

推進背景及び目的

○ 技術と産業の融合・複合、職場づくりの様態が変化する第四次産業革命時代には挑戦性と創意性を備えた人材が求められる。

2020年度の主要推進計画及び日程

○ (次世代の英才起業家) 基本課程終了後、高等・大学までの空白期(chasm)を解消し、実際に創業まで繋がる専門課程の設計と運営

－実戦創業入門、創業体験、インターシップなど教育院別の特性によって学習者が選択できる様々なモジュール型の課程を提供

○ (進路コンテンツの開発) 発明関連の主要職種と要求力量を分析し、学生の希望進路、関心職種と連携した進路探索プログラムの研究・開発

*正規・非正規教科において進路探索と連携した発明教育推進方案を研究

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・次世代英才起業家育成事業の運営	○	○	○	○
・進路コンテンツの開発	○	○	○	○

12-3. 発明教育統合支援センターの設置及び運営(特許庁)

※課題 12-1 と統合作成

12-4. 大韓民国学生創意力チャンピオン大会(特許庁)

推進背景及び目的

○ 発明展示会及び創意力チャンピオン大会などを開催し、発明人材を発掘

－受賞者に対し発明体験教室、チームビルディング教育などを提供し創意力を増進

□ 2020年度の主要推進計画及び日程

○ 学生発明展示会*の優秀受賞者に青少年発明家プログラムとの連携を通じてアイデアの高度化及び権利化など後続支援を強化

*「大韓民国学生発明展示会」の授賞式及び展示会、「大韓民国学生創意力チャンピオン大会」の本選大会及び授賞式、「青少年発明家プログラム」の広報館を統合し運営

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・優秀人材発掘のための発明・創意力大会の運営				
－大韓民国学生発明展示会の運営	○	○	○	
－大韓民国学生創意力チャンピオン大会の運営	○	○	○	
－青少年発明家プログラムの支援	○	○	○	○

12-5. 青少年発明家プログラム(特許庁)

※課題 12-4 と統合作成

12-6. 大韓民国学生発明展示会(特許庁)

※課題 12-4 と統合作成

12-7. 著作権体験教室運営の効率化(文化体育観光部)

□ 推進背景及び目的

○ 小中等教育課程において教師が体験中心の著作権教育を実施できるよう支援することによって、著作権問題に容易に露出される青少年の著作権に対する認識向上及び学校における著作権教育の内在化を図る。

□ 2020年度の主要推進計画及び日程

○ 島嶼僻地・離島、地域児童センターなど経済的・社会的教育脆弱階層のIPアクセシビリティ向上のために直接訪問する「尋ねる発明体験教室」を拡大

*全国206の発明教育センターの既存インフラ(教員・カリキュラム・コンテンツ・資機材)を活用して申請者の需用に合わせて体験・実習中心の発明教育を提供

○ 学校現場における体験中心著作権教育の内在化

－全国小中高校で1学校当たり1クラス以上又は学内サークルなどを対象に著作権体験教室の運営を支援

※体験教室運営教師のコミュニティを通じて運営支援を強化

－体験活動中心の著作権教育プログラム活用を通じて著作権の概念、正しい著作物の利用

方法、著作権問題解決方法などを教育

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
－社会的脆弱階層の発明教育支援	○	○	○	○
－体験教室の選定	○			
－体験教室運営教師の研修	○	○		
－体験教室の運営		○	○	○
－体験教室の運営結果報告及び評価				○

12-8. 大学と業務協力を通じた実務中心の専門学位課程の運営(特許庁)

推進背景及び目的

○ 企業の知的財産人材、知的財産法曹人などの現職人材を対象に現場の専門性と業務力量の向上を目的に課程を運営

○ 企業間の知財権競争が熾烈になるにつれ、これに対し効果的に対応できる知的財産専門人材が企業の中核資産として登場

○ 国内外の訴訟に対する対応能力と R&D・技術投資などを IP 戦略と融合させて高品質の特許を獲得できる専門人材が必要

2020年度の主要推進計画及び日程

○ 知的財産専門学位課程の運営

－既存の専門学位課程とともに産業界における新規需要を反映した第四次産業革命技術分野*(製薬・バイオ、AI など)の短期教育課程を追加で導入

*2020年から製薬・バイオを始めロボット・人工知能など段階的に開設する予定

－産学協力プログラムを開発運営し、支援大学対象に事業のモニタリングを実施

※高麗大、壇国大、KAIST、弘益大(支援終了後自立運営)、東国大(支援中)

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・知的財産専門学位課程				
－短期実務教育課程の開設及び運営	○		○	
－産学協力プログラムの開発及び運営		○	○	
－支援大学対象に事業モニタリング実施		○		○

12-9. 次世代 IP リーダ養成プログラムの運営(特許庁)

推進背景及び目的

○ 実用的な特許教育の拡大を通じて産業現場に適合した人材を養成し、士気を鼓吹させ、大学生の創意的なアイデアを産業界に供給

□ 2020年度の主要推進計画及び日程

○ 産学官協働型知的財産大会を統合して運営

－「大学創意発明大会*と「キャンパス特許戦略ユニバーシアード**」を連携

*創意力のある知的財産人材を発掘して権利化・事業家教育を支援し、参加大学(ワン)生の知的財産権の認識を向上

**大学の実用的な特許教育の拡大を通じて企業が必要とする IP 人材を養成、大学の創意的アイデアを産業界に供給

－愛額創意発明大会の「既存の自由部門及び企業が参加する公募部門」を統合した後、「発明事業化部門」に改編して特許ユニバーシアード「事業化部門」として公告する予定

*（発明事業化部門）企業などが保有する特許・デザインを分析して IP ビジネス戦略を策定

－キャンパス特許戦略ユニバーシアードは既存の先行・戦略部門を「戦略部門」に統合して運営

※後援機関(企業など)は賞金、問題出題、審査、賞状など後援し運営

－受賞者事後管理プログラムの強化*を通じて就業率が高まると期待

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・産学官協働型知的財産大会の運営				
－IP教育プログラム(事前・集体教育など)の強化運営		○	○	
－受賞者事後管理プログラムの強化		○	○	○

12-10. IP教育先導大学支援事業の運営(特許庁)

□ 推進背景及び目的

○ 大学における IP 教育力量の強化及び自立的な教育基盤の構築を通じた体系的な IP 人材養成が必要

－全国4年制大学*を対象に知的財産教育先導大学を指定し、IP 正規教科目の開設及び融合教育の運営

*2019年運営(17校)：金烏工大、国民大、慶熙大、安東大、牧園大、群山大、大真大、東亜大、ソウル科技大、延世大、嶺南大、済州大、成均館大、漢城大、慶星大、安養大、崇実大

※大学当たり年2億ウォンずつ支援及び知的財産専担教授を採用

2020年度の主要推進計画及び日程

IP教育先導大学の運営

－学生の就業・創業に実質的に役立つ現場体験中心のIP教育プログラムの開発・運営

－特許技術の活用活性化のためのIP活用教育を拡大・伝播し、職業探索・進路決定を支援する特許分析基盤の進路教育を導入

－IP学位・認証制度の拡散のための大学別の制度が必要

※学位・認証制度：一定単位以上の知的財産教育を履修すると卒業証書などに明示

－先導大学が対内外のネットワークを構築し、地域企業・住民・学制などを対象に様々なカスタマイズ型IP教育プログラムを構築

－IP基盤多学制間の融合教育、IP-R&D教育の運営

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・知的財産教育先導大学の運営				
－現場実務中心のIP教育プログラムの開発・運営	○	○	○	○
－興味を誘発するIP進路教育コンテンツの開発		○	○	○

12-11. 大学連携の創意人材著作権専門講座の運営(文化体育観光部)

推進背景及び目的

大学における著作権講座の開設を通じて文化芸術、コンテンツ・メディアなど創作・ベンチャー創業関連分野における著作権の知識を備えた創意人材を養成

2020年度の主要推進計画及び日程

大学(院)で単位が付与される著作権の教養又は専攻講座の開設(4大学以上)

－年間16講座以上を運営(1学期・2学期合算)

－主管大学の運営成果・事例の交流を促進(ワークショップ・事例資料など)

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・大学連携著作権専門人材養成課程の運営				
－大学連携著作権専門人材養成課程の運営(1学期)	○	○		
－大学連携著作権専門人材養成課程の運営(2学期)			○	○

12-12. 大学連携著作権の開かれたフォーラムの運営(文化体育観光部)

- 推進背景及び目的
- 大学と連携したフォーラムの開催などを通じて大学生の著作権保護認識向上を推進
- 2020年度の主要推進計画及び日程
- 大学及び著作権関連団体と連携して著作権の開かれたフォーラムの開催(計2回)。
 - ー日常においてよく接する著作権侵害事例を中心に開かれたフォーラムを開催
 - ー文化コンテンツ関連学科所在の大学及び著作権関連団体とそれぞれ共同で1回開催

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・著作権の開かれたフォーラム				
ー大学(1回)及び産業界(1回)連携開催		○	○	

13 ワンストップ創業・就業連携プログラムの運営

13-1. 自治体ー地域企業の協業を通じて IP 地域人材の養成(特許庁)

- 推進背景及び目的
- 自治体ー地域大学ー企業が協力して現場で必要な IP 人材を養成し、採用連携課程を運営
 - ー自治体は地域内のネットワークを積極的に活用し、地域大学の就業連携プログラム*に地域企業が積極的に参加できるように誘導

*就業条件付き協約、IP 就業教育キャンプなど

- 2020年度の主要推進計画及び日程
- 就業連携の IP 地域人材養成
 - ー企業の懸案問題、学生のレベルなどを鑑み、就業に特化された「進路探索ー教育・訓練ー就業支援」の段階別教育プログラム*を運営

*IP 基盤の進路教育、企業現場実習など

- ー自治体ー地域センターー大学間の情報交流を拡大し、優秀事例、ノウハウなどを共有して成果管理*を強化させ事業成果を極大化

*統計基準の整備及び教育・モニタリングの新規運営などを通じて事業成果を極大化

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・就業連携 IP 地域人材の養成				
ーネットワーク及び成果管理の強化 ー進路・適正検査など IP 進路教育の運営 ー現場実習の運営(チームプロジェクト、企業実習など)	○ ○	○ ○ ○	○	○ ○

13-2. 実務学制型のデザイン融合型専門人材の養成(産業通商資源部)

※日没事業(産業通商資源部)

13-3. 産学協力コンテンツワンキャンパス専門人材の養成(文化体育観光部)

※3-4に課題として統合記載

13-4. 製薬・医療機器産業における IP 専門人材の養成(保健福祉部)

□ 推進背景及び目的

○ 製薬技術経営、認許可及び保険登載、マーケティングなど分野に多学制間の融合知識及び実務力量を向上させ、新市場創出に重点的な役割を担当する製薬産業専門人材を養成

○ 医療機器産業に特化された実務型高級融合専門人材の養成により、産業の「持続的な発展のための基盤」を構築

□ 2020年度の主要推進計画及び日程

○ 製薬産業の特性化大学院の支援

ー製薬産業の専門人材養成のために大学内の製薬産業関連の学位課程(修士レベル)を設置・運営するなど製薬産業の特性化大学院を支援

*2020年度3大学で運営：成均館大、梨花大(2016年1月～2020年12月)、延世大(2018年1月～2020年12月)

ー運営高度化方案の設定などを通じて新規大学の公告・選定

※製薬産業人材養成協議体を通じて意見などを反映し、2021年に新規選定公告を施行

○ 医療機器産業特性化大学院の支援

ーR&D・企画、認許可、保健及びマーケティングなど医療機器産業の全周期における課程別の専門家教育課程を運営(継続)

*東国大(～2020年12月)、延世大(～2020年12月)継続支援

－医療機器産業特性化大学院の段階評価及び2020年度の事業者確定(下半期、継続支援又は新規で公募)

* (上半期) 2020年に新規大学院の選定(1大学院)、(下半期)2021年に新規大学院の選定(1大学院)

－医療機器産業特性化大学院の高度化方案策定の研究

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・製薬産業特性化大学院の支援				
－製薬産業特性化大学院学位課程の運営 (標準教科課程及び教材の共同開発、運営委員会の運営など)	○	○	○	○
－大学別内部評価の実施				○
－2021年に特性化大学院の新規選定				○
・医療機器産業特性化大学院の支援				
－特性化大学院学位課程の運営(1学期)/高度化の研究/新規指定		○		
－特性化大学院学位課程の運営		○	○	

13-5. 事業化連携の実戦型デザインプログラムの運営(特許庁)

推進背景及び目的

○ (D2Bデザインフェア)若いデザイナーにデザインを権利化・事業化する機会を提供し、IPに強いデザイナーに育て、国内の中小企業等に創意的なデザインを供給

※2つの公募部門(自由公募、企業参加の公募)の運営

2020年度の主要推進計画及び日程

○ 優秀事例集の製作・配布、企業訪問の説明などを通じて参加企業・学生を募集

－歴代受賞作の冊子を製作して参加企業の募集に活用し、デザイン権関連の協会会員に配布して受賞作の広報・大会の参加を督励

－デザイン関連企業などの現場を訪問して大会の説明及び相談を進行

○ 若いデザイナーを対象に知的財産権の教育及び優秀作品に対する後続支援を強化

－デザイン権中心のIP教育から特許・実用新案などへ教育範囲を拡大して答案の品質を向上

－優秀出品作に対する知的財産のコンサルティング及び権利化を支援

2020年度の主要推進計画	推進日程
---------------	------

	1/4	2/4	3/4	4/4
・D2B デザインフェア				
－大会の公告及び受付 －D2B サマースクール、デザイン登録出願 －受賞者の発表及び授賞式	○	○	○	

13-6. 実験室特化型創業先導大学の運営(科学技術情報通信部、教育部)

推進背景及び目的

○ 大学が保有する論文・特許形態のイノベーション技術を基盤にした「実験室の創業」を支援し、高級職場づくりと持続可能な創業エコシステムを造成

○ 技術事業化の動力確保のために特化した教育インフラを造成して専門人材の養成・排出

2020年度の主要推進計画及び日程

○ 既存の遂行大学*に対する段階評価を通じて追加支援の可否を決定し、新規有望技術を発掘して創業誘導を支援する。

*既存の遂行大学(5大学)：崇実大学、延世大学、全北大学、韓国産業技術大学、漢陽大学

○ 研究成果を創業に繋ぐ大学文化の造成のため、事業遂行大学の拡大及び創業成功支援の基盤を構築

－実験室特化型の創業先導大学の指定を拡大(2019年：5大学 → 2020年：15大学)

*既存の支援大学に対しては段階評価を通じて追加支援を決定する予定

－創業成功企業に対する事業化の支援(中小ベンチャー企業部の初期創業パッケージ、2020年、新規75億ウォン)

○ 大学別のIP特化プログラムの構成を通じてIP高度化の推進

－実験室の技術基盤創業達成のために大学の特性に合うIPプログラムを構成して実験室別の特許確保強化を推進

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・2019年の遂行大学に対する段階評価の実施(実験室創業)	○			
・2020年の実験室特化型創業先導大学事業の遂行	○	○	○	○

14 IP認識向上プログラムの強化

14-1. 企業における CEO 中心協力ネットワークの構築(特許庁)

※課題 8-1 と統合記載

14-2. 訪問型著作権教育の運営(文化体育観光部)

推進背景及び目的

小中高校及び文化芸術・公共・大学など脆弱部門に対する訪問型著作権教育を拡大・強化

2020 年度の主要推進計画及び日程

(学校訪問の教育) 小中高校を訪問して青少年・教職員・父兄を対象に教育

(脆弱部門の訪問教育) 文化芸術・公共・大学など認識脆弱部門の従事者を対象に教育

2020 年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・訪問型著作権教育の拡大・強化				
－基本計画の策定	○			
－学校訪問教育の申請受付	○			○
－学校訪問著作権教育の運営		○	○	○
－文化芸術・公共部門教育の申請受付・運営	○	○	○	○

14-3. 著作権オンライン教育コンテンツの強化(文化体育観光部)

推進背景及び目的

さまざまな分野における著作権教育の需要を充足するためのオンライン教育コンテンツの開発を強化し、関連機関の協力課程の運営を拡大

2020 年度の主要推進計画及び日程

(アカデミー課程) さまざまな著作権教育プログラムの運営のための著作権専門人材の養成を図り、対国民の著作権認識裾野を拡大する。

※産業従事者、一般人、大学生、公務員、父兄、青少年など計 32 課程を運営

(生涯教育課程) 生涯教育振興政策と連携した一般国民向けの著作権生涯教育を運営

※一般人と実務者向けに 3 つの上級有料課程を運営

(外部協力課程) 公共機関及び生涯学習機関向けに著作権教育協力課程の運営を通じて遠隔教育コンテンツを共同で活用

※全国の大学・関連機関(2020 年の目標は 80 機関)連携の外部協力の著作権遠隔教育

○（遠隔教育コンテンツの開発）参加・創意・体験教育など教育アクセシビリティの向上及び多様性を追求するための需用カスタマイズ型遠隔教育コンテンツを開発・普及

※教員、アカデミー、生涯教育コンテンツなど新規及び更新開発を推進（新規：教員2種、アカデミー3種、更新：高い学習の選好により最新性、機能向上、活性化を強化）

○（総合広報）著作権の遠隔教育の活性化のための対象別、職群別の様様なオン・オフラインの広報

※機関の業務合意、博覧会・コンファレンスの参加、案内資料・ポスターの配布、公共ポータルバイラル・コミュニティ広報など教育活性化を推進

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・著作権の遠隔教育				
－遠隔教育課程の運営	○	○	○	○
－遠隔教育コンテンツの開発		○	○	○
－遠隔教育の総合広報		○	○	○

15 IP人材養成協力・研究プログラムの運営

15-1. IP国際協力教育プログラムの運営(特許庁、文化体育観光部)

□ 推進背景及び目的

○ 韓流進出国を対象に著作権分野のフォーラム・セミナー開催及び政府間会議を通じて持続的な韓流輸出ネットワークを拡大

－中国・東南アジア政府との著作権分野における交流の強化及び訪韓研修の支援など、担当者教育を通じて現地著作権の合法利用環境を造成

○ 韓流コンテンツ企業の海外進出拡大のための現地流通チャンネル間の交流を活性化

－国内権利者など需要者中心の民間交流の定例化支援を通じて民間主導の現地合法利用チャンネルを拡大

－現地著作権紛争予防のための合法利用の相談及びコンサルティングを支援

□ 2020年度の推進計画及び日程

○ 韓国著作権関連機関の訪問研修、著作権保護及び調停人材向けワークショップの開催

－韓流対象国公務員を対象にした韓国の著作権関連機関訪問研修を推進し、韓国著作権の法律・国際動向・信託管理などを教育

－韓流対象国を中心にジャンル別に合法流通交流会を開催し、海外進出企業を対象に著作権紛争予防のための実務アカデミー・説明会を開催

－韓国の著作権現況及び法律体系、国際著作権の調停動向、信託管理団体の現況及び活動などの教育

－著作権執行部門教育の実施、著作権の国際的イシュー及び協力方案について議論、著作権・コンテンツ部門の国内調停人材間の経験共有及び国際調停力量の強化のための世界知的所有権機構との協力方案などについて議論

○ 開発途上国の著作権に対する認識向上事業及び国際協力の推進

－韓・中・ロ・モンゴルの4カ国の著作権関連制度など著作権小地域会議を開催

－カンボジア、ミャンマー、モンゴルを対象に信託管理団体の設立及び強化支援

－アジア太平洋地域の3カ国を対象に著作権についての諮問及び経験を共有

○ 国際著作権交流協力の強化

－最新グローバル著作権の懸案に関する理解向上及び効果的な対応のためのソウル著作権フォーラムを開催

－主要国間の著作権イシュー及び総合協力に関する議論のために韓・中、韓・日、韓・東南アジア(タイ、フィリピン、ベトナム)の著作権フォーラム及び政府間会議を開催

－WIPO 協力事業として国際著作権保護人材ワークショップ及び著作権関連機関の訪問研修を推進

○ 海外進出支援及び現地紛争予防のための海外合法利用拡大の支援

－海外進出支援専門家の説明会及びカスタマイズ型交流会の開催

－韓・中分野別交流会の定例化を通じて海外進出及び著作権保護を支援

－中国・東南アジア標準契約書の配布及び契約書のコンサルティングなど紛争予防を支援

○ IP Panorama*改訂版に最新事例の搭載及びユーザーインターフェースを改善し、韓-WIPO 共同の国際知的財産教育課程(AICC)を運営

*知財権と国際取引などビジネス観点から知財権の活用戦略を紹介するために2007年に開発

－WIPO Academy と協力してオンライン課程を多角的に広報し、6週間のIP Panorama の受講(3～6月中)及び修了者向けにWIPO Academy DL-450 を開講(7～8月中)

－オンライン課程における成績優秀者向けにオフラインの短期集中研修課程を実施(11月中、ソウル)

2020年度の主要推進計画	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
・著作権管理及び保護能力の向上事業				
－韓国著作権関連機関の訪問研修 －保護執行人材力量強化の研修(ワークショップ)				○ ○
・著作権認識向上事業	○	○	○	○
・国際著作権交流協力				
－ソウル著作権フォーラムの開催 －韓・中、韓・日、韓・タイ、韓・フィリピン、韓・ベトナムの著作権フォーラム －WIPO 協力事業の推進			○	○ ○
・海外進出支援及び紛争予防など合法利用の拡大				
－海外進出支援説明会 －韓中分野別の交流会開催 －標準契約書の配布及び契約書の検討などコンサルティング支援	○	○	○	○
・IP Panorama コンテンツの再開発				
－前半部のモジュールストーリーボード及びコンテンツの開発 －後半部モジュール原稿草案の開発		○	○	○ ○
・韓 - WIPO 共同の国際知的財産教育課程(AICC)の運営	○	○	○	○
－オンライン課程の広報 －オンライン課程(1-1段階)の運営 －オンライン課程(1-2段階)の運営 －オフライン課程(2段階)の運営	○	○	○	○

15-2. 産業財産権－著作権統合教育プログラムの運営(特許庁、文化体育観光部)

※課題 6-3 と統合作成

15-3. 著作権国際専門家養成のための協力プログラムの運営(文化体育観光部)

※課題 15-1 と統合作成

15-4. 韓流著作権輸出国ネットワークの拡大(文化体育観光部)

※課題 15-1 と統合作成

15-5. IP 人材養成実態調査の推進(国家知識財産委員会)

※国家知識財産委員会にて国内の IP 人材総合実態調査を実施(2020年上半期)